

令和 **2** 年版

おおいた
男女共同参画プラン
年次報告

はじめに

男女共同参画社会基本法では、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けております。

本県では、平成14年に「大分県男女共同参画推進条例」を制定し、平成15年には「大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）」を開設するとともに、平成18年に「おおいた男女共同参画プラン（改訂版）」、平成23年に「第3次おおいた男女共同参画プラン」を策定するなど、男女共同参画社会の実現に向けて「固定的な性別役割分担意識」の解消や環境整備などの各種施策を積極的に実施してまいりました。

平成28年3月には、これまでの成果と新たな課題を踏まえ、今後の取組を総合的かつ計画的に進めていくため、平成28年度から令和2年度までの5年間に計画期間とする「第4次おおいた男女共同参画プラン」を策定しました。この計画では、「固定的な性別役割分担意識のない、男女平等の大分県」、「男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が暮らせる大分県」、「男女が個性と能力を発揮できる、多様性と活力に富んだ大分県」をめざす姿として掲げ、様々な取組を行うこととしています。

本書は、大分県男女共同参画推進条例第19条の規定に基づく年次報告であります。この報告は、本県の男女共同参画の現状や推進に関する施策の実施状況を把握するための各種データのほか、「第4次おおいた男女共同参画プラン」の着実な推進を図るために設定された25の指標及び目標値（目標年度：令和2年度）の現況値等を示しております。

本書を通じて、県民の皆様一人ひとりが男女共同参画についての理解や関心を深めていただくとともに、男女共同参画社会の実現に向けて、市町村、地域団体、NPO等各種団体、企業などの連携促進の一助となれば幸いです。

令和2年11月

大分県生活環境部長 高橋 基典

目 次

第1部 少子・高齢化など社会を取り巻く環境	1
I 人口の推移	
1 男女別人口の推移と将来推計	2
2 男女別年齢3区分別人口と割合の推移	3
II 世帯の状況	
1 一般世帯数及び世帯人員の推移	4
2 家族類型別一般世帯数の推移	4
III 高齢化の状況	
1 高齢者人口の推移と将来推計	5
2 高齢化率の推移と将来推計	5
IV 出生と死亡	
1 合計特殊出生率の推移	6
2 出生数の推移	6
3 死亡率の推移	7
V 結婚と離婚	
1 婚姻件数の推移	7
2 初婚年齢（男女別）の推移	8
3 離婚件数の推移	8
4 未婚率の推移	9
5 生涯未婚率の推移	9
第2部 数値で見る大分県の男女共同参画の推進状況	11
第4次おおいた男女共同参画プランの体系	12
基本目標Ⅰ 男女共同参画に向けた意識改革	
重点目標1 男女の平等と人権を守る環境づくり	
(1)人権施策基本計画の策定済み市町村数	13
(2)女性の人権で問題となる項目	13
重点目標2 男女共同参画の視点に立った意識改革と社会制度・慣行の見直し	
(1)性的役割分担に対する意識改革	14
(2)「男女共同参画社会」の周知度	15
(3)男女の地位の平等感	15
重点目標3 男女の家事・育児・介護等への参画促進	
(1)男性が育児・介護休業を現実に取りづらい理由	16
(2)6歳未満の子どもを持つ男性の家事・育児関連時間	17
重点目標4 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	
(1)子どものしつけ・教育で気づかっていること	18
(2)子どもに望む学歴	18
(3)4年制大学進学に占める女性の割合の推移	19
基本目標Ⅱ 男女が安心できる生活の確保	
重点目標1 生涯を通じた健康支援	
(1)不妊専門相談センターにおける相談受理件数の推移	20
(2)乳がん検診受診率の推移	20
(3)子宮頸がん検診受診率の推移	21
(4)人工妊娠中絶の件数・実施率の推移	22

重点目標 2 ドメスティックバイオレンス (DV)、性犯罪等の被害者の支援

3 女性に対する暴力の予防啓発

(1) ドメスティック・バイオレンス (DV) 被害体験の現状	23
(2) 「夫の暴力」を主訴とする婦人相談所の相談件数と割合の推移	23
(3) 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数の推移	24
(4) 大分県の一時的保護件数の推移	24
(5) 人権について	25
(6) 県警総合相談室等の相談受理件数の推移	25

基本目標Ⅲ 女性の活躍の推進

重点目標 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

ア 議会の女性議員の状況

(1) 県・市町村議会における女性議員の割合の推移	26
---------------------------	----

イ 審議会等の女性委員の状況

(1) 国・県の審議会における女性委員の割合の推移	27
(2) 市町村の審議会等における女性委員の割合の推移	27
(3) 農業委員に占める女性の割合の推移	28

ウ 役職・管理職等への女性の登用

(1) 雇用者のうち管理的職業従事者に占める女性の割合の推移	28
(2) 県の女性管理職の割合の推移	29
(3) 総合農協の正組合員に占める女性の割合の推移	29
(4) 総合農協役員に占める女性の割合	30

重点目標 2 雇用等の分野における男女共同参画の推進

(1) 女性就業率の推移	30
(2) 女性の年齢階級別労働力率の推移	31
(3) 仕事との関係	31
(4) 総実労働時間数の推移 (事業所規模 5 人以上)	32
(5) 男女別きまって支給する現金給与額と男女間格差の推移 (企業規模 5 人以上)	32
(6) 職場における待遇の現状	33

重点目標 3 ワークライフ・バランスの推進

ア 家庭生活での男女の状況

(1) 男女の家事関連時間	34
(2) 家庭内における役割分担	35

イ 子育ての環境

(1) 延長保育実施箇所数、休日保育実施箇所数の推移	36
(2) 児童館数、児童クラブ数の推移	36
(3) 地域子育て支援拠点数の推移	37
(4) 育児休業制度の規定状況の推移	37

重点目標 4 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

(1) 農業就業人口 (販売農家) に占める女性の割合の推移	38
(2) 漁業就業者に占める女性の割合の推移	38

重点目標 5 男女が共に支える地域づくりの推進

(1) 地域活動への参画の現状	39
(2) 市町村における女性自治会長の人数・割合の推移	40
(3) 女性消防団員数と女性消防団員がいる市町村数の推移	40
(4) 女性が代表の NPO 法人の割合・法人数の推移	41
(5) 「男女共同参画」を活動分野としている NPO 法人の割合の推移	41

第3部 計画の進行管理のための指標（数値目標）	42
・ 第4次おおいた男女共同参画プラン進捗状況	43
第4部 令和元年度大分県の男女共同参画に関する事業	44
【1】 令和元年度おおいた男女共同参画プランに関する事業	45
【2】 令和元年度大分県DV対策基本計画に関する事業	60
第5部 令和2年度大分県の男女共同参画に関する事業	65
【1】 令和2年度おおいた男女共同参画プランに関する事業	66
【2】 令和2年度大分県DV対策基本計画に関する事業	81
第6部 市町村の男女共同参画の推進状況	86
1 市町村男女共同参画行政担当窓口	87
2 男女共同参画推進条例制定市町村	88
3 男女共同参画計画策定市町村	88
4 男女共同参画に関する宣言市町村	89
5 男女共同参画行政関係施策の推進状況	89
6 市町村議会における女性議員の状況・市町村における審議会等の女性委員の状況	90
7 市町村管理職職員の状況	91
8 自治会組織の代表者の状況	92
9 令和元年度市町村の男女共同参画関連事業及び職員研修の実施状況	93
第7部 資料編	97
・ 男女共同参画社会基本法	98
・ 大分県男女共同参画推進条例	103
・ 男女共同参画の推進に関する年表	107

第 1 部

少子・高齢化など 社会を取り巻く環境

少子高齢化の進展や家族形態の多様化、地域社会の変化など、社会情勢が大きく変化する中、男性も女性も個性を生かしながら、いろいろな分野に対等なパートナーとして参画できる男女共同参画社会が求められています。

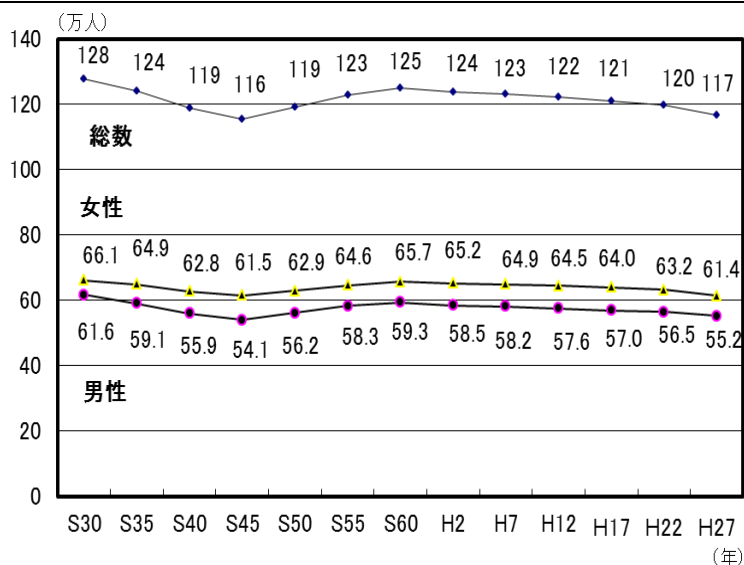
ここでは男女共同参画社会の実現に向け、令和元年度の本県における少子・高齢化などの現状について各種データを用いて示しています。

I 人口の推移

1 男女別人口の推移と将来推計

平成27年国勢調査(10月1日現在)によると、本県の「人口」は1,166,338人で、前回(平成22年)に比べ30,191人、2.5%減少しており、昭和60年国勢調査を第二のピーク(第一のピークは昭和30年1,277,199人)に、以降減少が続いている。全国で人口が増加したのは8都県(九州では福岡県のみ)のみである。

平成27年の「男女別人口」は、男性が551,932人、女性が614,406人で、女性が男性より62,474人多く、「人口性比」(女性100人に対する男性の数)は89.8(全国94.8)となり、平成22年に比べ0.4ポイント上昇している。



資料：総務省「国勢調査」

男女別人口の推移と将来推計

(単位：人、%)

年	総数	男	女	人口性比
昭和30	1,277,199	616,402	660,797	93.3
35	1,239,655	590,963	648,692	91.1
40	1,187,480	559,433	628,047	89.1
45	1,155,566	540,541	615,025	87.9
50	1,190,314	561,760	628,554	89.4
55	1,228,913	583,097	645,816	90.3
60	1,250,214	593,014	657,200	90.2
平成2	1,236,942	584,672	652,270	89.6
7	1,231,306	581,909	649,397	89.6
12	1,221,140	575,985	645,155	89.3
17	1,209,571	569,796	639,775	89.1
22	1,196,529	564,890	631,639	89.4
27	1,166,338	551,932	614,406	89.8
令和2	1,130,771	536,416	594,355	90.3
7	1,089,084	517,888	571,196	90.7
12	1,044,038	497,582	546,456	91.1
17	996,732	475,833	520,899	91.3
22	946,917	452,920	498,997	91.7
27	896,653	430,439	466,214	92.3

注：人口性比とは、女性100人に対する男性の人数

資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

2 男女別年齢3区分別人口と割合の推移

(男女別年齢3区分別人口)

平成27年国勢調査(10月1日現在)によると、本県の男女別年齢3区分の人口をみると、「年少人口」(0～14歳)は男性の方が3,395人多いが、「生産年齢人口」(15～64歳)は8,539人、「老年人口」(65歳以上)は58,887人女性の方が多い。

平成27年の本県の「老年人口」は、女性が205,316人で、男性の146,429人の約1.4倍となっている。

(男女別年齢3区分別人口割合)

本県の昭和45年以降の男女別及び年齢3区分別人口の割合をみると、「年少人口」の割合は男女ともに年々低下している。

「老年人口」の割合は男女ともに上昇している。特に、女性の老年人口割合の上昇は顕著である。

「生産年齢人口」は、男性はほぼ一定しているが、女性は年々低下している。

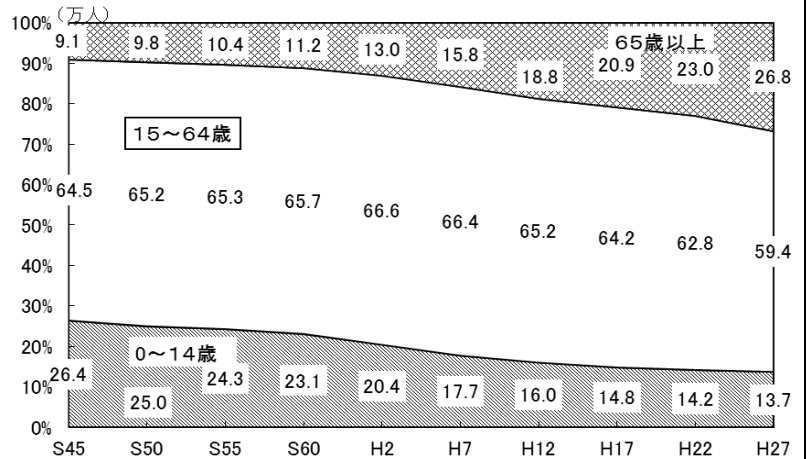
平成27年の状況をみると、本県男性の「年少人口」の割合は、13.7%(全国13.3%)、「生産年齢人口」の割合は、59.4%(全国62.9%)、「老年人口」の割合は、26.8%(全国23.7%)となっている。本県女性の「年少人口」の割合は、11.7%(全国12.0%)、「生産年齢人口」の割合は、54.6%(全国58.6%)、「老年人口」の割合は、33.7%(全国29.4%)となっている。

男女別年齢3区分別人口(平成27年)

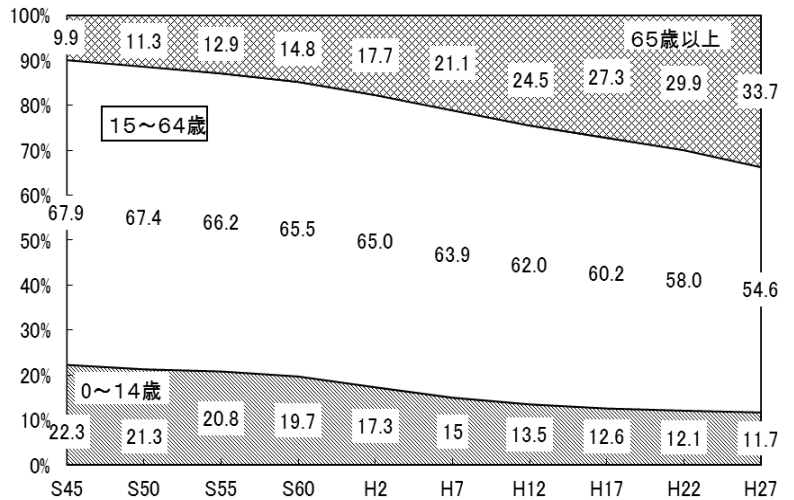
(単位:人)

	年少人口	生産年齢人口	老年人口
男性	74,904	324,315	146,429
女性	71,509	332,854	205,316

男性の年齢3区分別人口の割合の推移



女性の年齢3区分別人口の割合の推移



資料: 総務省「国勢調査」

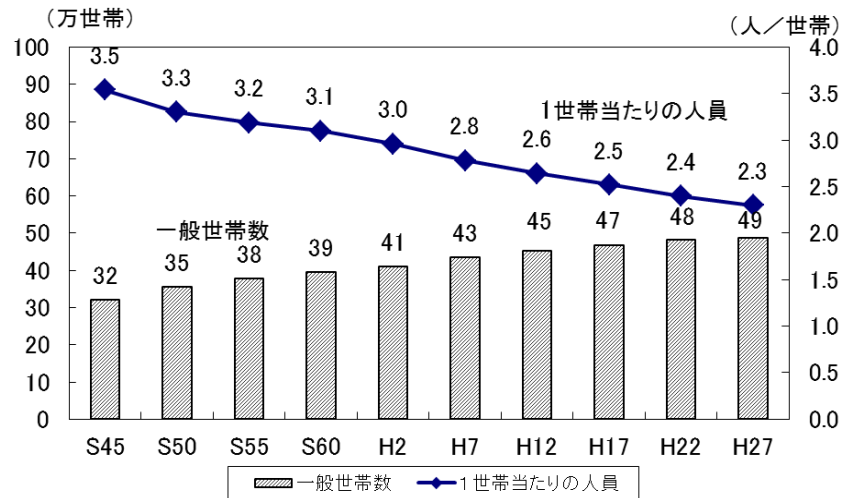
Ⅱ 世帯の状況

1 一般世帯数及び世帯人員の推移

平成 27 年国勢調査(10 月 1 日現在)によると、本県の「一般世帯数」は 485,001 世帯で、平成 22 年と比べると 4,558 世帯、0.9%増加している。「1 世帯当たり人員」は 2.3 人(全国 2.3 人)で、平成 22 年と比べると 0.1 ポイント低下している。

昭和 45 年以降の推移をみると、一般世帯は増加し、1 世帯当たりの人員は減少している。

※一般世帯とは、「世帯」のうち寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所の入院者、社会施設の入所者などの「施設等の世帯」を除いたもの



資料：総務省「国勢調査」

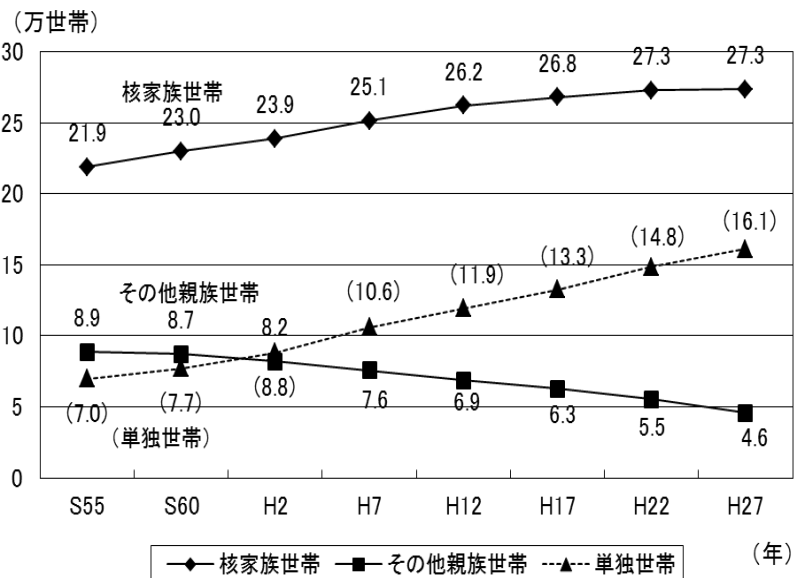
2 家族類型別一般世帯数の推移

平成 27 年国勢調査(10 月 1 日現在)によると、本県の「核家族世帯」は 273,470 世帯 56.4%で、「その他親族世帯」は 45,655 世帯 9.4%、「単独世帯」は 161,038 世帯 33.2%となっている。

昭和 55 年以降の推移をみると、「核家族世帯」と「単独世帯」は年々増加しているが、「その他親族世帯」は減少している。特に「単独世帯」は、69,917 世帯(昭和 55 年)から 161,038 世帯(平成 27 年)へと、約 2.3 倍となっている。

※「核家族世帯」とは、夫婦のみの世帯、夫婦と子供からなる世帯、男親又は母親と子供からなる世帯である。

「その他親族世帯」とは、2 人以上の世帯員からなる親族のみの世帯のうち、「核家族世帯」と「単独世帯」以外の世帯である。

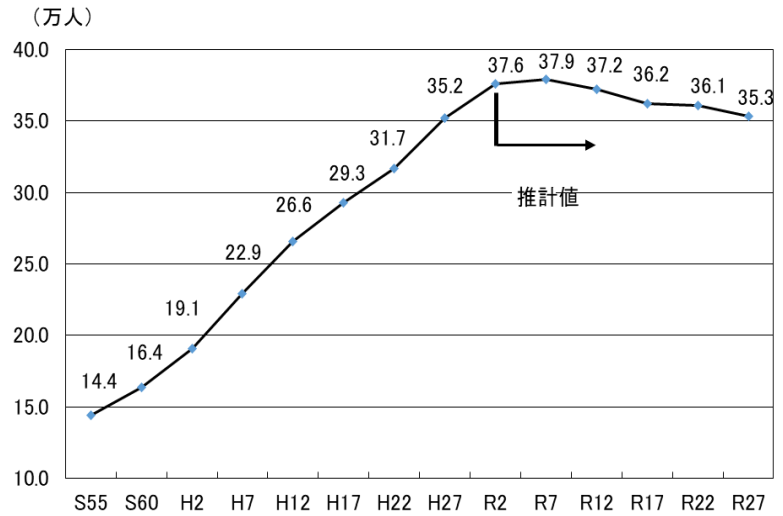


資料：総務省「国勢調査」

Ⅲ 高齢化の状況

1 高齢者人口の推移と将来推計

平成 27 年国勢調査(10 月 1 日現在)によると、本県の老年人口(65 歳以上)は、351,745 人となっており、国立社会保障・人口問題研究所の「都道府県の将来人口」によると、今後さらに増加し、令和 7 年に最も多く 379 千人になると推計されている。



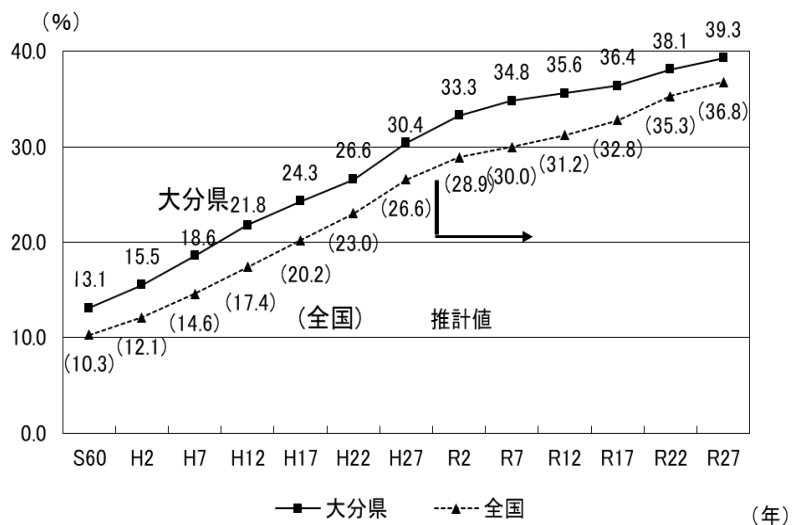
資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

2 高齢化率の推移と将来推計

平成 27 年国勢調査(10 月 1 日現在)によると、本県の高齢化率は 30.4%となっている。本県の高齢化は、全国より速く進行しており、全国 10 位となっている。

平成 27 年の男性高齢化率は 26.8%(全国 23.7%)で、女性高齢化率は 33.7%(全国 29.4%)と、全国平均より約 3~4 ポイント高くなっているが、少しずつ差が縮まっている。

※高齢化率とは、総人口(年齢不詳者を除く)に占める 65 歳以上人口の割合



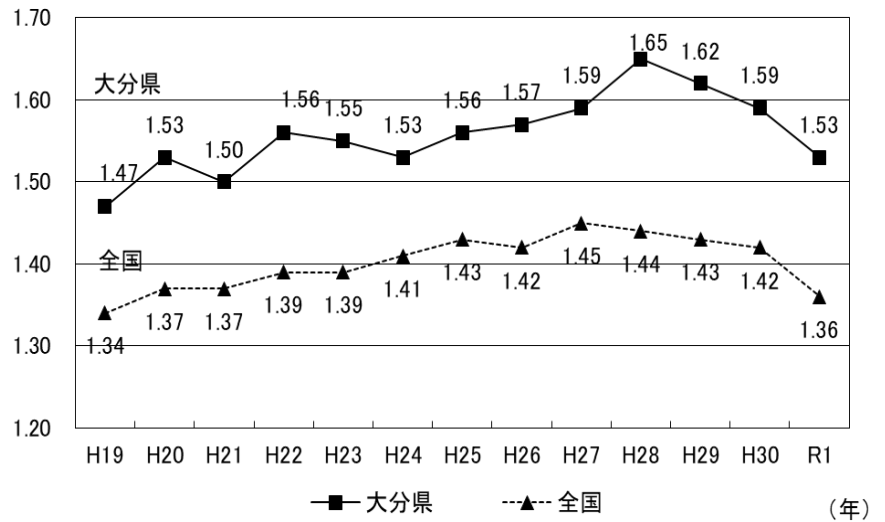
資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

IV 出生と死亡

1 合計特殊出生率の推移

本県の令和元年合計特殊出生率は、1.53（全国13位、九州7位）で前年を下回った。全国平均に比べて高く推移しているが、昭和50年以降、人口を保持するのに必要な水準である2.07を下回っている。

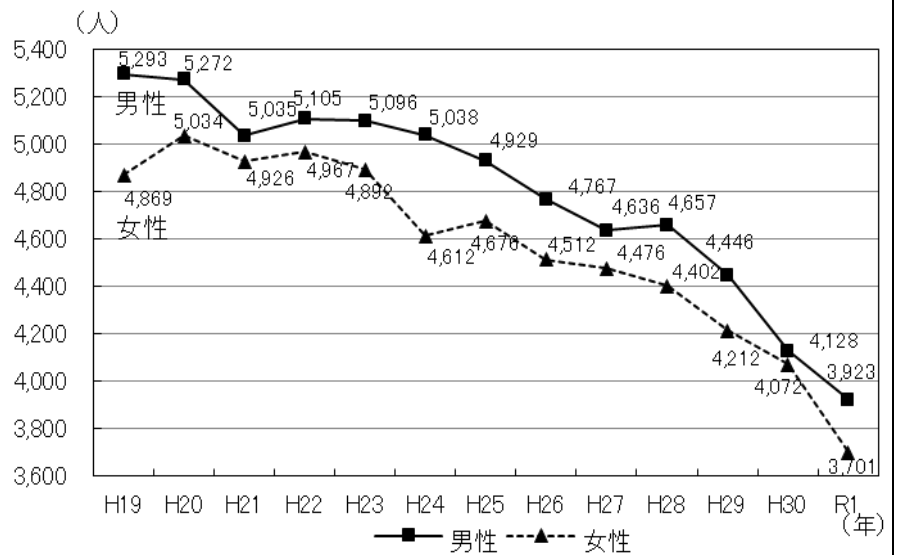
全国の年次推移をみると、平成18年から上昇傾向が続いていたが、平成26年には低下し、平成27年に再び上昇し、平成28年より再び低下している。



資料：厚生労働省「人口動態統計」（令和元年は概数）

2 出生数の推移

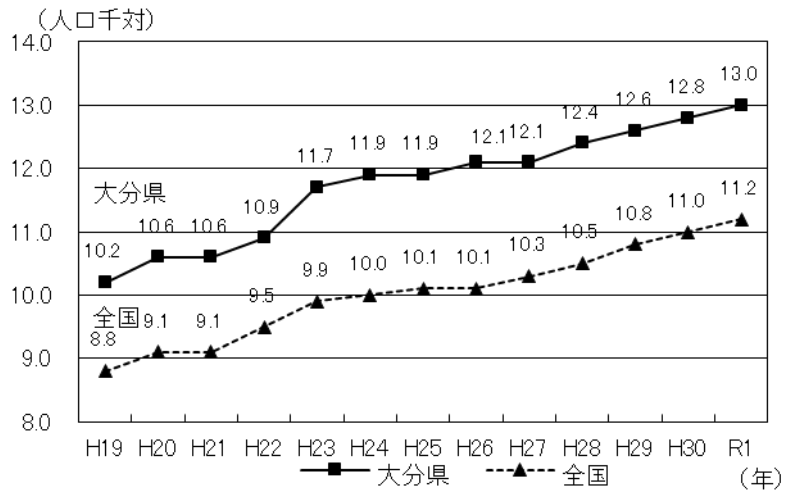
本県の令和元年の出生数は、7,624人（男性3,923人、女性3,701人）で、過去最少となった。



資料：厚生労働省「人口動態統計」（令和元年は概数）

3 死亡率の推移

本県の令和元年の死亡率は、13.0（人口千対）となり、前年より上昇した。年次推移を見ると、全国、本県とも戦後の医療の進歩及び公衆衛生の向上により低下傾向にあったが、昭和50年代後半をピークに、人口の高齢化を反映して上昇傾向にある。

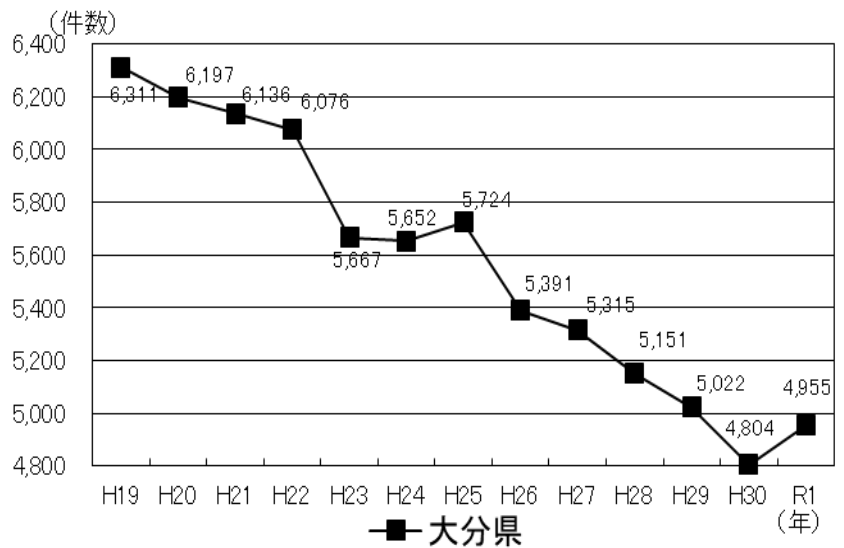


資料：厚生労働省「人口動態統計」（令和元年は概数）

V 結婚と離婚

1 婚姻件数の推移

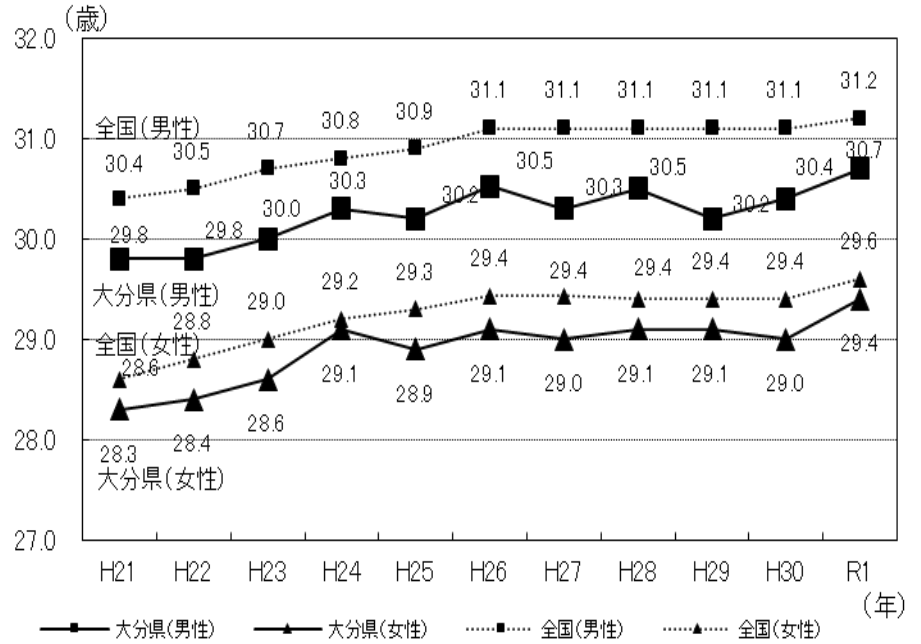
本県の令和元年の婚姻件数は4,955組で前年より151組増加した。近年は減少傾向にあったが、6年ぶりに増加した。



資料：厚生労働省「人口動態統計」（令和元年は概数）

2 初婚年齢（男女別）の推移

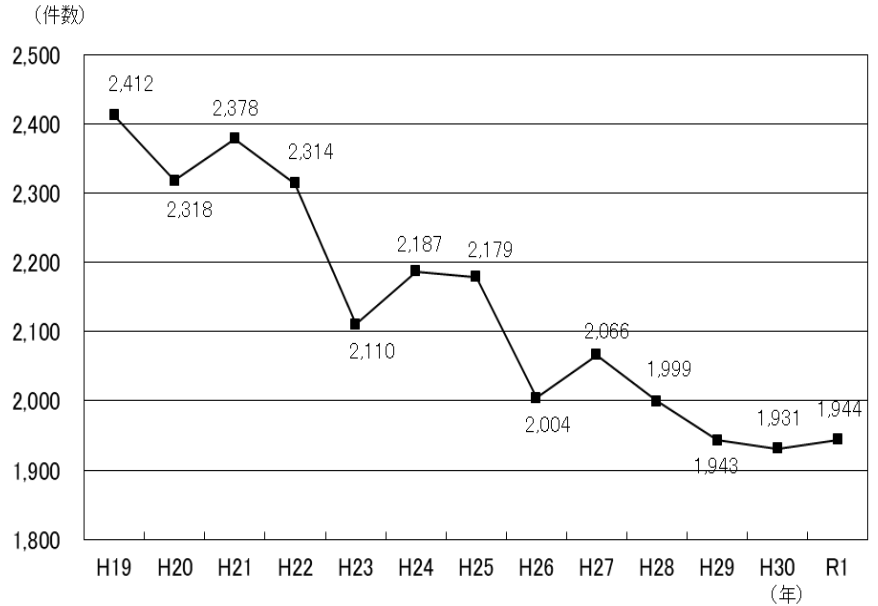
本県の令和元年の平均初婚年齢は、男性が 30.7 歳、女性が 29.4 歳であった。全国平均初婚年齢は、夫婦共に平成 26 年より同年齢となっていたが、5 年ぶりに上昇した。



資料：厚生労働省「人口動態統計」（平成元年は概数）

3 離婚件数の推移

本県の令和元年の離婚件数は、1,944 組で前年より 13 組増加した。

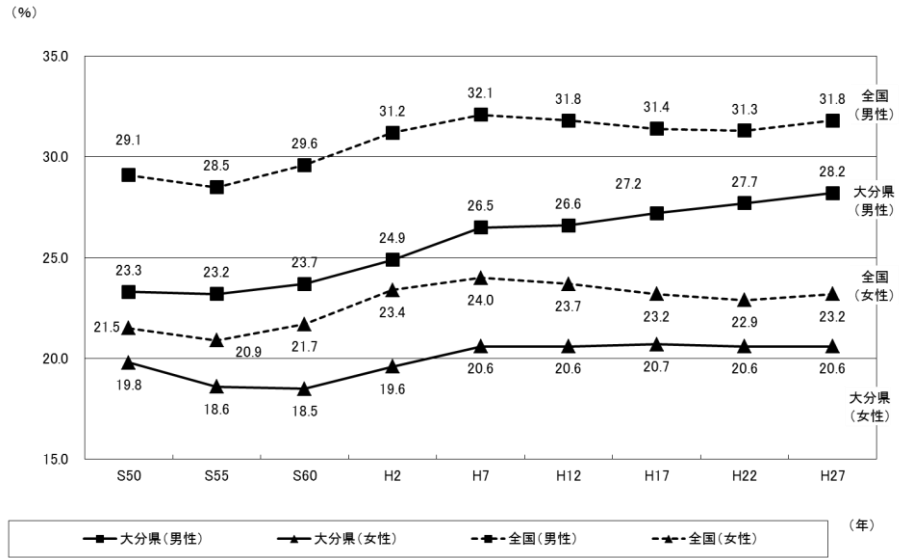


資料：厚生労働省「人口動態統計」（平成元年は概数）

4 未婚率の推移

平成 27 年国勢調査(10 月 1 日現在)によると、本県の未婚率は男性が 28.2%(全国 31.8%)、女性が 20.6%(全国 23.2%)となっている。昭和 50 年以降をみると、全国より 2 ポイント以上低い状況である。

※未婚率: 年齢 15 歳以上人口に対する未婚者の割合
平成 27 年の未婚率は、不詳を除く 15 歳以上人口に対する割合
平成 17 年までの未婚率は、不詳数の公表がないため、不詳を含む 15 歳以上人口に対する割合

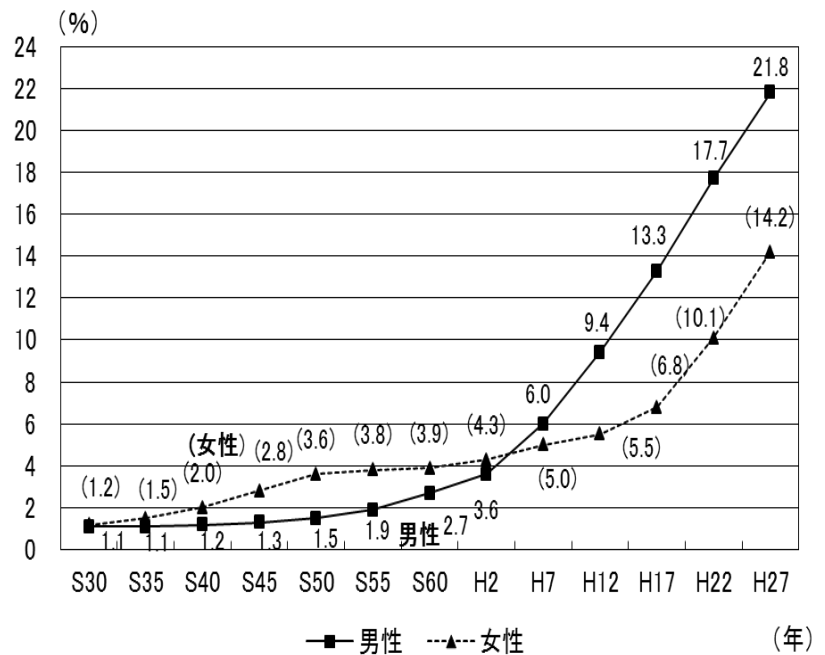


資料: 総務省「国勢調査」

5 生涯未婚率の推移

平成 27 年国勢調査(10 月 1 日現在)によると、本県の生涯未婚率は男性が 21.8%(全国 23.4%)、女性が 14.2%(全国 14.1%)で、男性は全国平均より低く、女性は高い状況である。男性は、平成 7 年以降急速に上昇しており、約 5 人に 1 人が生涯未婚と見込まれ、非婚化が進んでいる。

※生涯未婚率は、50 歳時の未婚率(45~49 歳と 50~54 歳の未婚率の平均値)
平成 22 年以降の生涯未婚率は、不詳を除く 45~49 歳と 50~54 歳人口に対する割合の平均
平成 17 年までの生涯未婚率は、不詳数の公表がないため、不詳を含む 45~49 歳と 50~54 歳人口に対する割合の平均



資料: 総務省「国勢調査」

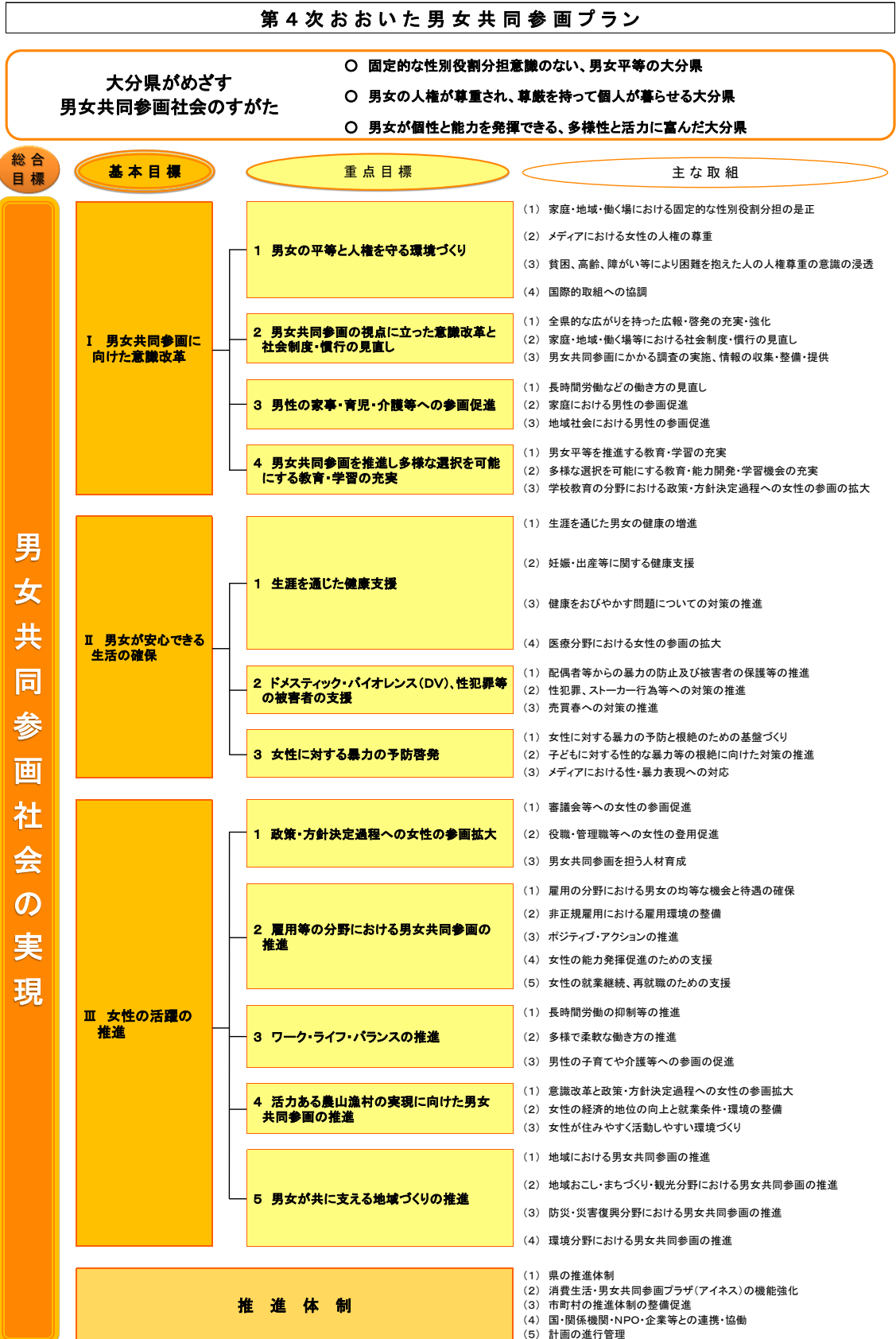
第 2 部

数値で見る大分県の 男女共同参画の推進状況

本県では男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

ここでは基本計画の重点目標別に各種データを用いて、本県における男女共同参画の推進状況を示しています。

第4次おおいた男女共同参画プランの体系



基本目標Ⅰ 男女共同参画に向けた意識改革

重点目標1 男女の平等と人権を守る環境づくり

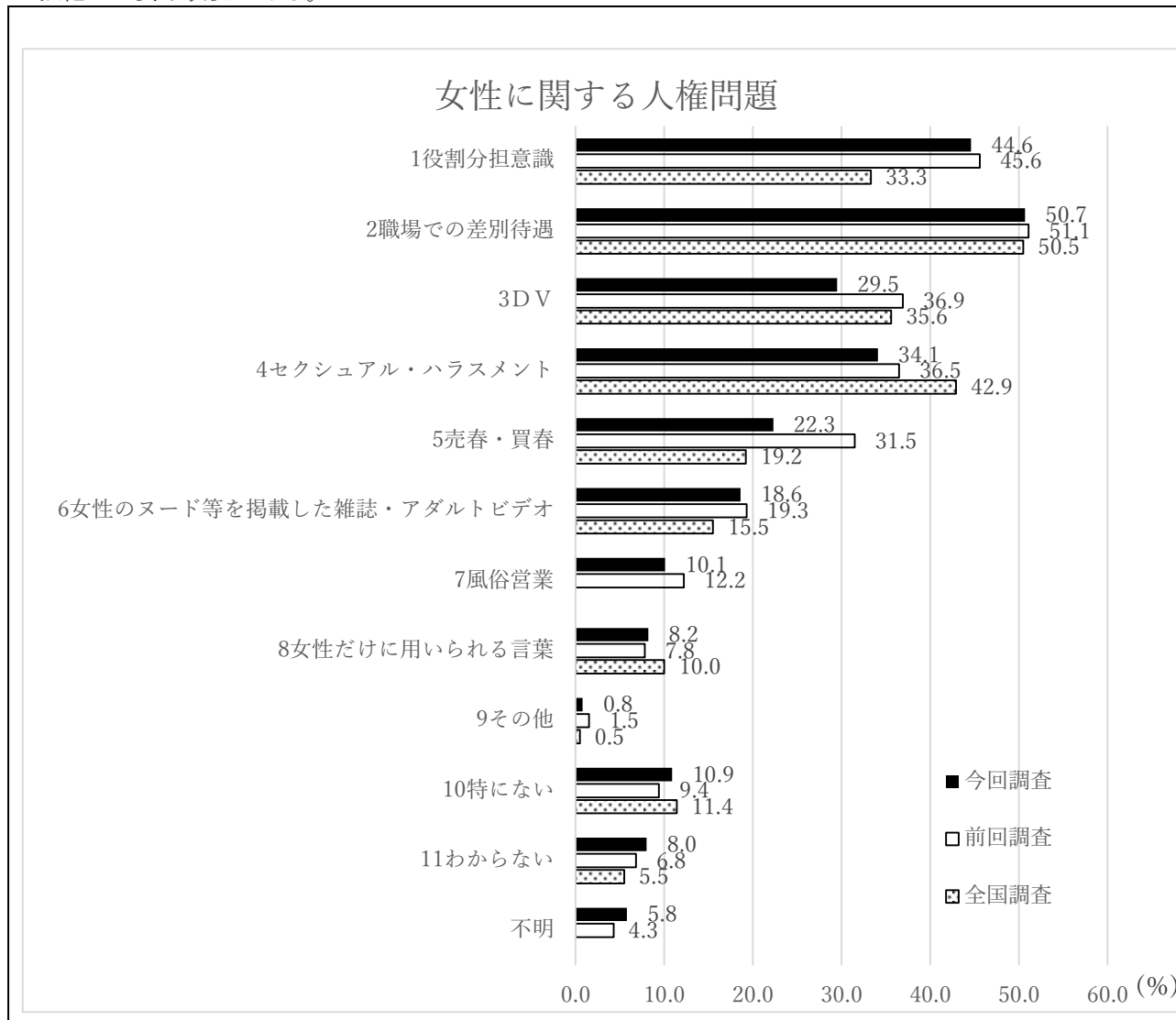
家庭・地域・働く場において「男性だから」、「女性だから」といった固定的な性別役割分担意識が原因で、その人の能力や個性が十分に発揮できない状況があるため、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、多様性と活力に富んだ社会づくりが求められます。

(1) 人権施策基本計画の策定済み市町村数

平成24年度末に、県下全市町村で基本計画を策定済み。数年ごとに改正を行っている。

(2) 女性の人権で問題となる項目

女性の人権で特に問題となる項目は、「役割分担意識」や「職場での差別待遇」、「夫や恋人からの暴力(DV)」、「セクシュアル・ハラスメント」である。前回の平成25年調査と比べ、各項目の変化はあまりみられないが、国の調査と比較すると「役割分担意識」が高くなっており、引き続き、啓発活動や対策の強化が必要な状況にある。



今回調査：(平成30年「人権に関する県民意識調査」)
 前回調査：(平成25年「人権に関する県民意識調査」)
 全国調査：(平成29年内閣府「人権擁護に関する世論調査」)

重点目標 2 男女共同参画の視点に立った意識改革と社会制度・慣行の見直し

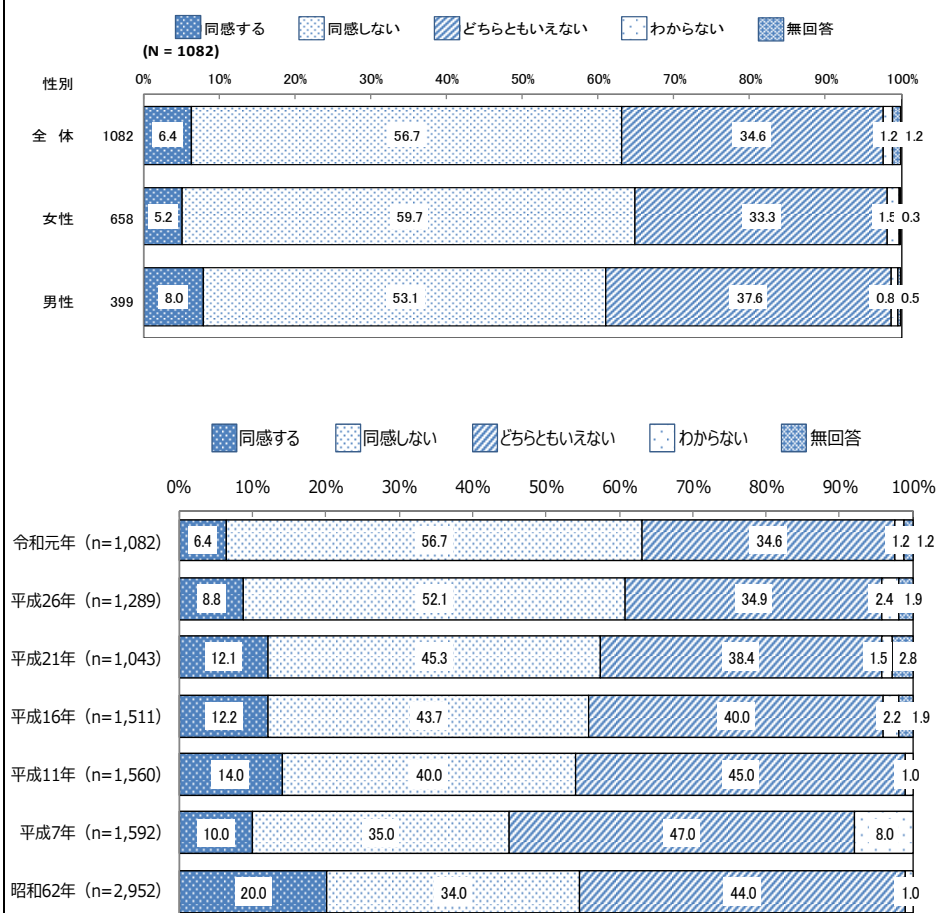
「男は仕事、女は家庭」といった、固定的な性別役割分担意識は直接・間接的に社会のあらゆる場面で男女の健康問題、人権侵害、暴力に結びつくことがあるため、その意識の解消を目指し、今後も全県的な広がりを持った広報・啓発活動を展開する必要があります。

(1) 性的役割分担に対する意識比較

「男は仕事、女は家庭」という考え方について、全体では、「同感しない」は、56.7%となっており、前回調査と比較すると、前回（52.1%）より 4.6 ポイント高くなっている。性別で見ると、「同感しない」では、女性（59.7%）が男性（53.1%）より 6.6 ポイント高い。

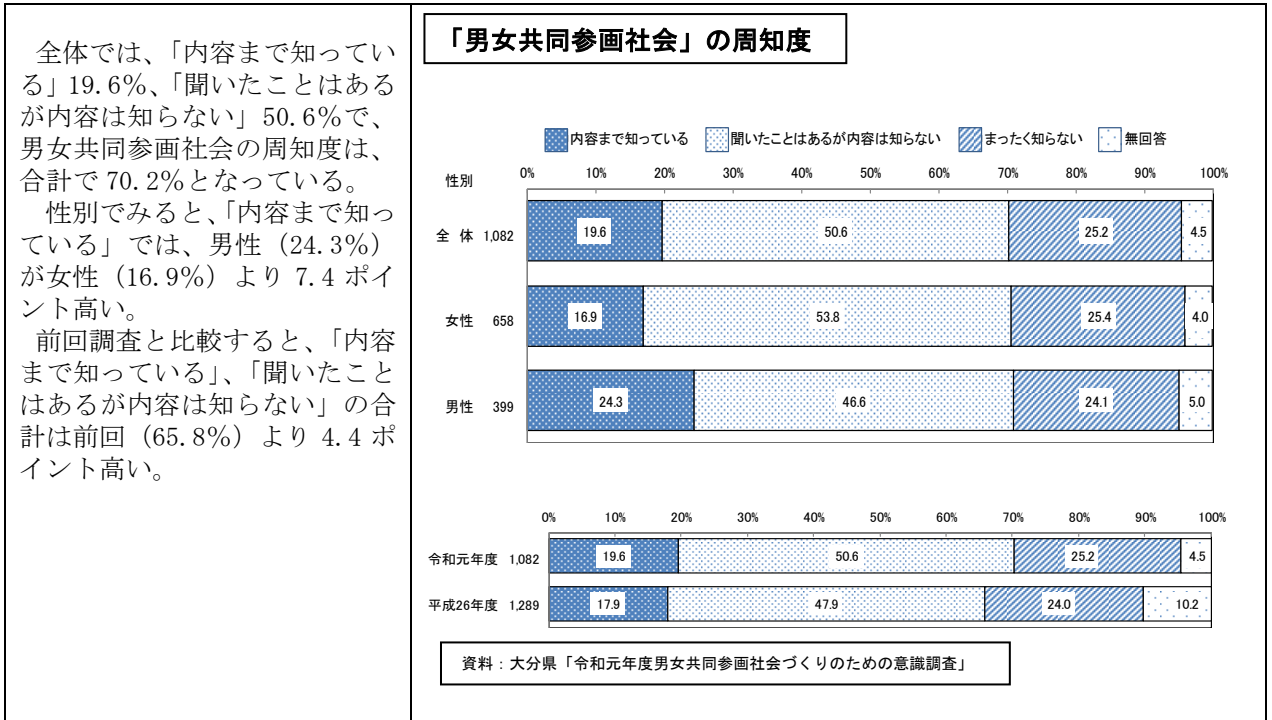
各年調査結果をみると、「同感する」割合は、年々減少傾向にあり、「同感しない」割合は、年々増加傾向にある。

「男は仕事、女は家庭」という考え方（固定的性別役割分担意識）について

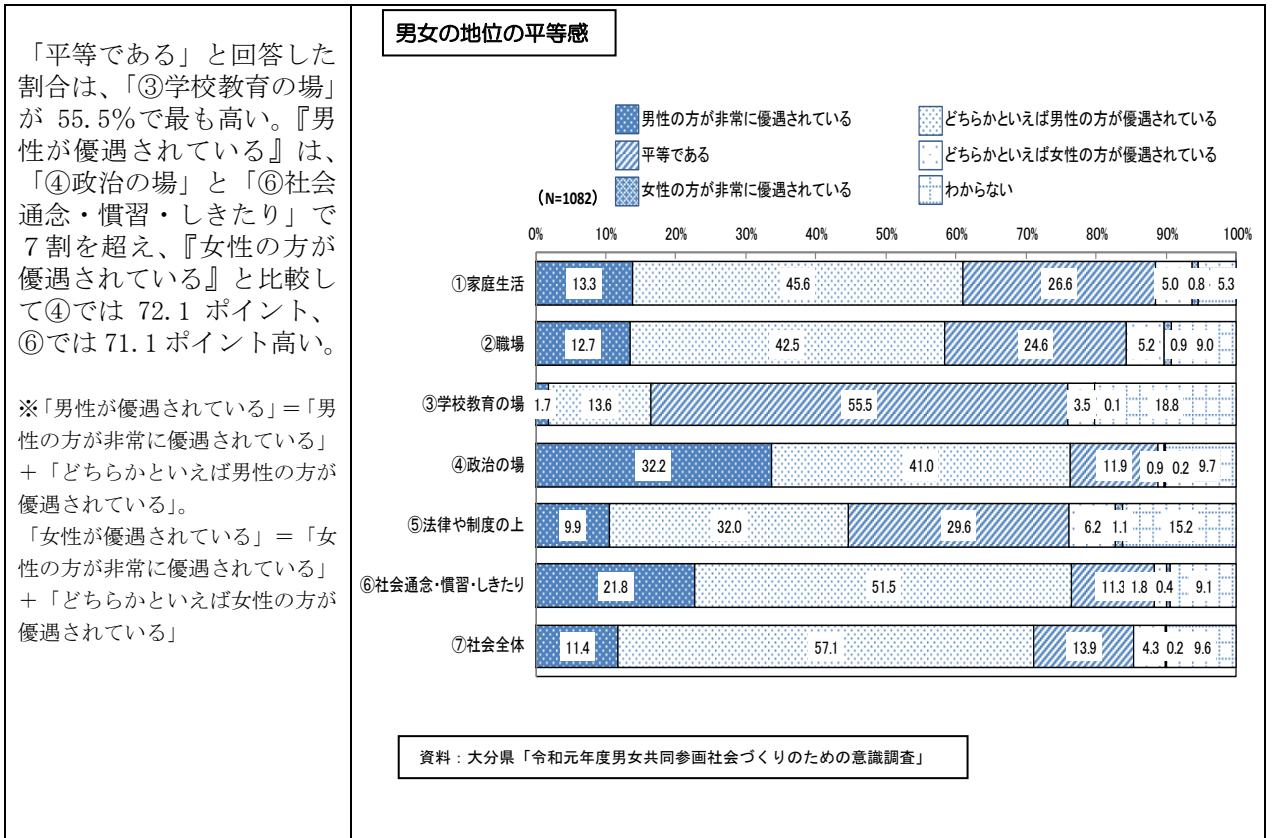


資料：大分県「令和元年度男女共同参画社会づくりのための意識調査」

(2) 「男女共同参画社会」の周知度



(3) 男女の地位の平等感



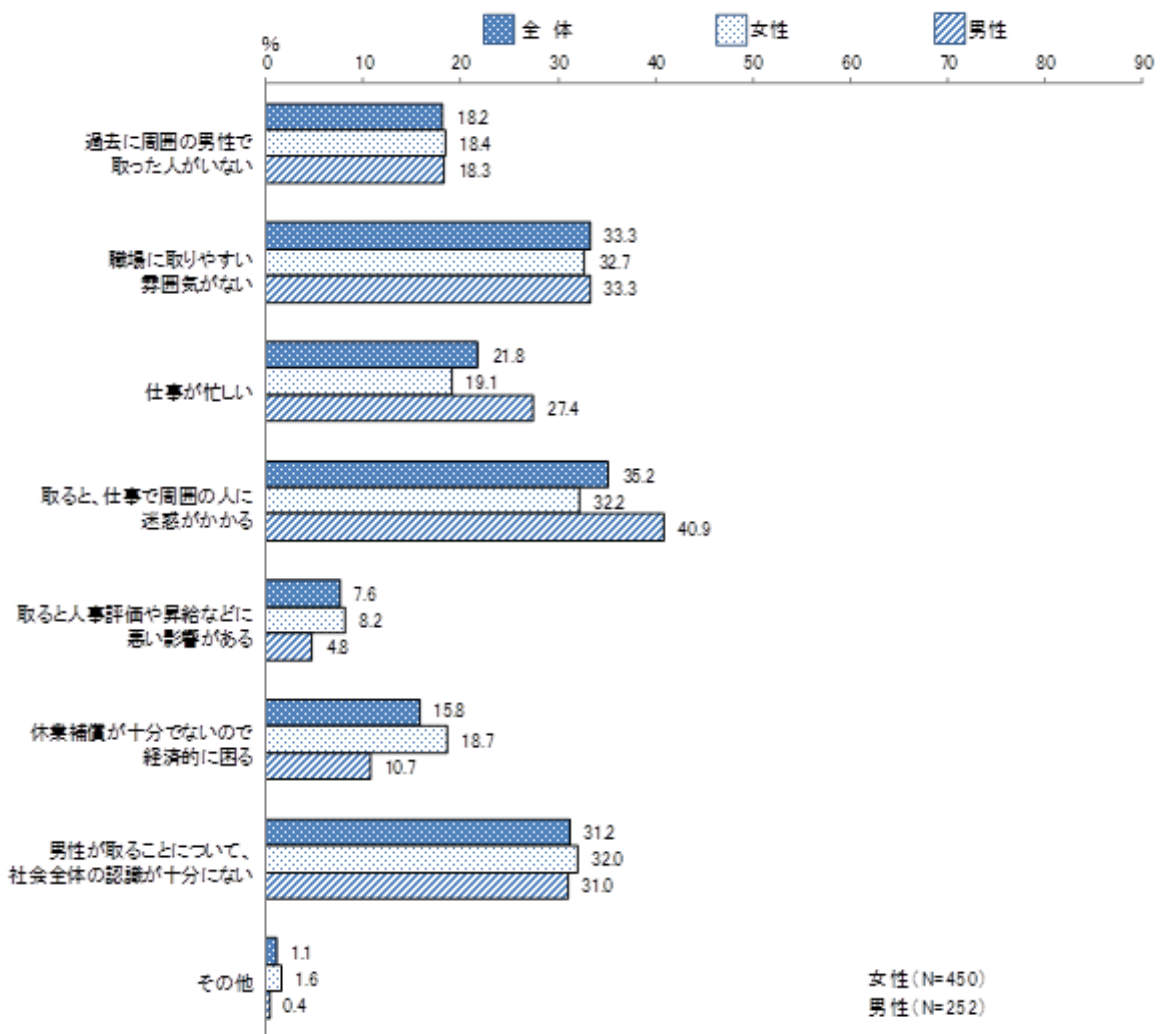
重点目標3 男女の家事・育児・介護等への参画促進

男性の家事・育児・介護等への参画に対する意識が少しずつ変化してはいるものの、現実には男性の育児をはじめとした家庭生活や地域活動への参画が進んでいない現状も見受けられます。今後は、男性自身の意識だけではなく、家庭・地域・働く場などの周囲の意識を変革し、男性がそれらの活動を前向きにとらえ、積極的に参画できるような社会づくりが求められます。

(1) 男性が育児・介護休業を現実に取りづらい理由

全体では、「取ると、仕事で周囲の人に迷惑がかかる」が35.2%と最も高く、次いで「職場に取りやすい雰囲気がない」が33.3%、「男性が取ることに、社会全体の認識が十分でない」が31.2%となっている。性別で見ると、最も差がみられた「取ると、仕事で周囲の人に迷惑がかかる」では、男性(40.9%)が女性(32.2%)より8.7ポイント高い。次いで差がみられた「仕事が忙しい」でも、男性(27.4%)が女性(19.1%)より8.3ポイント高くなっている。

男性が育児・介護休業を現実に取りづらい理由

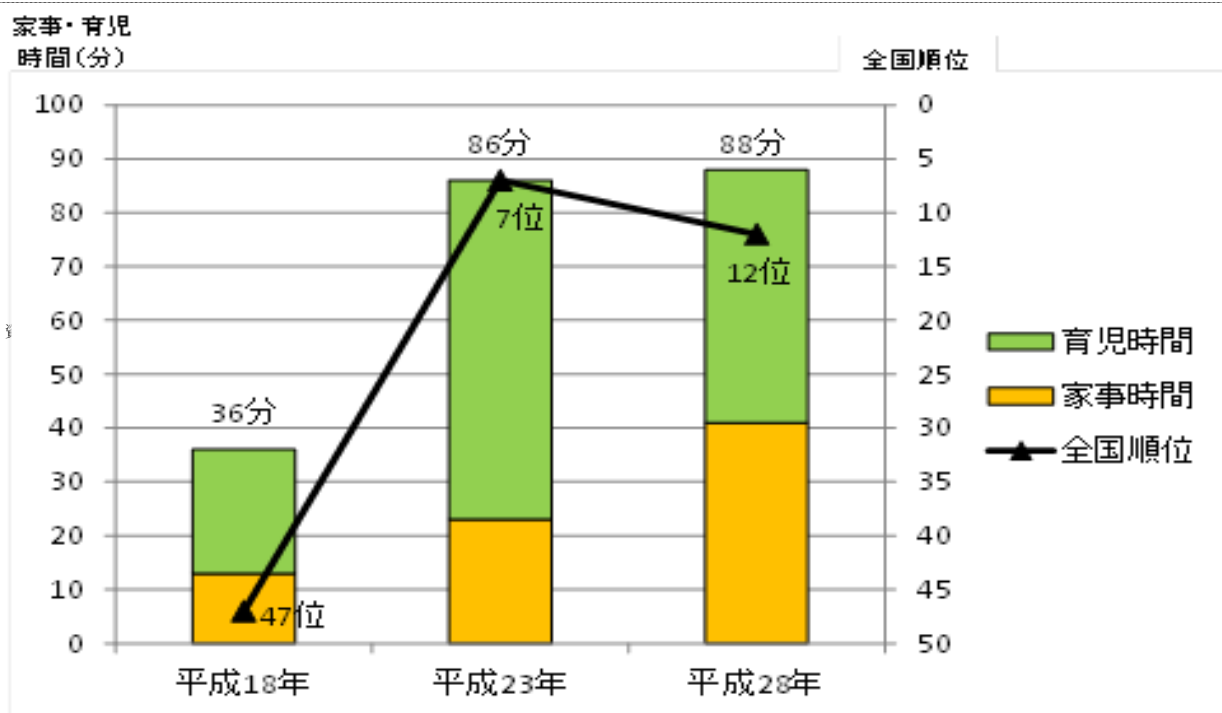


資料：大分県「令和元年度男女共同参画社会づくりのための意識調査」

(2) 6歳未満の子どもを持つ男性の家事・育児関連時間

令和2年3月に策定した「おおいた子ども・子育て応援プラン(第4期計画)」では、総合的な計画の効果を図る指標として、「子育て満足度の総合的な評価指標」を11項目設定し、当該項目のうち、「6歳未満の子どもを持つ男性の家事・育児関連時間」については、社会生活基本調査の数値を用いている。直近の平成28年度調査では前回より2分増の88分で全国12位となっている。

	全国			大分県			
	家事時間	育児時間	合計	家事時間	育児時間	合計	全国順位
平成18年調査	24	32	56	13	23	36	47
平成23年調査	28	39	67	23	63	86	7
平成28年調査	33	50	83	41	47	88	12



資料：こども未来課調べ

重点目標 4 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

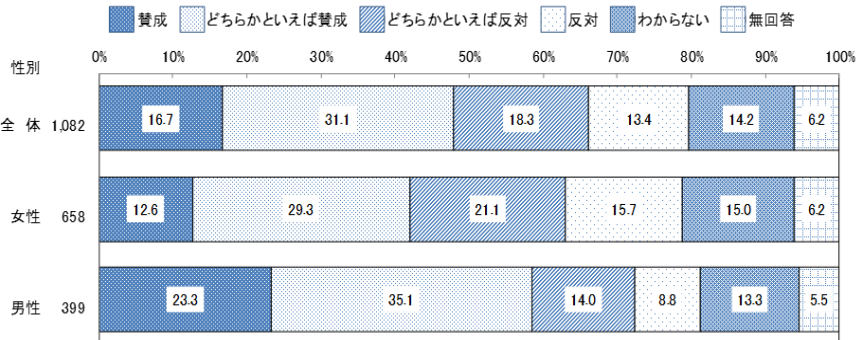
男女共同参画社会を実現するためには、男女がお互いの個性や意思を尊重しながら自立の意識を有することが不可欠であり、人権尊重・男女平等の意識を育てる基礎となる教育・学習の役割がとても重要です。

(1) 子どものしつけ・教育で気づかっていること

全体では、「どちらかといえば賛成」が 31.1%と最も高く、次いで「どちらかといえば反対」が 18.3%、「賛成」が 16.7%となっている。

性別でみると、「賛成」は男性（23.3%）が女性（12.6%）より 10.7ポイント高い。

女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てる方がよいか



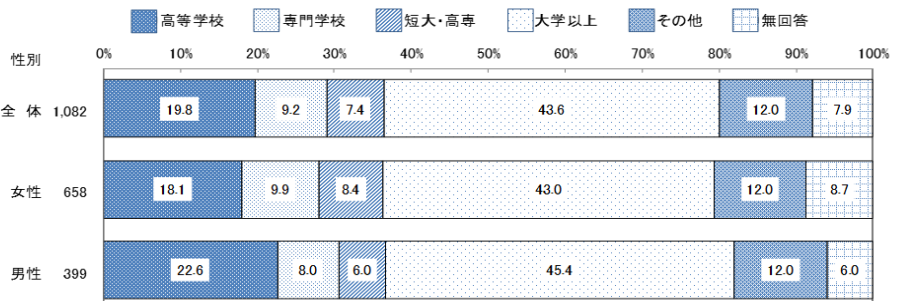
資料：大分県「令和元年度男女共同参画社会づくりのための意識調査」

(2) 子どもに望む学歴

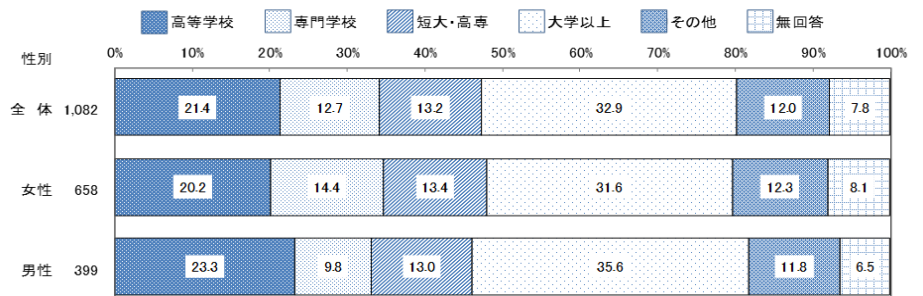
男の子の場合、全体では、「大学以上」が 43.6%と最も高く、次いで「高等学校」が 19.8%となっている。

女の子の場合、全体では、「大学以上」が 32.9%と最も高く、次いで「高等学校」が 21.4%となっている。

子どもに必要なと思う学歴（男の子）

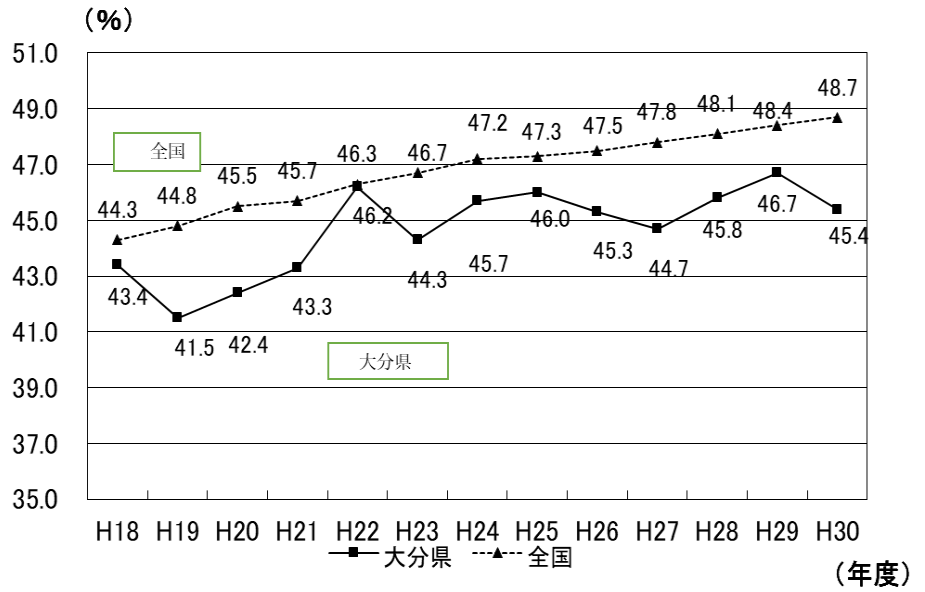


子どもに必要なと思う学歴（女の子）



(3) 4年制大学進学に占める女性の割合の推移

平成30年度の本県の4年制大学進学者3,719人のうち、女子は1,688人で、全体に占める女性の割合は45.4%と昨年度より1.3ポイント減少し、全国を3.3ポイント下回った。



資料：文部科学省「学校基本調査」

基本目標Ⅱ 男女が安心できる生活の確保

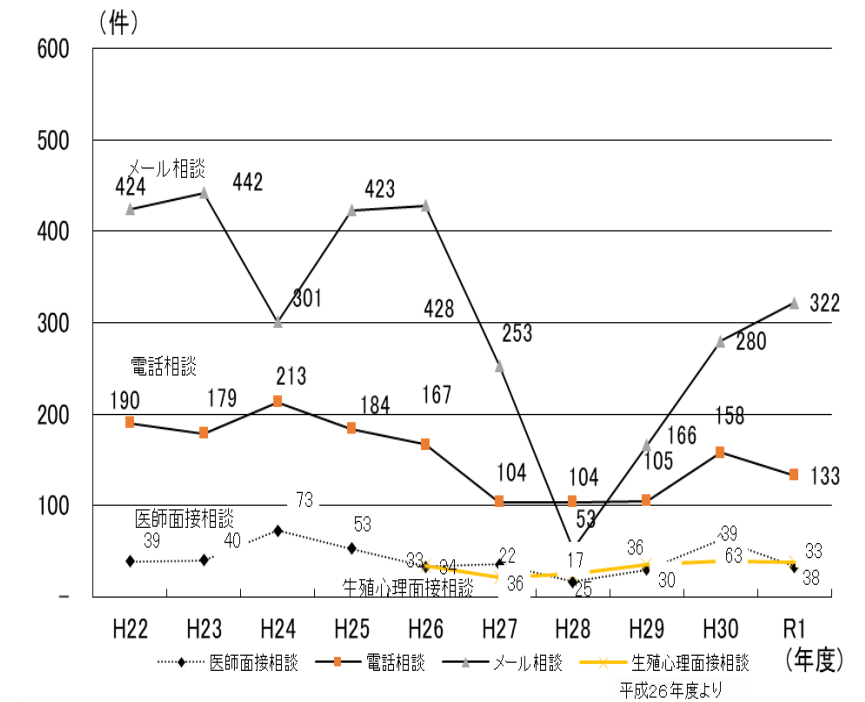
重点目標 1 生涯を通じた健康支援

男女がお互いの身体的性差を十分に理解し、人権を尊重することは男女共同参画社会の実現のための前提といえます。心身及びその健康について正確な知識・情報を入手することは、主体的に行動し、健康を享受できるようにしていくために必要です。

(1) 不妊専門相談センターにおける相談受件数の推移

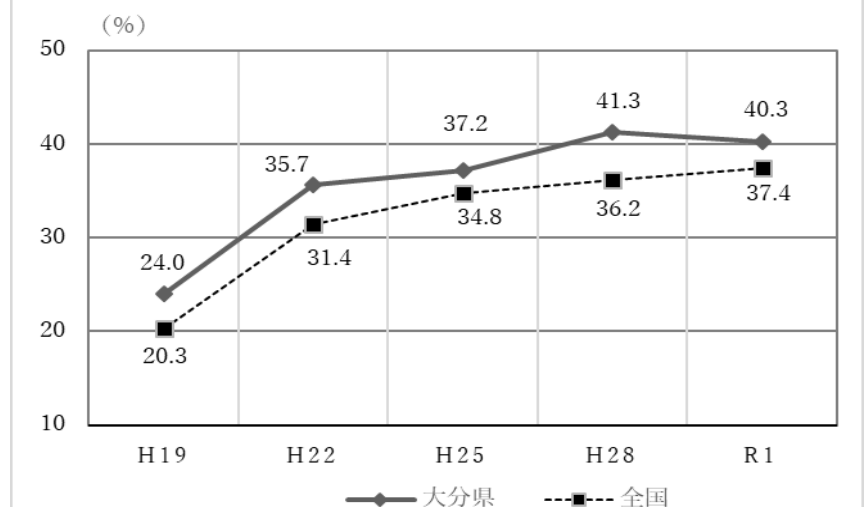
令和元年度の不妊専門相談センターにおける相談受件数は、医師面接相談が33件、電話相談が133件、メール相談が322件、生殖心理面接相談が38件となっており、前年に比べて、医師面接相談は30件、電話相談は25件、生殖心理面接相談は1件減少したが、メール相談件数は、42件増加している。

※不妊専門相談センターは平成13年6月18日に開設された。



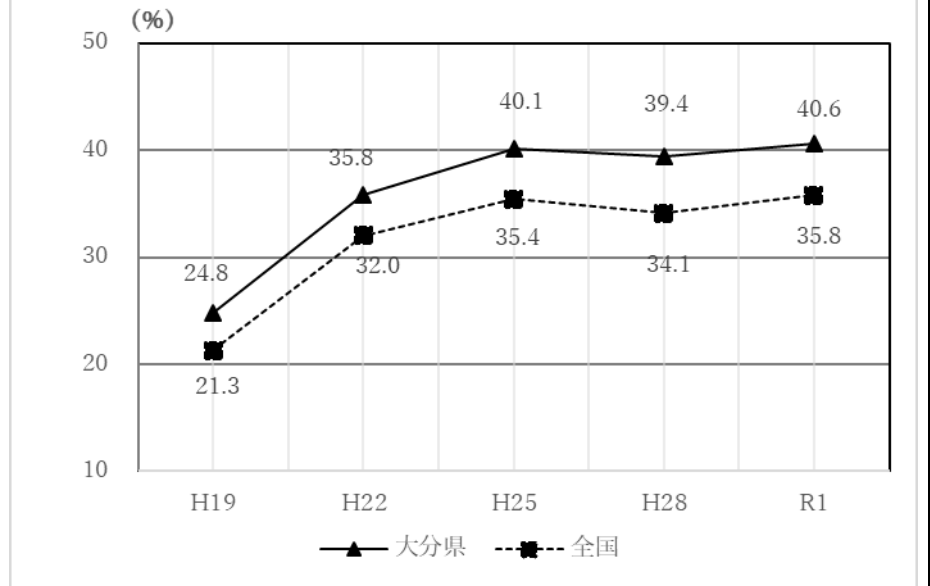
(2) 乳がん検診受診率の推移

本県の乳がん検診受診率は、全国平均を上回って推移しているが、令和元年度の本県の受診率は40.3%と前回調査より低くなっている。



(3) 子宮頸がん検診受診率の推移

本県の子宮頸がん受診率は、全国平均を上回って推移しており、令和元年度の本県の受診率は40.6%で前回調査を上回っている



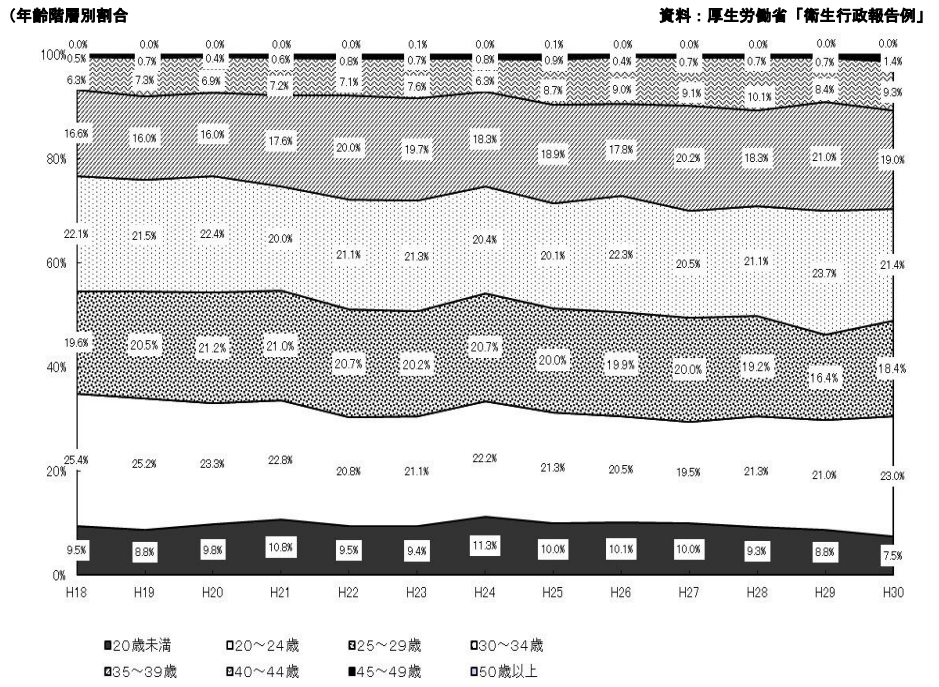
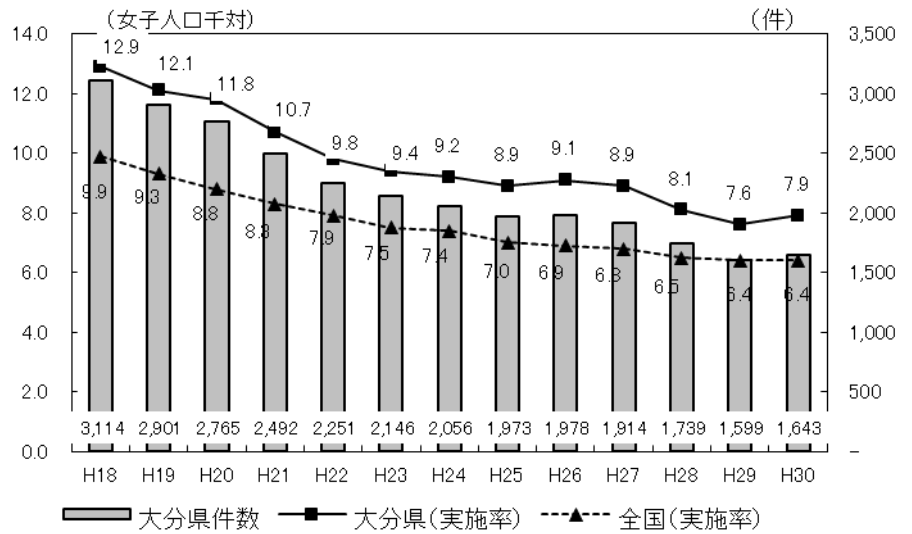
資料：国民生活基礎調査

(4) 人工妊娠中絶の件数・実施率の推移

平成 30 年度の本県の人工妊娠中絶の件数は 1,643 件、実施率は 7.9 (女子人口千対) である。

件数、実施率はともに減少傾向であるが、実施率は昭和 40 年以來、一貫して全国を上回っている。

件数を年齢階級別割合でみると、20~24 歳が最も多くなっている。



資料 厚生労働省「衛生行政報告例」

重点目標 2 ドメスティック・バイオレンス (DV)、性犯罪等の被害者の支援 3 女性に対する暴力の予防啓発

女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、女性に対する暴力が決して許されないものであるという認識を広く社会に浸透させるとともに、暴力を生まないための予防教育・啓発の推進を通じて、暴力を容認しない社会をつくることが重要です。

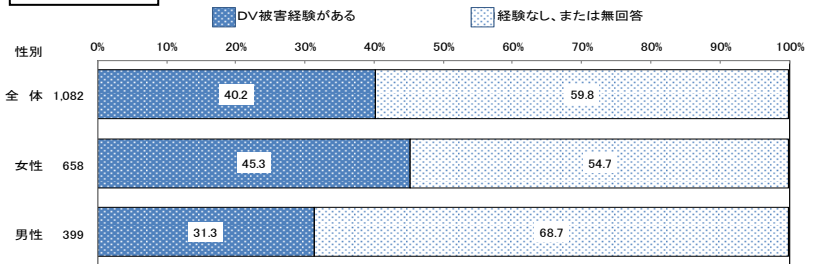
配偶者等からの暴力 (DV) は、家庭内の問題、個人的問題とされ、潜在化しやすい傾向にあります。よって、相談・保護から自立支援に至る各段階にわたり、被害者の置かれた状況や地域の実情に応じた切れ目のない支援が必要です。

(1) ドメスティック・バイオレンス (DV) 被害体験の現状

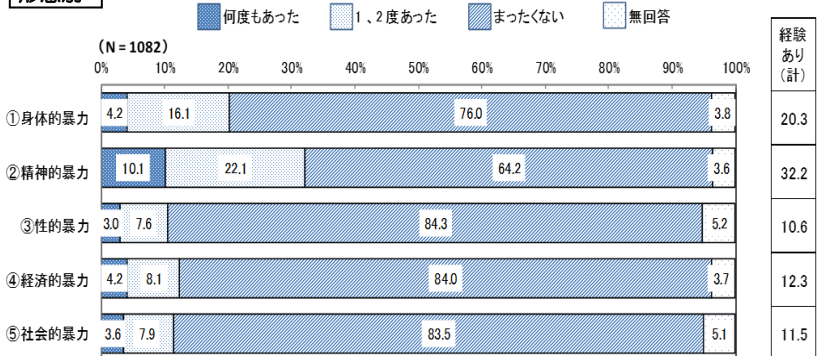
身体的・精神的・性的・経済的・社会的暴力のいずれかの暴力を1度でも受けたことがあるDV被害経験者は、全体では40.2%となった。性別で見ると、女性が45.3%、男性が31.3%となっている。

形態別で見ると、「精神的暴力」が32.2%で最も高く、次いで「身体的暴力」が20.3%、「経済的暴力」が12.3%と続いた。

DV被害経験



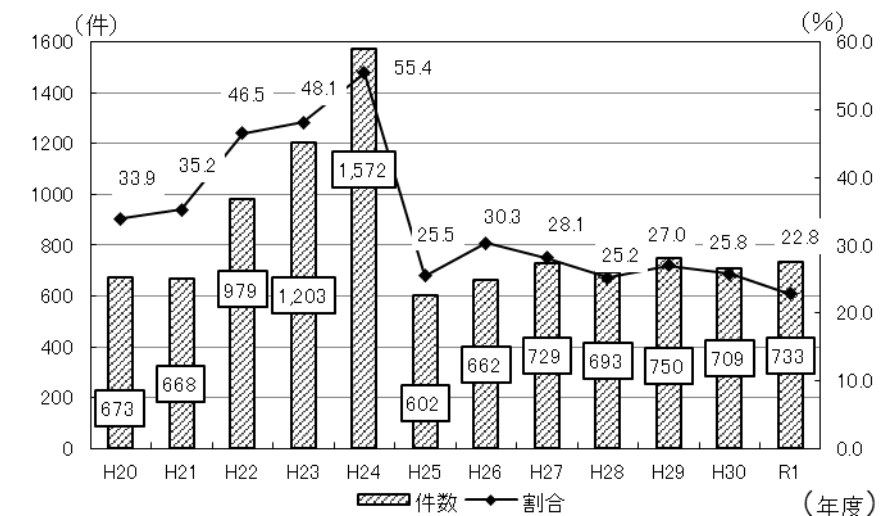
形態別



資料：大分県「令和元年度男女共同参画社会づくりのための意識調査」

(2) 「夫の暴力」を主訴とする婦人相談所の相談件数と割合の推移

令和元年度に婦人相談所で受け付けた相談のうち、「夫の暴力」を主訴とする相談件数は733件で相談全体に占める割合は、22.8%である。



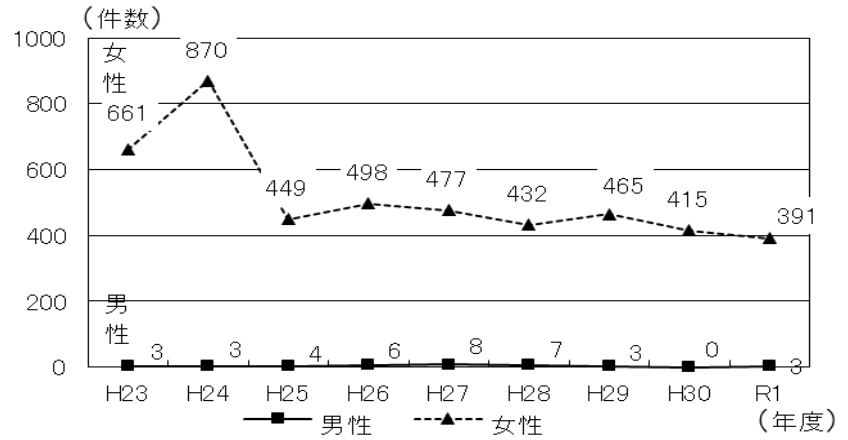
資料：婦人相談所調べ

(3) 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数の推移

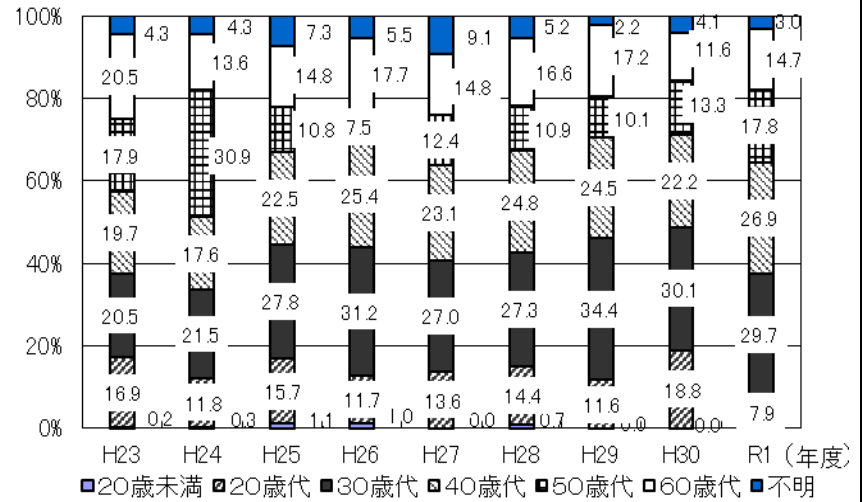
配偶者暴力相談支援センターにおける令和元年度の相談件数は394件と前年度より減少した。
また、年齢構成別に見ると、30歳代が29.7%、40歳代が26.9%、50歳代が17.8%の順で相談が多かった。

※配偶者暴力相談支援センター
・婦人相談所（平成14年4月開設）
・大分県消費生活・男女共同参画プラザ〈アイネス〉（平成21年8月開設）

相談件数の推移



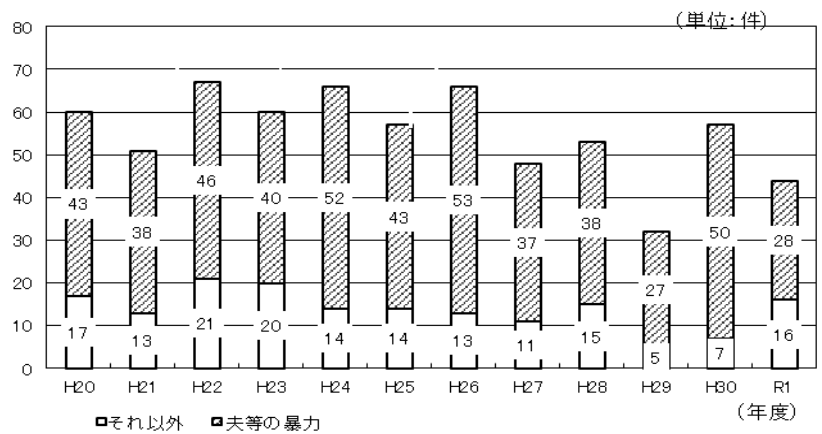
相談者の年齢構成



資料：県民生活・男女共同参画課調べ

(4) 大分県の一時的保護件数の推移

令和元年度の本県の一時的保護所の入所件数のうち、夫等の暴力を理由とする入所件数の割合は28件となっており、全体の63.3%となっている。



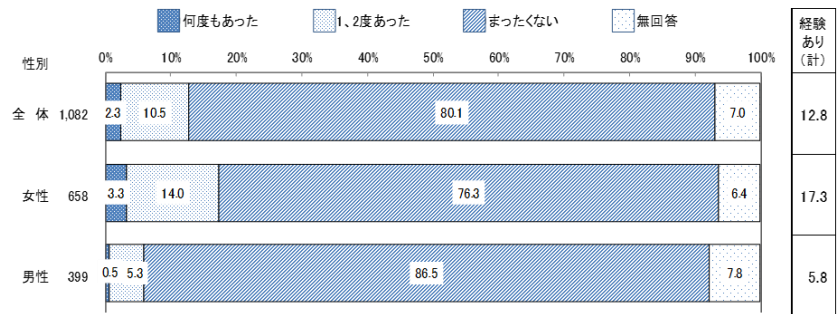
資料：婦人相談所調べ

(5) 人権について

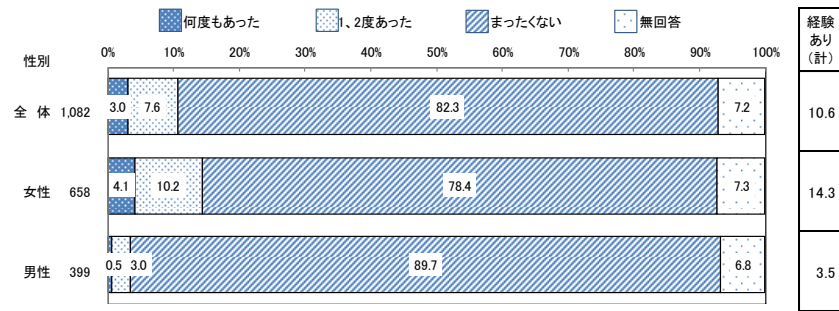
ストーカー被害に1度でもあったと回答した人は、全体では12.8%となっており、性別で見ると、女性が17.3%、男性が5.8%となっている。

セクシュアル・ハラスメント被害に1度でもあったと回答した人は、全体では10.6%で、性別で見ると、女性が14.3%、男性3.5%となっている。

ストーカー



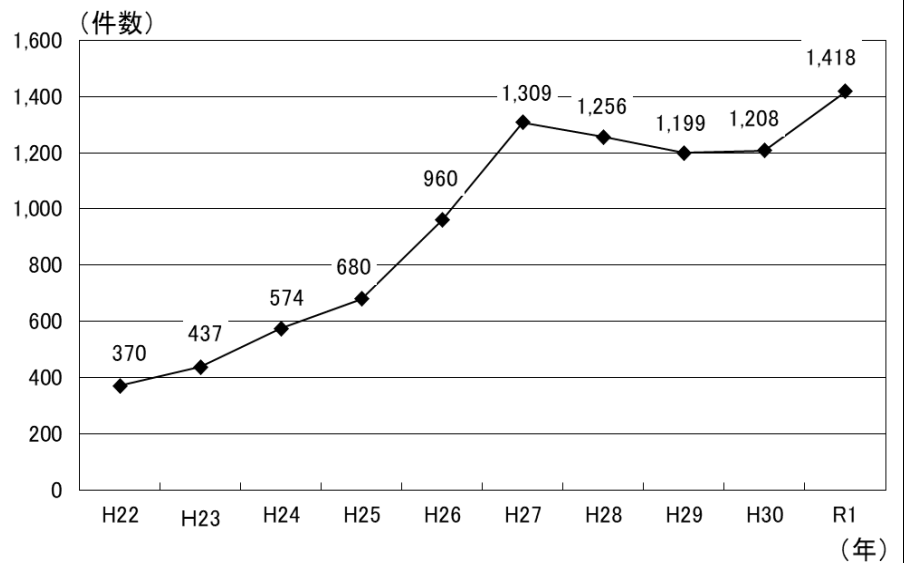
セクシュアル・ハラスメント



資料：大分県「令和元年度男女共同参画社会づくりのための意識調査」

(6) 県警総合相談室等の相談受案件数の推移

令和元年に県警総合相談室等が受理した相談件数のうち、「男女間の暴力に関する相談」の件数は1,418件である(配偶者暴力防止法に関する相談を含む)。



資料：警察本部広報課

基本目標Ⅲ 女性の活躍の推進

重点目標1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

男女平等を確保し女性の能力が十分に発揮できるようにするためには、女性の採用・登用の促進を図り、男女共同参画を担う人材の育成を推進することが重要となっています。

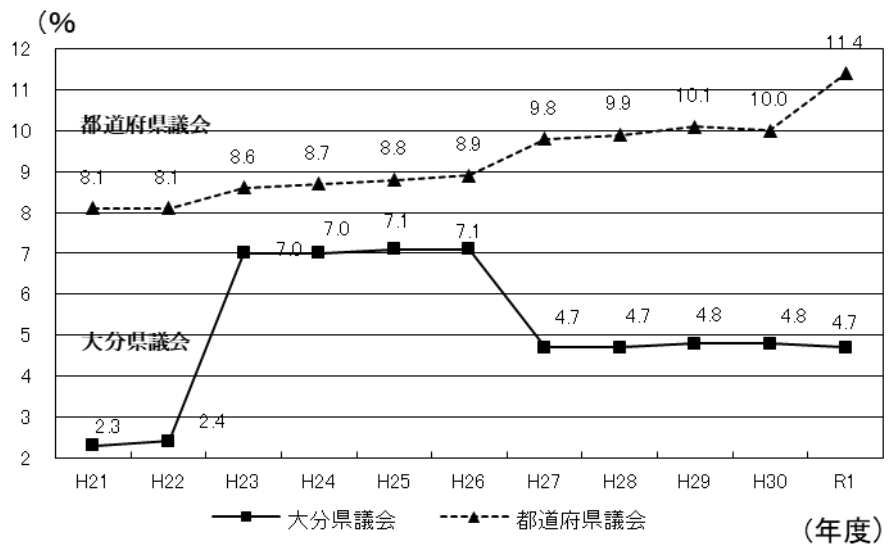
ア 議会の女性議員の状況

(1) 県・市町村議会における女性議員の割合の推移

全国では、県・市・町村議会における女性議員の割合は、増加傾向にある。

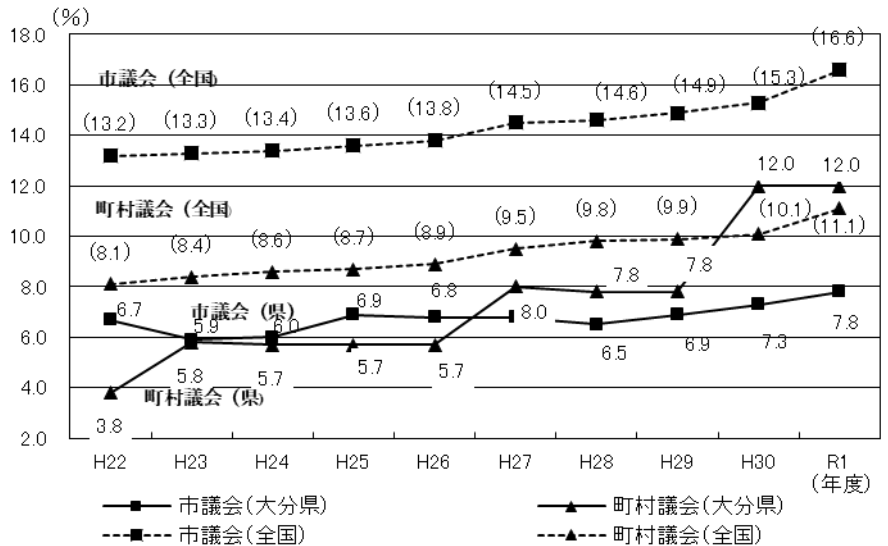
本県の女性議員の割合は、県議会で4.7%、市議会で7.8%、町村議会で12.0%となっている。

県議会における女性議員の割合の推移



注：調査日は各年度12月
資料：総務省調べ

市・町村議会における女性議員の割合の推移



注：調査日は各年度12月
資料：総務省調べ

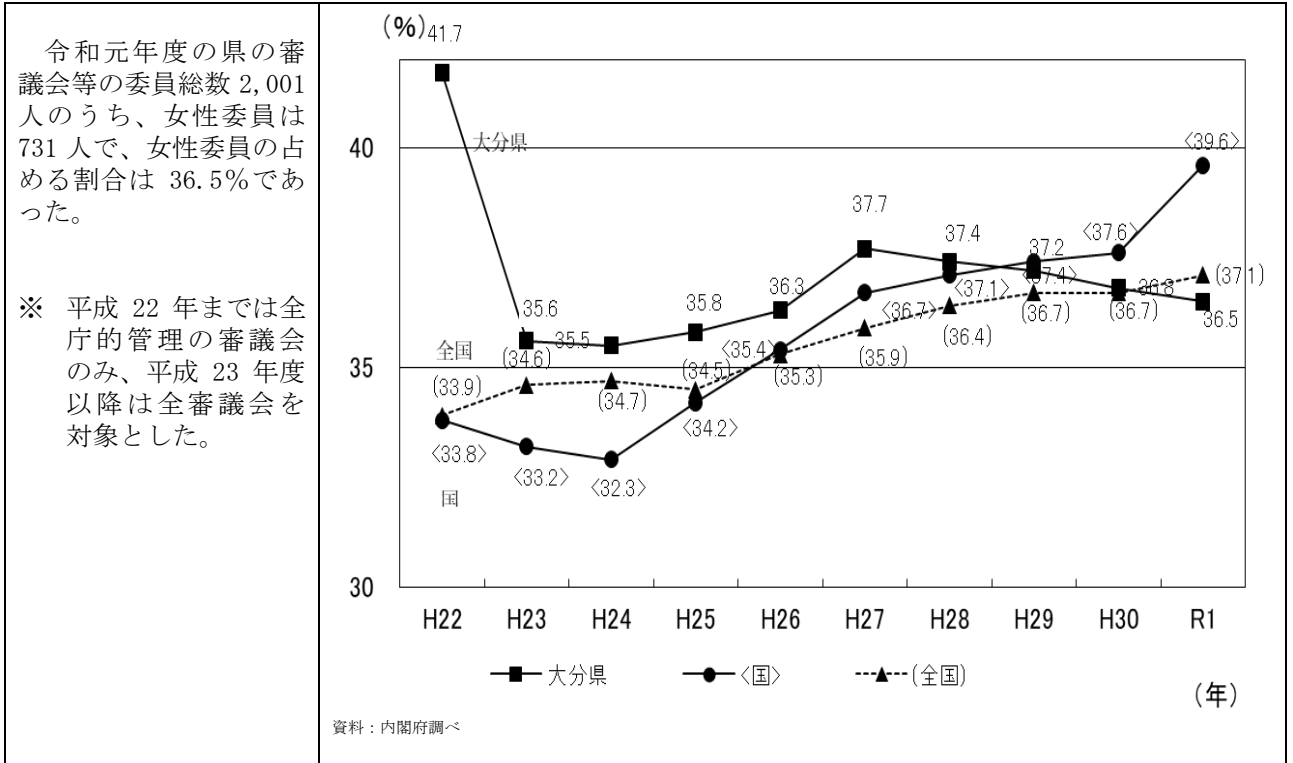
市町村議会における女性議員の割合の推移（大分県）

(単位：%)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
6.1	6.3	5.9	5.9	6.8	6.6	6.9	6.7	7.0	8.0	8.4

イ 審議会等の女性委員の状況

(1) 国・県の審議会における女性委員の割合の推移



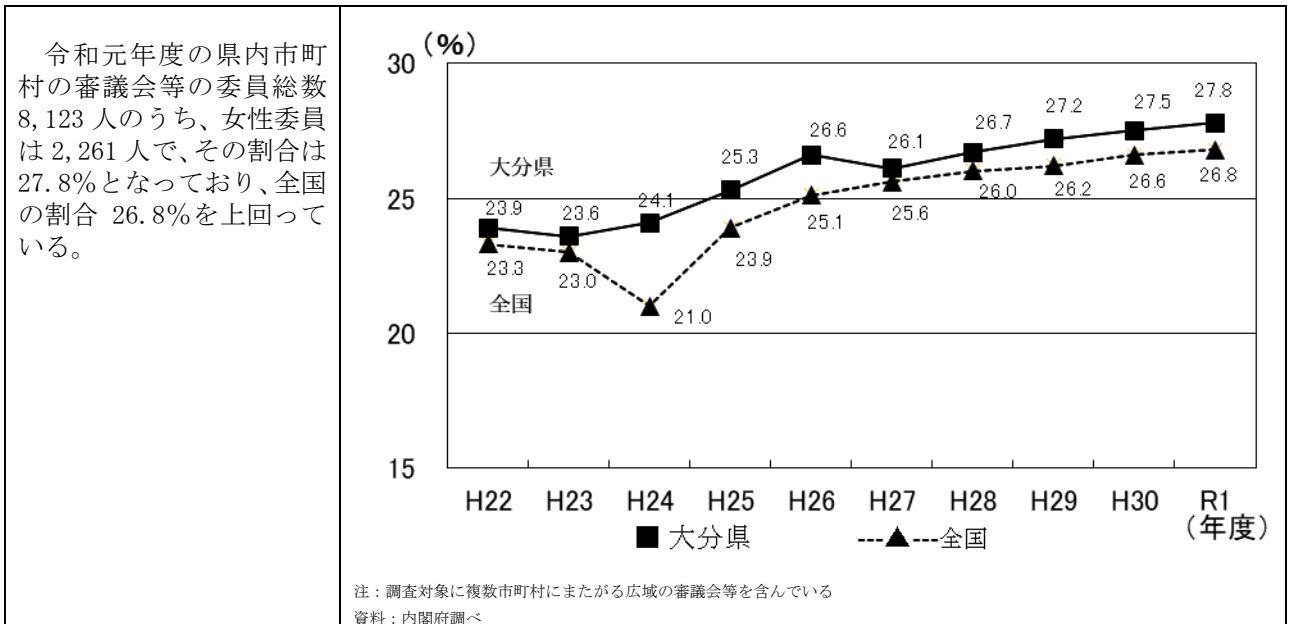
※ 令和元年度において、全審議会等 116 のうち、女性委員が 40%以上の審議会等は 71 で、女性委員が 40%以上の審議会等の全体に占める割合は 61.2%であった。

〔女性委員の割合が 40%以上の県の審議会等の割合の推移〕

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
割合(%)	42.6	47.9	52.9	49.6	48.7	53.0	56.1	58.1	60.7	61.3	61.2

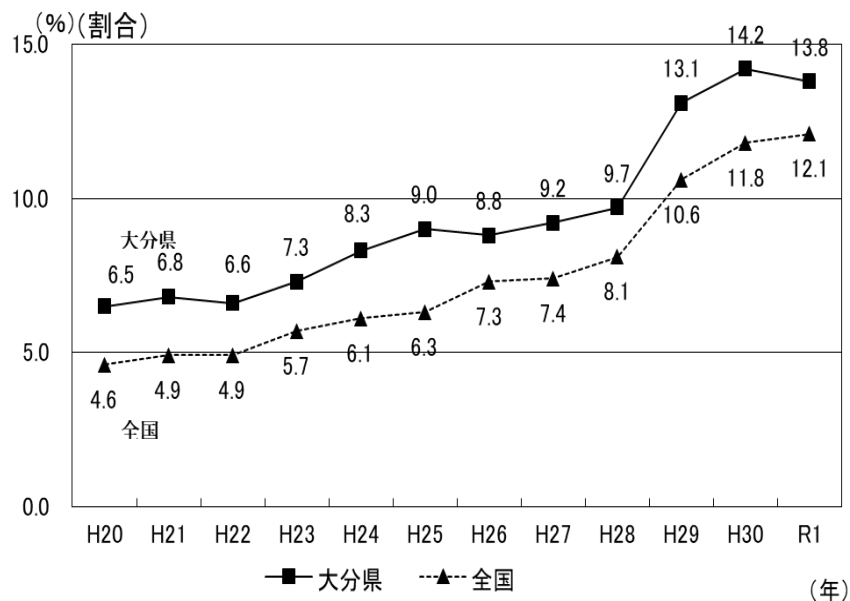
資料 県民生活・男女共同参画課調べ

(2) 市町村の審議会等における女性委員の割合の推移



(3) 農業委員に占める女性の割合の推移

本県の農業委員に占める女性の割合は、令和元年度に13.8%となり、平成30年度に比べて0.4ポイントの減少となったものの、全国平均の12.1%を上回っている。



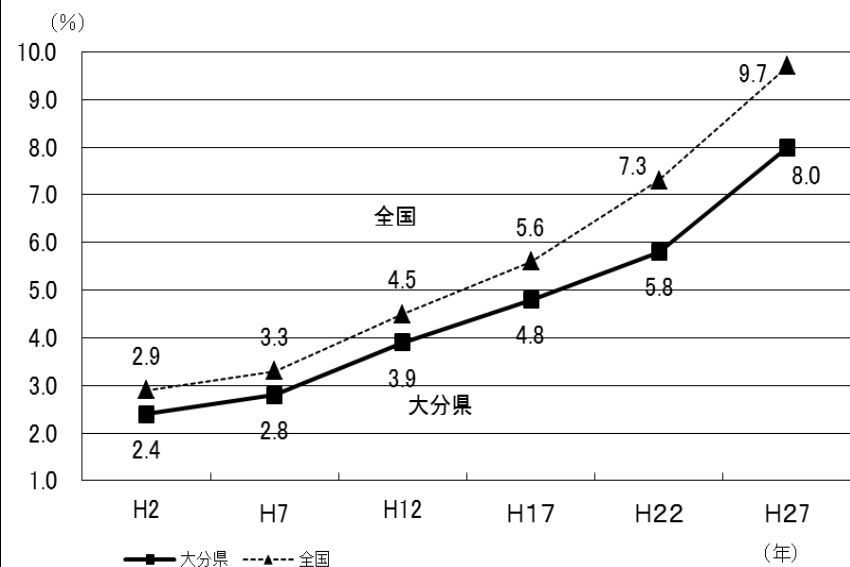
資料：農林水産省経営局就農・女性課調べ

ウ 役職・管理職等への女性の登用

(1) 雇用者のうち管理的職業従事者に占める女性の割合の推移

本県において昭和60年以降の雇用者のうち管理的職業従事者に占める女性の割合は上昇傾向にあり、平成27年には8.0%となっている。

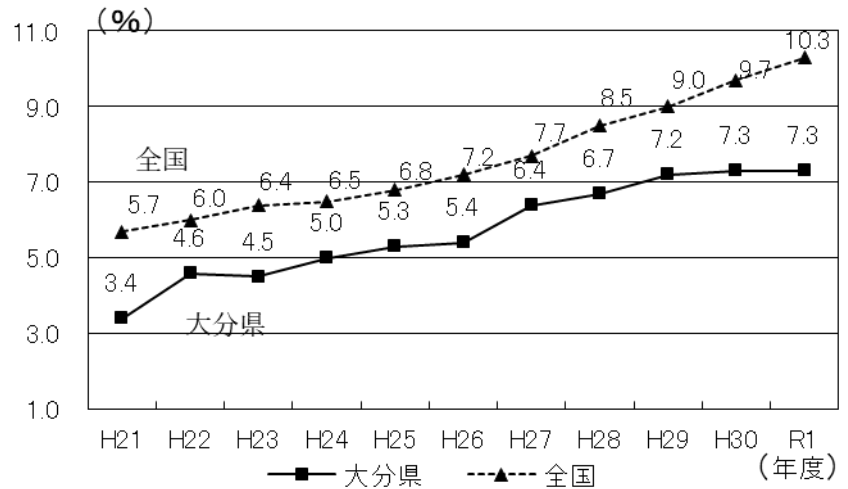
※管理的職業従事者とは、事業経営方針の決定、経営方針に基づく執行関係の樹立、作業の監督・統制など、専ら経営体の全般又は課(課相当を含む)以上の内部組織の経営管理に従事するもの。国・地方公共団体の各機関の公選された公務員も含まれる。



資料：総務省「国勢調査」

(2) 県の女性管理職の割合の推移

令和元年度の割合は 7.3% で、前年と同じとなっており、全国平均（10.3%）を下回っている。

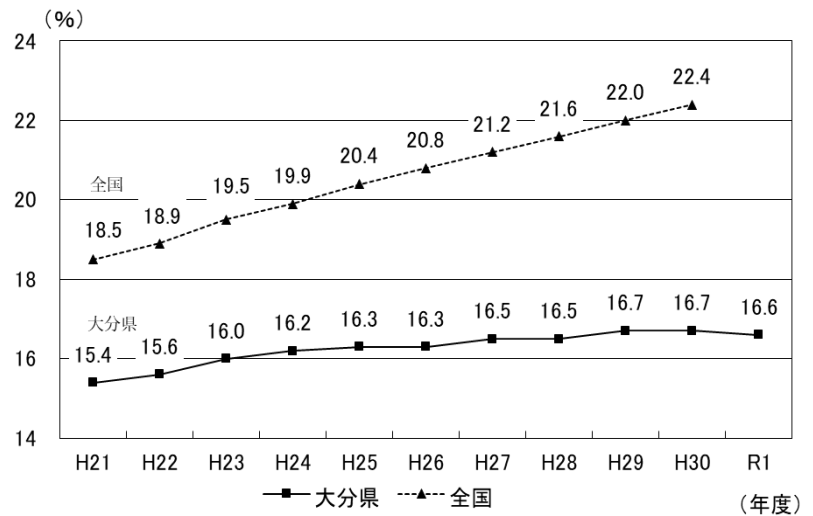


資料：内閣府調べ

(3) 総合農協の正組合員に占める女性の割合の推移

目標値は、第 22 回 JA 全国大会(平成 12 年 10 月)で決議され、第 27 回 JA 全国大会(平成 27 年 10 月)でも再決議されている。

令和 2 年度の県内 5 農協の個人正組合員総数は 59,354 人で、このうち女性正組合員は 9,871 人であった。女性の占める割合は 16.6%と昨年度から横ばいで、目標値の 25%に達していない。



令和元年度の全国値は未公表

資料：農林水産省「総合農協一斉調査」、県調査

(4) 総合農協役員に占める女性の割合の推移

令和2年6月末現在、県内5農協の役員総数105人（経営管理委員及び理事80人、監事25人）で、このうち女性役員は5農協・14人（理事等11人・監事3人）で、目標値の「各農協に2名以上の女性役員を登用すること。」を達成した。

なお、大分県農業協同組合においては、平成28年度に役員選任規程を改正し、平成30年6月の経営管理委員の改選時では、女性役員を5名とした。

総合農協の役員数の推移

(単位：人)

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
農協役員 (女性役員)	理事等	88(6)	88(6)	87(6)	88(6)	86(10)	86(10)	80(11)
	監事	26(4)	26(4)	26(4)	26(4)	26(3)	25(3)	25(3)
	合計	114(10)	114(10)	113(10)	114(10)	112(13)	111(13)	105(14)

注：「理事等」には、経営管理委員を含む。

注：平成20年6月に県内23総合農協のうち16総合農協が合併、さらに平成22年9月に8農協のうち1農協の吸収合併と2農協による新設合併、平成27年度に信用事業譲渡農協1で平成28年度から5農協となった。

平成27年3月には、1農協が信用事業を譲渡したため、総合農協は5農協となった。

資料：農林水産省「総合農協一斉調査」

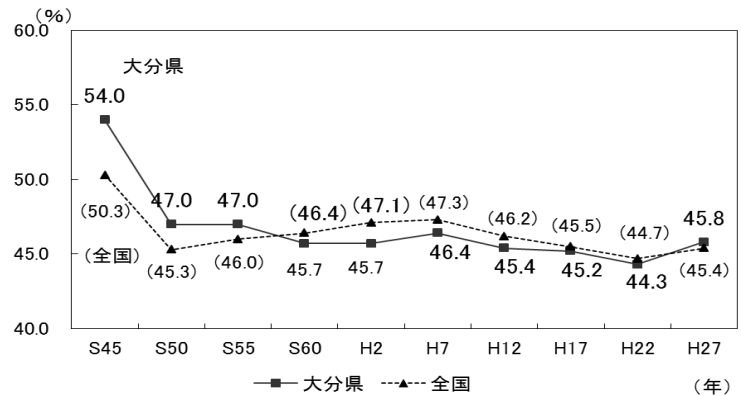
重点目標2 雇用等の分野における男女共同参画の推進

女性の能力が十分に発揮できるようにするためには、女性の活躍状況に関する情報開示（見える化）など、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（いわゆる「女性活躍推進法」）に基づく取組を含めた積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を推進することが重要となっています。

(1) 女性就業率の推移

本県の昭和35年以降の15歳以上の女性の就業率の推移をみると、昭和45年までは50%を超えていたが、昭和50年以降は50%を下回り、微減傾向にある。全国と比べると、昭和55年までは上回っており、昭和60年以降は下回って推移していたが平成27年は上回った。

※女性就業率＝女性就業者／15歳以上女性人口×100



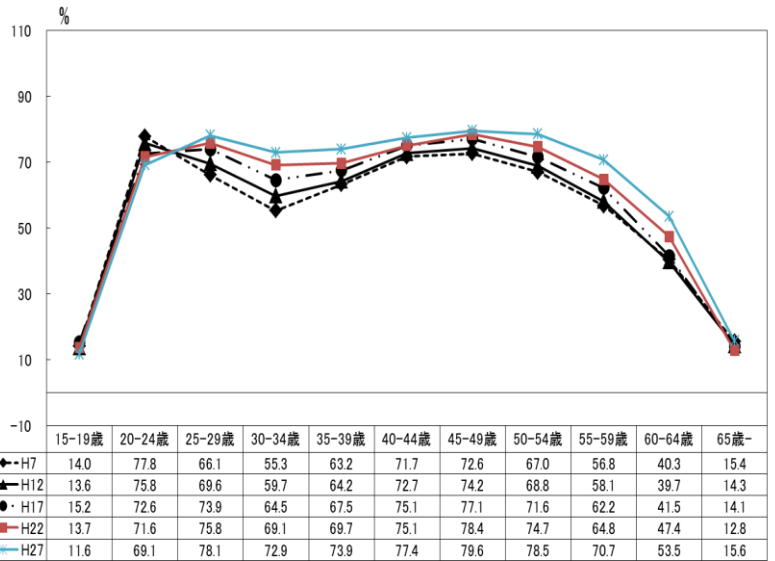
資料：総務省「国勢調査」

(2) 女性の年齢階級別労働力率の推移

本県の女性の労働力率を年齢5歳階級別にみると、平成7年及び平成12年は、20～24歳をピークに30～34歳にかけて低下し、その後再び45～49歳にかけて上昇するというM字カーブを描いていた。これは、出産・育児期にいったん就業を中断し、子育てが一段落したところで再就職するという就業パターンを持つ女性が多いことを表している。

平成27年の労働力率は、22年と比べ、25～29歳のピークから30～34歳への低下する傾向が緩やかになっており、M字カーブの底が上昇している。

※労働力率＝労働力人口（就業者＋完全失業者）／総数×100

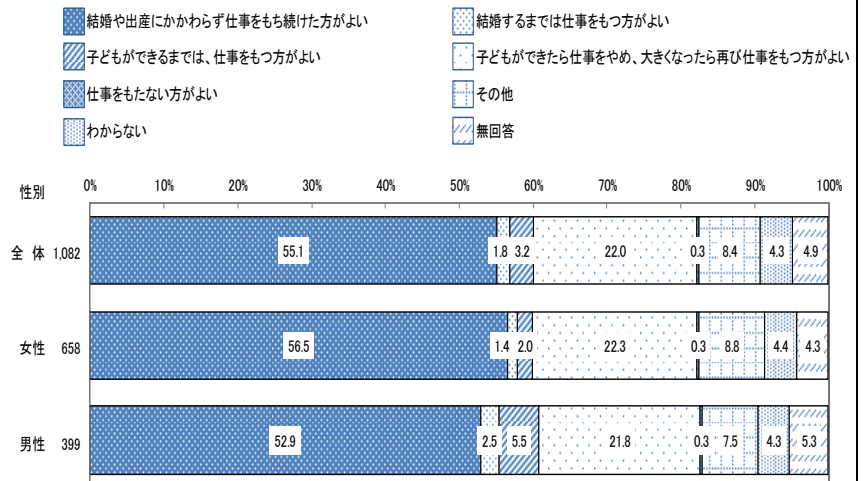


資料：総務省「国勢調査」

(3) 仕事との関係

全体では、「結婚や出産にかかわらず仕事をもち続けた方がよい」が55.1%と最も高く、次いで「子どもができれば仕事をやめ、大きくなったら再び仕事をもつ方がよい」が22.0%、「子どもができるまでは、仕事をもつ方がよい」が3.2%となっている。

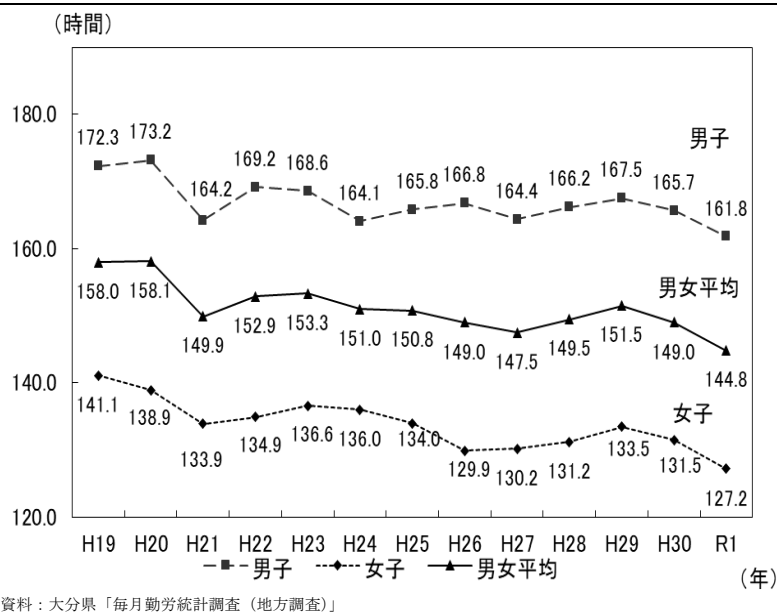
女性の就業についての意識



資料：大分県「令和元年度男女共同参画社会づくりのための意識調査」

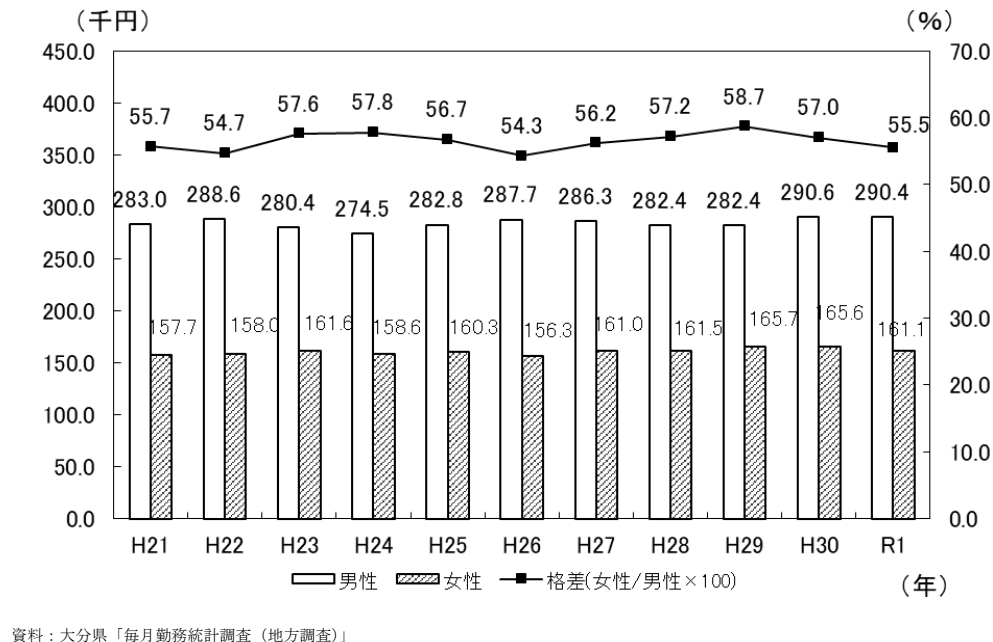
(4) 総実労働時間数の推移（事業所規模5人以上）

令和元年の常用労働者1人当たり平均月間総実労働時間数は、男子161.8時間、女子127.2時間となっており、男子、女子ともに2年連続減少となった。



(5) 男女別きまって支給する現金給与額と男女間格差の推移（企業規模5人以上）

男女格差(女性/男性)は、平成27年からは縮小傾向であったが、平成30年からはやや拡大している。

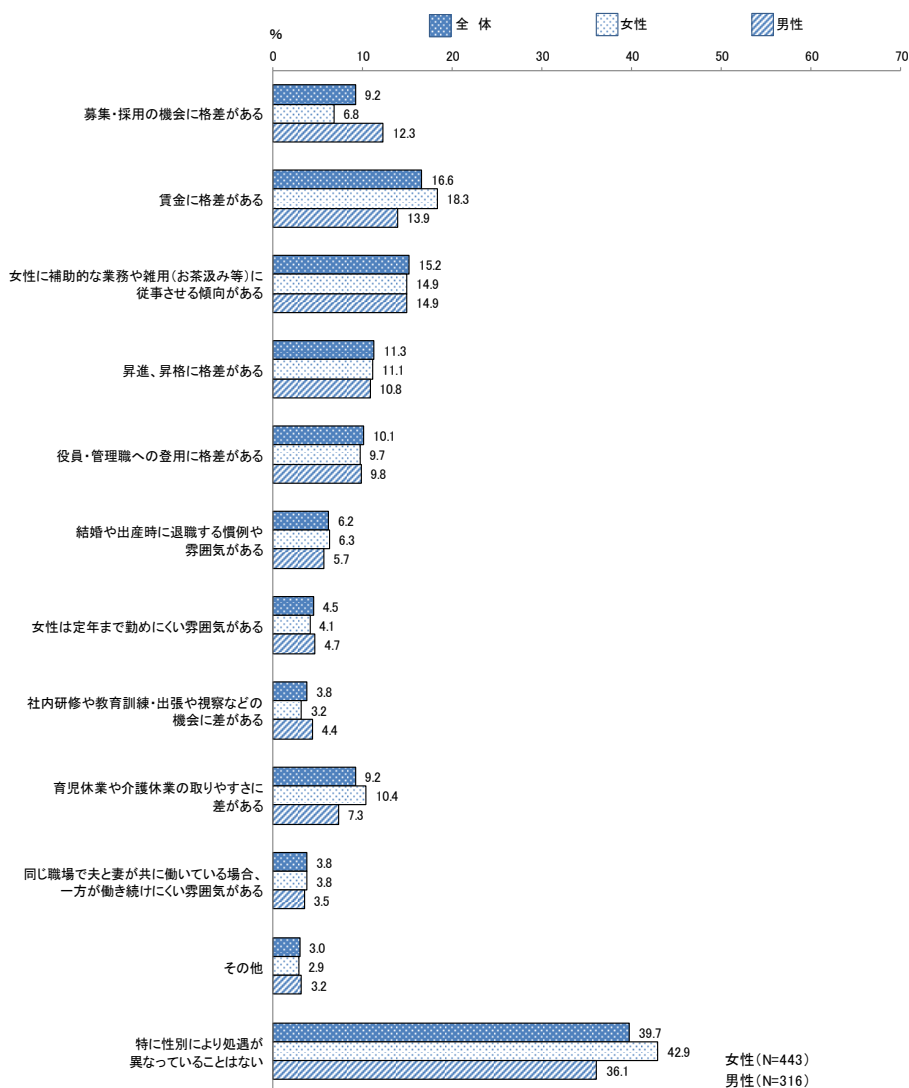


(6) 職場における待遇の現状

全体では、「特に性別により処遇が異なっていることはない」が39.7%と最も高く、次いで「賃金に格差がある」が16.6%、「女性に補助的な業務や雑用(お茶汲み等)に従事させる傾向がある」が15.2%となっている。

性別でみると、最も差がみられた「特に性別により処遇が異なっていることはない」では、女性(42.9%)が男性(36.1%)より6.8ポイント高い。次いで差がみられた「募集・採用の機会に格差がある」では、男性(12.3%)が女性(6.8%)より5.5ポイント高い。

職場における性別による処遇の違い



資料：大分県「令和元年度男女共同参画社会づくりのための意識調査」

重点目標3 ワークライフバランスの推進

固定的な性別役割分担意識を背景に、男性を中心とした雇用慣行が維持されていることなどにより、家事・育児・介護等の家庭生活の大部分を女性が担っている状況があります。今後は、今よりも男女が共に社会のあらゆる活動に参画し、支え合っていく必要があります。

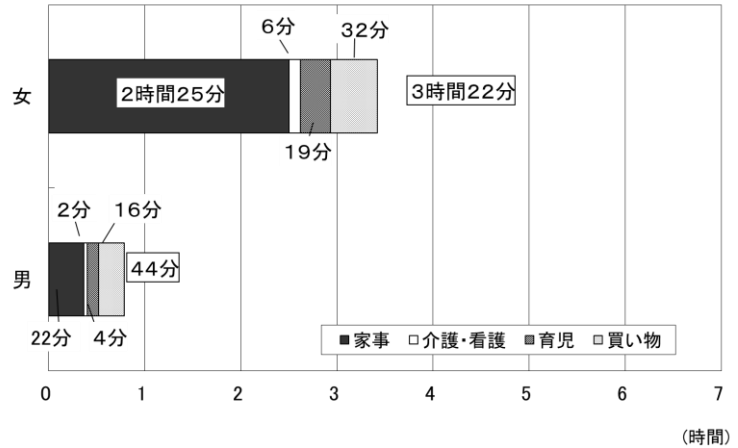
ア 家庭生活での男女の状況

(1) 男女の家事関連時間

本県における週平均1日当たりの家事時間の総平均は、男性 22 分、女性 2 時間 25 分である。また、介護・看護等も含めた家事関連時間は男性 44 分、女性 3 時間 22 分である。

※家事関連時間とは、家事、介護・看護、育児、買い物の合計

男女の家事関連時間（10歳以上人口）・大分県



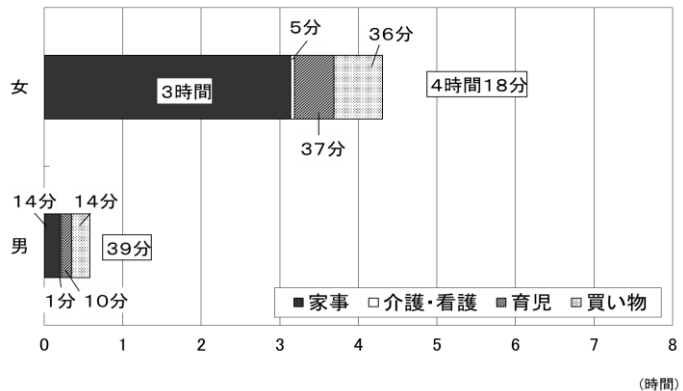
資料：総務省「平成28年社会生活基本調査」

全国の状況をみると、夫は、共働き世帯で 39 分、夫が有業で妻が無業の世帯では 45 分と妻が働いているかどうかに関係なく、家事関連時間は妻に比べて著しく短い。

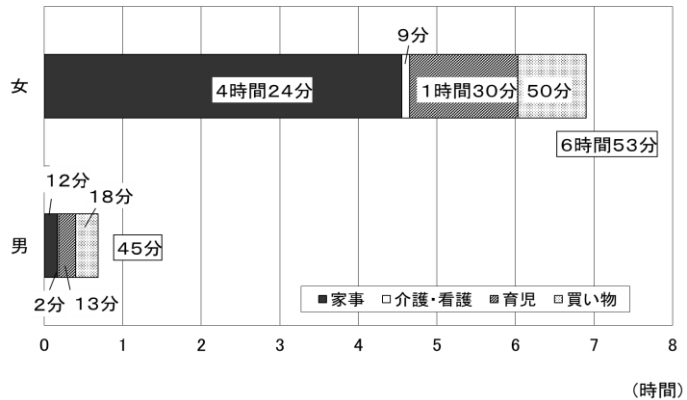
家庭生活では、女性に大きな負担がかかっている実態が伺える。

夫婦の家事関連時間・全国

【共働き家庭】



【夫が有業で妻が無業の世帯】



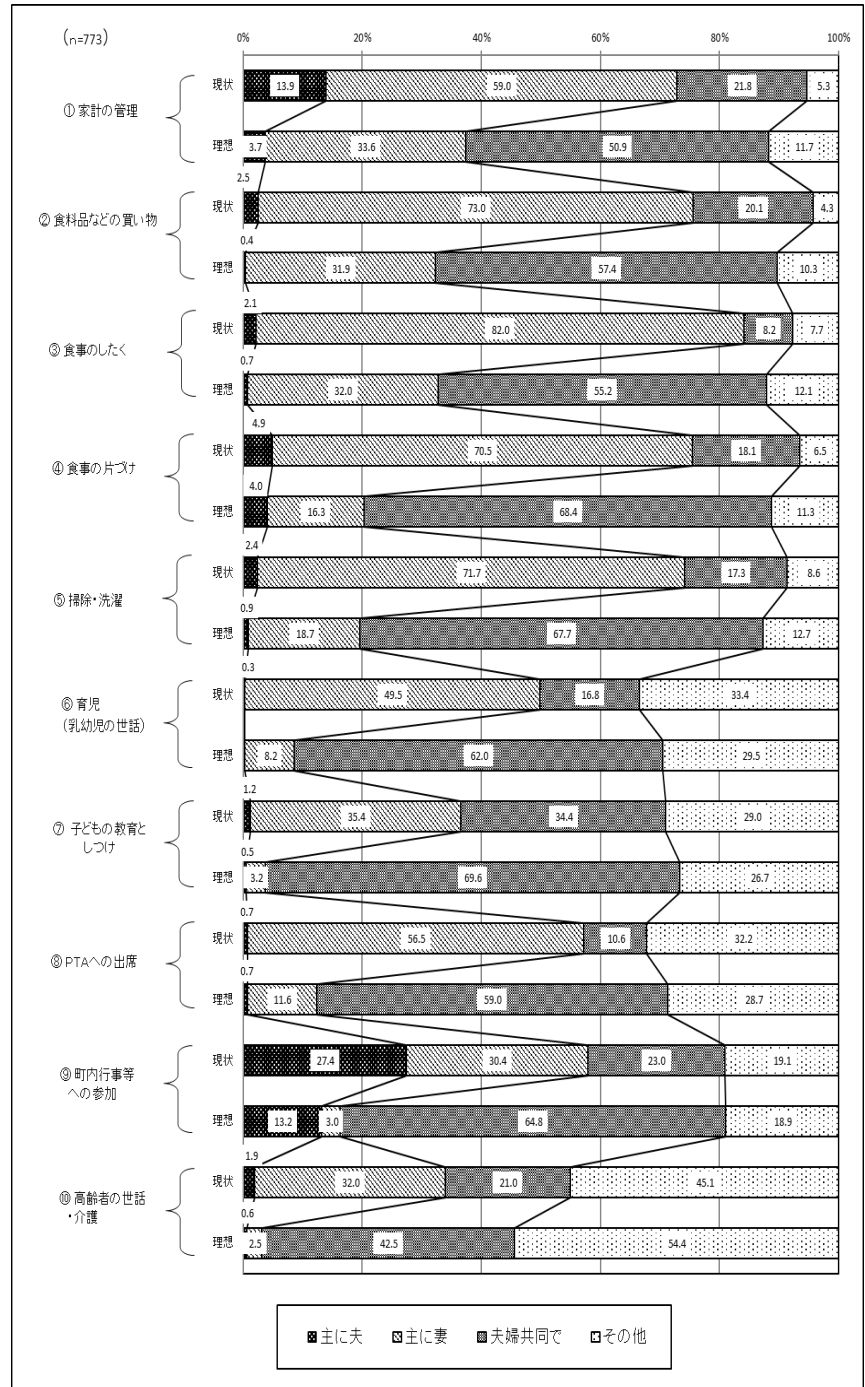
資料：総務省「平成28年社会生活基本調査」

(2) 家庭内における役割分担

全体でみると、各分野での理想は「夫婦共同で」が最も高く、現状では「主に妻」が最も高い。現状と理想で最も差がみられた「④食事の片づけ」の「主に妻」では、現状（70.5%）が理想（16.3%）より54.2ポイント高い。

現状では「③食事のしたく」の「主に妻」（82.0%）が最も高く、唯一8割を超えている。次いで「②食料品などの買い物」の「主に妻」（73.0%）、「⑤掃除・洗濯」の「主に妻」（71.7%）となっている。理想では「⑦子どもの教育としつけ」の「夫婦共同で」（69.6%）が最も高く、次いで「④食事の片づけ」の「夫婦共同で」（68.4%）、「⑤掃除・洗濯」の「夫婦共同で」（67.7%）となっている。

家庭内における役割分担

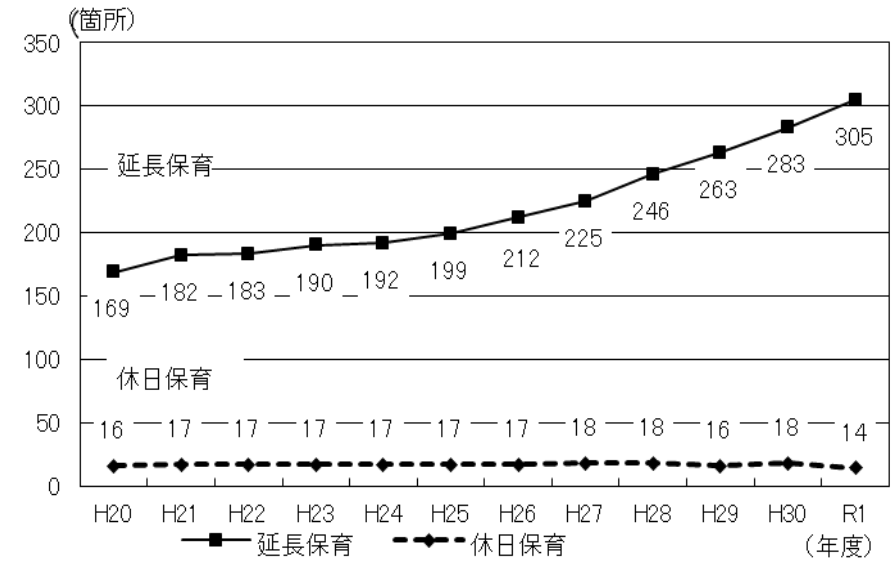


資料：大分県「令和元年度男女共同参画社会づくりのための意識調査」

イ 子育ての環境

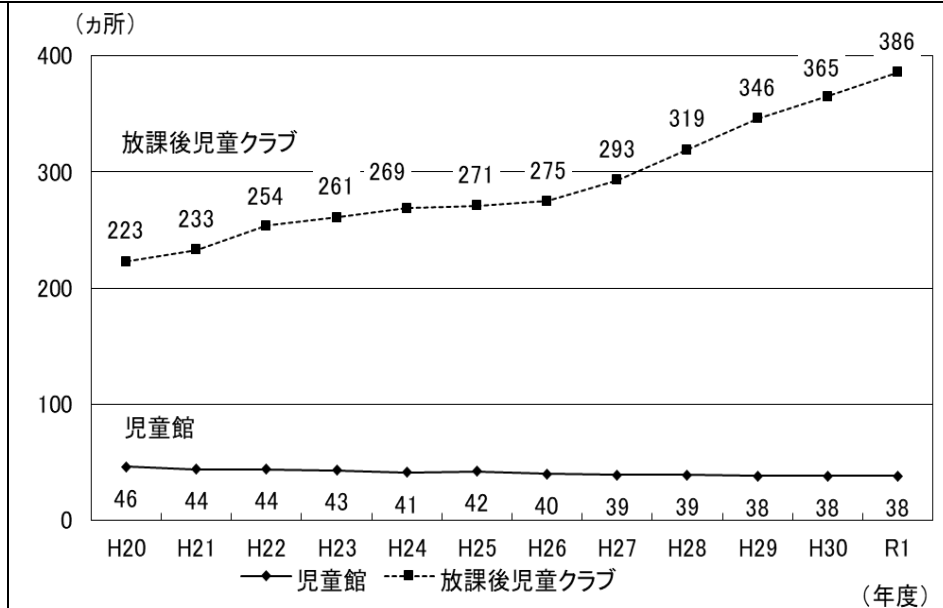
(1) 延長保育実施箇所数、休日保育実施箇所数の推移

令和元年度の延長保育と休日保育の実施箇所数は、それぞれ 305 と 14 である。



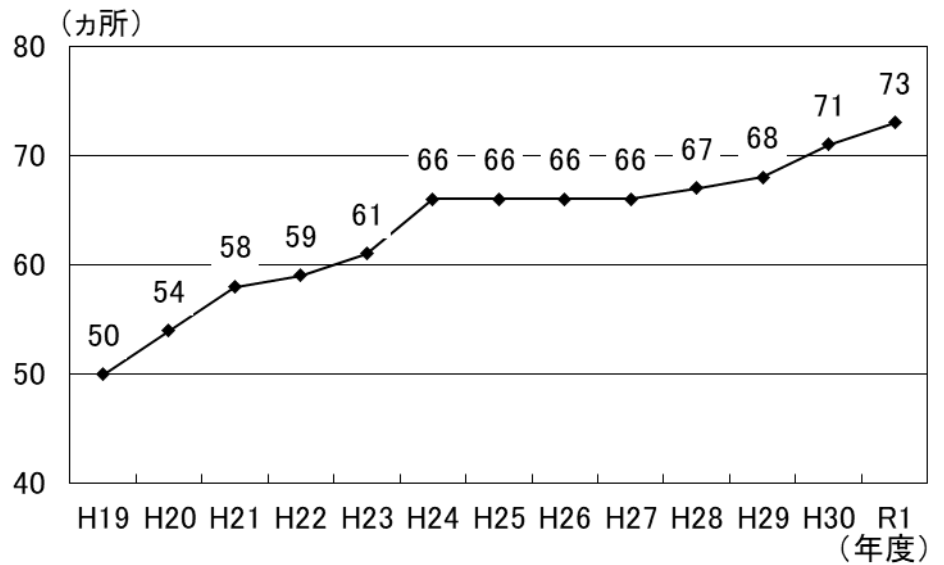
(2) 児童館数、児童クラブ数の推移

令和元年度末の児童館数は、38 カ所である。放課後児童クラブ数は、令和元年度は 386 カ所となっている。



(3) 地域子育て支援拠点数の推移

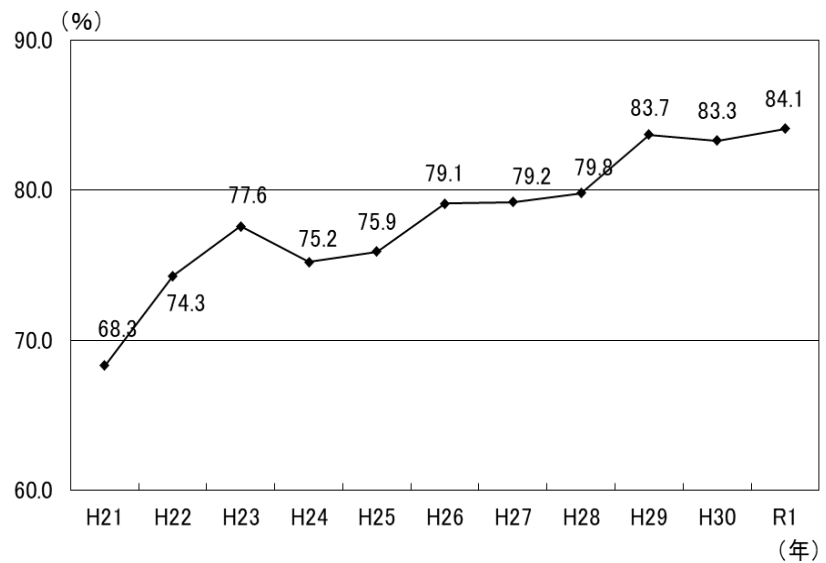
令和元年度の地域子育て支援拠点の数は73カ所である。



資料：こども未来課調べ

(4) 育児休業制度の規定状況の推移

令和元年度の労働福祉等実態調査で回答のあった672事業所のうち、育児休業制度が「ある」と回答したのは、84.1%（565事業所）である。



資料：大分県「労働福祉等実態調査」

重点目標 4 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

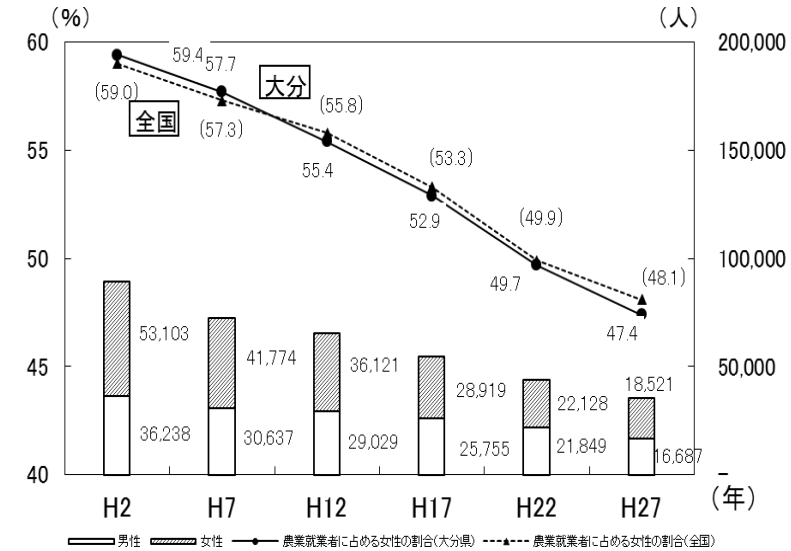
農業就業人口の半数を女性が占めるなど、女性は農林水産業の振興、経営の発展や地域の活性化において重要な役割を果たしています。

(1) 農業就業人口（販売農家）に占める女性の割合の推移

農業就業人口は、男女ともに減少が続いている。

平成 27 年の農業就業人口に占める女性の割合は 47.4% で、全国の割合 48.1% よりやや低いが、九州の割合 (46.6%) よりやや高い。

※農業就業人口とは、15 歳以上の世帯員で、自営農業だけに従事した者及び自営農業とその他の仕事の両方に従事した者のうち自営農業が主であるものの合計

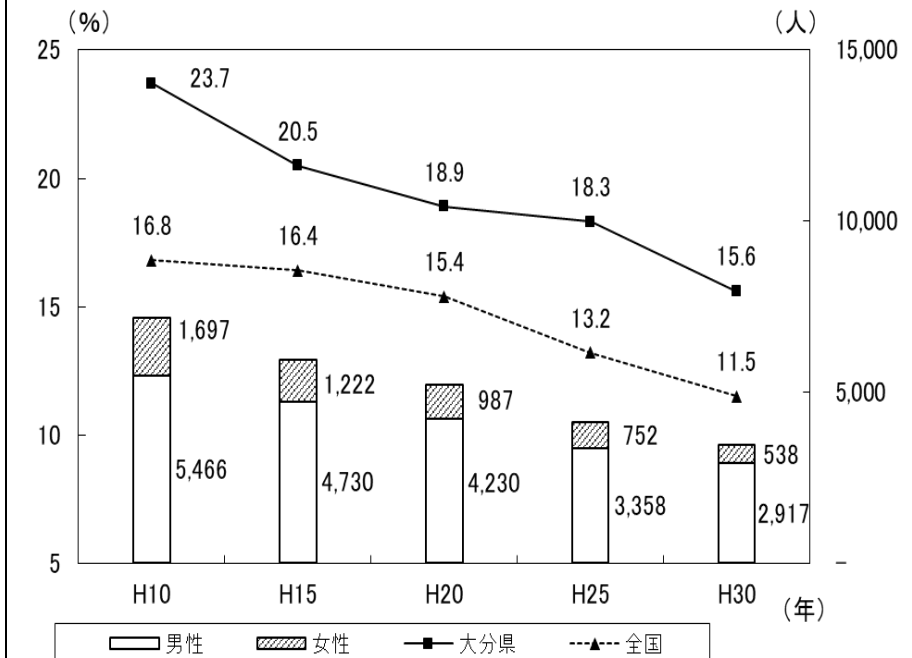


資料：農林水産省「農林業センサス」

(2) 漁業就業者に占める女性の割合の推移

漁業就業者数は、男女ともに減少傾向が続いているものの、漁業就業者に占める女性の割合は、全国を上回っている。

平成 30 年の本県の漁業就業者のうち、女性は 538 人で、割合は 15.6% となっている。



資料：農林水産省「漁業センサス」

重点目標5 男女が共に支える地域づくりの推進

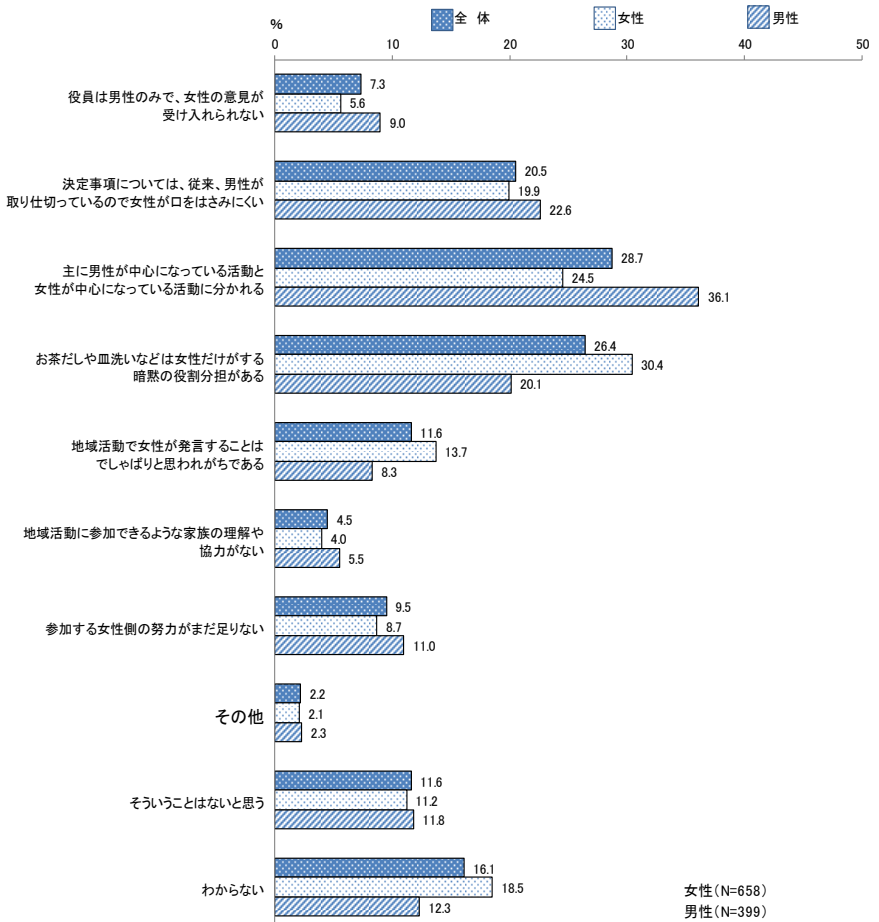
地域においては、高齢化・過疎化の進行、人間関係の希薄化や単身世帯の増加等の様々な変化が生じており、地域における役割を男女が共に担わないと立ち行かなくなる状況となっています。魅力ある地域づくりをしていくためには、地域活動における性別・世代の偏りを解消し、地域における男女共同参画を推進することがさらに重要となっています。

(1) 地域活動への参画の現状

全体では、「主に男性が中心になっている活動と女性が中心になっている活動に分かれる」が28.7%と最も高く、次いで「お茶だしや皿洗いなどは女性だけがする暗黙の役割分担がある」が26.4%、「決定事項については、従来、男性が取り仕切っているので女性が口をはさみにくい」が20.5%となっている。

性別でみると、「主に男性が中心になっている活動と女性が中心になっている活動に分かれる」では、男性（36.1%）が女性（24.5%）より11.6ポイント高い。また「お茶だしや皿洗いなどは女性だけがする暗黙の役割分担がある」では、女性（30.4%）が男性（20.1%）より10.3ポイント高い。

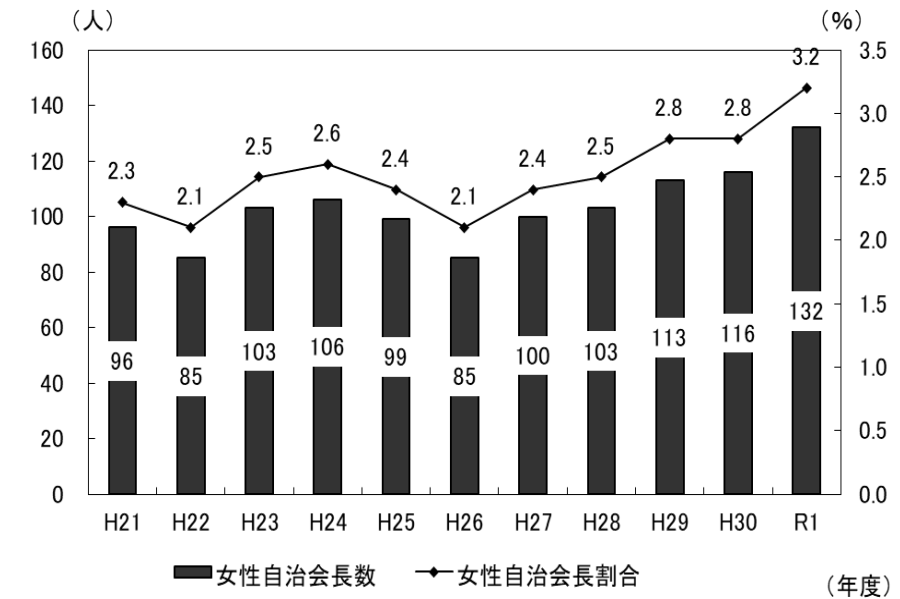
地域の中で女性が男性と同じように発言できにくい雰囲気の原因



資料：大分県「令和元年度男女共同参画社会づくりのための意識調査」

(2) 市町村における女性自治会長の人数・割合の推移

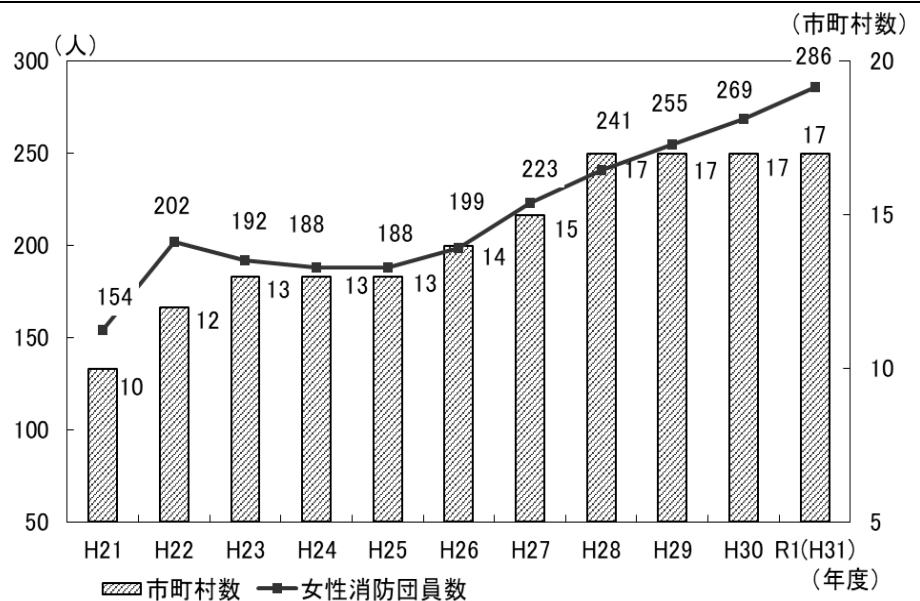
令和元年度の女性自治会長の数は昨年度に対して16人増加し、132人であり、その割合は3.2%であった。全国平均は5.9%であり、県内における女性の自治会活動への参加率は低い状況にある。(平成31年4月1日現在)



資料：内閣府調べ

(3) 女性消防団員数と女性消防団員がいる市町村数の推移

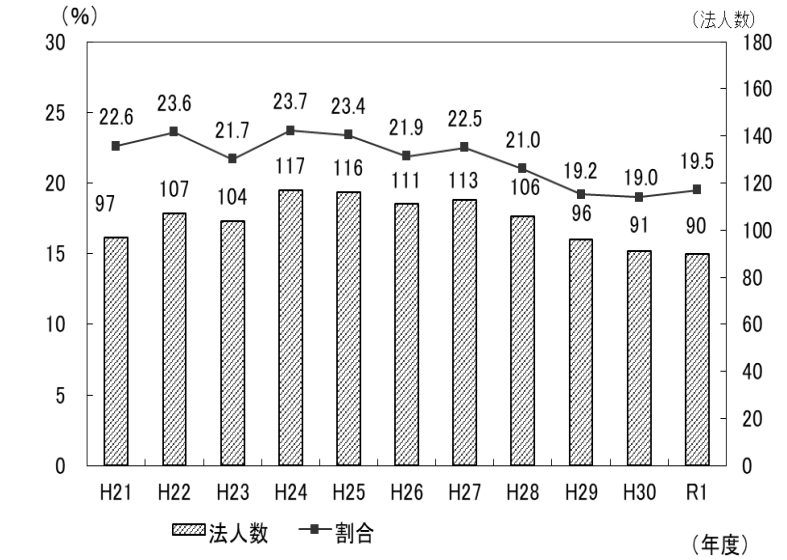
平成31年4月1日現在における県内の消防団員数14,633人のうち、女性消防団員数は286人で、女性比率は1.95%となっている。また、女性消防団員がいる市町村数は17市町である。



資料：消防保安室調べ (平成31年4月1日現在)

(4) 女性が代表の NPO 法人の割合・法人数の推移

女性が代表者の NPO 法人は、令和元年度末時点で 90 法人あり、同年度末の全体法人数（462 法人）に占める割合は 19.5%である。

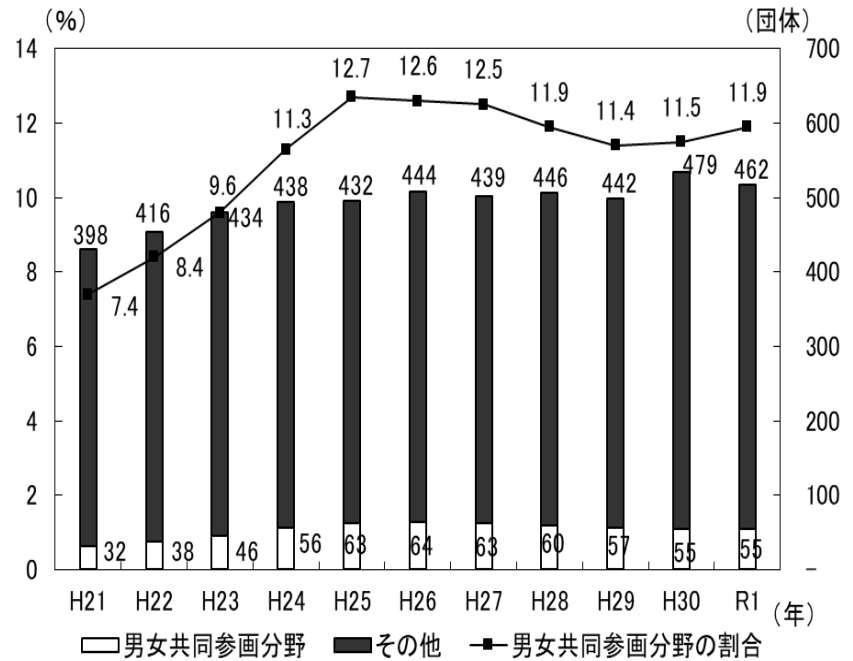


資料：県民活動支援室調べ

(5) 「男女共同参画」を活動分野としている NPO 法人の割合の推移

令和元年度末現在では、認証法人 462 のうち、11.9% の 55 法人になっている。

男女共同参画社会の形成の促進を図る活動を行う NPO 法人の割合は、平成 20 年度から 25 年度にかけて増加し、26 年度以降は 11～12%台で推移している。



資料：県民活動支援室調べ

第 3 部

計画の進行管理のための

指標（数値目標）

計画の着実な推進を図るため、計画の進行管理は、大分県男女共同参画推進本部が行うこととし、設定された数値目標等により男女共同参画の推進状況を把握しています。

第4次おおいた男女共同参画プランでは、施策体系ごとに25の数値目標を設定し、現況を把握してきました。

ここでは令和元年度末での現況値を示しています。

第4次おおいた男女共同参画プラン 実施状況(令和元年度実績)

基本目標	番号	指 標	計画策定時の		令和元年度 実績値	目 標 値 (令和2年度)	令和2年度目 標値に對する 達成率 (%)	指標等の出典
			年度	数値				
I 男女共同 参画に向けた 意識改革	1	「男は仕事、女は家庭」という考え方に 同感しない人の割合	26	52.1%	56.7%	65.0%	87.2	県民生活・男女共同参画課(男女共同参画 社会づくりのための意識調査)
	2	社会全体において「男女の地位が平 等」と感じる人の割合	26	14.4%	13.9%	30.0%	46.3	県民生活・男女共同参画課(男女共同参画 社会づくりのための意識調査)
	3	住民がサロン等交流の場に参加できる 自治会の割合	26	52.0%	69.6%	80.8%	86.1	福祉保健企画課
	4	「男女共同参画社会」という用語の周 知度	26	65.8%	70.2%	100%	70.2	県民生活・男女共同参画課(男女共同参画 社会づくりのための意識調査)
	5	6歳未満の子どもを持つ男性の家事・ 育児関連時間	23	86分	88分 (H28)	93分 (H31)	94.6	総務省 社会生活基本調査
	6	学校教育の場において「男女の地位 が平等」と感じる人の割合	26	61.2%	55.5%	75.0%	74.0	県民生活・男女共同参画課(男女共同参画 社会づくりのための意識調査)
II 男女が安 心できる 生活の確保	7	男性の健康寿命	22	69.85歳	71.54歳 (H28)	71.80歳 (H31)	99.6	厚生労働省 厚生労働科学研究「健康日本 21(第二次)の 地域格差の評価と要因分析 に関する研究」
	8	女性の健康寿命	22	73.19歳	75.38歳 (H28)	75.11歳 (H31)	100.4	厚生労働省 厚生労働科学研究「健康日本 21(第二次)の 地域格差の評価と要因分析 に関する研究」
	9	朝食を毎日食べる児童・生徒の割合 (小5)	26	90.0%	89.8%	93.0%	96.6	体育保健課
	10	妊娠中の妊婦の喫煙率	25	4.9%	2.4% (H30)	0.0%	97.6	厚生労働科学研究
	11	DV被害を一度でも受けた人のうち相 談した人の割合	26	24.6%	29.4%	50.0%	58.8	県民生活・男女共同参画課(男女共同参画 社会づくりのための意識調査)
	12	性犯罪・性暴力被害者のための総合 相談窓口の周知度	27	0.0%	15.5%	60.0%	25.8	県民生活・男女共同参画課(男女共同参画 社会づくりのための意識調査)
III 女性の活 躍の推進	13	女性委員の割合が4割以上の県の審 議会等々の全体に占める割合	26	53.0%	61.2%	60.0%	102.0	県民生活・男女共同参画課
	14	雇用者のうち管理的職業従事者に占 める女性の割合 (従業員100名以上の企業)	22	5.8%	8.0% (H27)	7.7%	158.4	総務省 国勢調査
	15	30～39歳女性の就業率		—	(22.2%) (H29)	(7.7%)	(288.3)	県民生活・男女共同参画課(女性の活躍に 関する意識調査)
			24	68.6%	76.3% (H29)	73.9%	103.2	総務省 就業構造基本調査
	16	女性が輝くおおいた推進会議の女性 活躍宣言企業数		—	(82.1%) (H29)	(73.9%)	(111.1)	県民生活・男女共同参画課(女性の活躍に 関する意識調査)
			26	0社	176社	136社	129.4	県民生活・男女共同参画課
	17	職場において「男女の地位が平等」と 感じる人の割合	26	19.6%	24.6%	30.0%	82.0	県民生活・男女共同参画課(男女共同参画 社会づくりのための意識調査)
	18	次世代育成支援対策推進法に基づく 認定企業数	26	18社	30社	50社	60.0	雇用労働政策課
	19	病児・病後児保育実施施設数	26	20か所	31か所	32か所	96.9	こども未来課
	20	新たに認定する女性農業経営士数	27	0人	52人	60人	86.7	新規就業・経営体支援課
	21	「男女共同参画」を活動分野としている NPO法人数	26	64法人	55法人	80法人	68.8	県民生活・男女共同参画課
22	自治会長に占める女性の割合	27	2.4%	3.2%	4.7%	68.1	内閣府 地方公共団体における男女共同 参画社会の形成 又は女性に関する施策の 推進状況	
23	消防団員に占める女性の割合	27	1.4%	2.0%	3.0%	66.7	消防保安室(消防年報)	
推進体制	24	「大分県消費生活・男女共同参画ブラ ザ(アイネス)」の周知度	26	55.7%	48.2%	100%	48.2	県民生活・男女共同参画課(男女共同参画 社会づくりのための意識調査)
	25	男女共同参画・女性等を名称に冠した 担当課・室等を設置している市町村の 割合	27	11.1%	11.1%	33.0%	33.6	県民生活・男女共同参画課

第 4 部

令和元年度 大分県の男女共同参画 に関する事業

本県では男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

ここでは「第4次おおいた男女共同参画プラン」の基本計画の重点目標別に、令和元年度の各種施策の実施結果をまとめています。

【1】令和元年度 おおいた男女共同参画プランに関する事業

基本目標 I 男女共同参画に向けた意識改革

重点目標 1 男女の平等と人権を守る環境づくり

主な取組 (1) 家庭・地域・働く場における固定的な性別役割分担の是正

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
人権尊重施策基本方針推進事業	地域における人権啓発を推進するため、市町村が推進体制を確立し、基本計画を策定し、性的役割分担の是正等女性の人権に関する啓発事業を効果的に実施するよう、市町村の人権施策推進を支援した。	1,035	人権・同和 対策課
人権教育振興費	大分県人権教育推進計画に基づき「女性の人権」に配慮した学校運営、人権教育を推進した。 学校の要請に応じ、人権教育に関する校内研修に指導主事を派遣し、学校における「女性の人権」といったテーマで行われる人権教育を支援した。	—	教育庁人権・同和教育課
市町村人権教育推進事業	市町村人権教育推進講座において、「女性の人権」や「子どもの人権」といった観点から研修する時間を設定し、市町村人権教育担当者等の資質を高め、公民館講座等における学習機会・内容の充実を図った。 市町村の社会教育推進のため、公民館事業やPTA研修事業等に大分県人権問題講師団員及び社会教育主事を派遣し、市町村における「女性の人権」に関する人権教育を支援した。	1,618	教育庁人権・同和教育課

主な取組 (3) 貧困・高齢・障がい等により困難を抱えた人の人権尊重の意識の浸透

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
人権尊重社会づくり推進事業	女性をはじめすべての人の人権が尊重される社会の確立のため、「大分県人権尊重社会づくり推進条例」の基本理念の浸透を図り、人権尊重施策を総合的に推進した。	439	人権・同和 対策課
介護予防推進事業	高齢者の介護予防及び重度化防止のため、広域的な観点から市町村等を支援した。 (1) 介護予防従事者等の資質向上 (2) 介護予防市町村支援委員会等の開催 (3) 介護予防ボランティア等の介護予防人材の育成 (4) 介護予防体操等の普及啓発	972	高齢者福祉課
いきいき高齢者地域活動推進事業	元気な高齢者が地域活動等に参画できるよう、必要な知識と実践力を身につけ、様々な分野で活躍できる人材を育成する講座を開催するとともに、高齢者が活動の主体となって新たに実施する地域活動等の立ち上げに要する経費に対し助成した、また、豊かな知識や技術を持つ高齢者を「ふるさとの達人」として発掘・登録し、登録者の活躍の場の拡大を図るなど高齢者の生きがいがづくりを推進した。また、市町村老人クラブ連合会の体制強化を支援する市町村に対し助成した。	18,601	高齢者福祉課
老人クラブ助成事業	高齢者の生きがいがづくりと社会参加を促進するため、社会奉仕活動等を総合的に実施する単位老人クラブ及び各市町村老人クラブ連合会に対し、活動経費の一部を助成するとともに、活動の推進母体である(公財)大分県老人クラブ連合会に対し、活動推進員の設置に要する経費等の一部を助成した。	47,344	高齢者福祉課
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	高齢者の生きがいと健康づくりを推進するため、高齢者の社会参加等を促進するための啓発、また豊の国ねんりんピックの開催や全国健康福祉祭への県選手団の派遣など、高齢者の健康づくり活動やスポーツ活動の育成振興等を図ることにより、豊かで活力ある地域社会の構築を推進した。	23,831	高齢者福祉課

介護支援専門員支援事業	要介護者等からの依頼を受けて、適正なサービスが利用できるよう、利用するサービスの種類や内容を定めた居宅サービス計画の作成等を行う介護支援専門員の資質向上を図るため、法定研修講師の養成等を行った	881	福祉課 高齢者
地域のつながり応援事業	1 目的 住む人が暮らしやすく、訪れる人にやさしい大分県を創造するため、ユニバーサルデザインによる社会づくりを推進した。 2 概要 (1)ユニバーサルデザイン体験空間の設置 ユニバーサルデザインを目にする機会を増やすため、ユニバーサルデザインの身近な物（共遊玩具、文具等）に触れることのできるコーナーを設置した。 (2)出前学習講座の開催 県職員等を県内の小中学校や民間事業者に派遣し、ユニバーサルデザインに関する授業を行うことで、未来を担う児童生徒や県民の「他者を思いやる気持ち」の醸成を図った。	804	福祉保健企画課
障がい者工賃向上支援事業	障がい者が地域で自立した生活を送るため、平成30年度に作成した“大分県障がい者工賃向上計画（第3期）”に基づき、おおいた共同受注センターやアグリ就労アドバイザー等を活用しながら、工賃向上を図った。 (1)共同受注体制の整備 (2)福祉施設と農業の連携 (3)障がい者工賃向上推進委員会の運営	14,309	障害者社会参加推進室
障がい者就業環境づくり推進事業	障がい者が地域で自立して暮らせる社会の実現のためには、障がい者の雇用促進が重要であることから、障がい者雇用率日本一を目指し、民間企業等での障がい者雇用を促進した。 (1)民間企業における障がい者雇用の促進 (2)精神障がい者・知的障がい者の採用企業に対する支援 (3)一般就労促進支援事業（人材の掘り起し）	34,909	
障がい者就業・生活支援センター運営事業	就職や職場定着が困難な障がい者及び就業経験のない障がい者に対し、障がい者就業・生活支援センターにおいて、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を実施し、障がい者の職業生活の安定と自立を図った。	26,119	
知的障がい者社会参加促進事業（大分県ゆうあいスポーツ大会開催事業）	障がい者のスポーツを奨励することにより、社会の障がいに対する理解を深めるとともに社会参加を推進するため、ゆうあいスポーツ大会を開催した。	1,000	
障がい者（児）秋の交歓会開催事業	障がい者（児）と健常者が一堂に集い、お互いに親睦を図りながら、相互の理解を一段と深めるため、障がい者（児）秋の交歓会を開催した。	1,861	
障がい者地域スポーツ活動支援事業	「チャレンジ！おおいた大会」を通じて盛り上がった県内の障がい者のスポーツの根を絶やさず、県民と障がい者がともにスポーツに取り組める環境作りを実施した。	1,360	
国際車いすマラソン大会開催事業	国・内外の身体に障がいのある方が車いすマラソンを通じて、希望と勇気をもって社会に参加する意欲を喚起するとともに、広く県民が身体に障がいのある方についての関心と理解を深めるために車いすマラソン大会を開催した。	25,000	
障がい者スポーツ振興事業（大分県障がい者スポーツ大会開催事業）	全ての障がい者が、希望と勇気をもって自立し、社会に積極的に参加する意欲を喚起するとともに、障がい者スポーツの普及に努め、県民の障がい者に対する理解を一層深め、障がい者の社会参加の推進に寄与するため 障がい者スポーツ大会を開催した。	7,912	

精神障がい者地域移行・定着体制整備事業	精神科病院と地域をつなぐ役割を担う地域移行専門員を県庁内に配置することにより、精神障がい者の地域移行・地域定着を促進した。	6,106	障害者社会参加推進室
在宅重度障がい者住宅改造助成事業	在宅の重度障がい者（児）又はその障がい者と同居する者に対し、住宅設備をその障がい者に適するように改造する経費を助成した。	2,162	
障がい者自立支援給付費県負担金	市町村が実施する、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障がい者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援といった介護に要する経費の一部を負担した。	6,565,110	
ひとり親家庭等自立促進対策事業	母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦に対する総合的な自立支援策を展開することにより、自立の促進を図った。 1 母子家庭等就業・自立支援センター事業 就業相談に応じるとともに、地元企業等を訪問し、求人開拓を行った。また、個人ごとの目標等を記載したプログラムを策定し、自立を支援した。 2 母子家庭等自立支援給付金事業 母子家庭の母及び父子家庭の父を対象に資格・技能取得の費用、修業期間中の生活支援を実施した。 3 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金の貸付を行った。	13,830	子ども・家庭支援課
子どもの居場所づくり推進事業	子どもの貧困対策を推進するため、早期発見、早期支援の体制を整備するとともに、「子ども食堂」等の開設や機能強化に対して支援を行った。また、大分県子どもの貧困対策計画の見直しを行うため、計画策定委員会を開催した。	6,106	
(公社)大分県シルバー人材センター連合会運営費補助事業	シルバー人材センター事業の普及啓発、就業機会の拡大、就業内容の充実等を実施した。	8,000	雇用労働政策課
シルバー人材センター就業機会・創出拡大事業	高齢者の多様な就業ニーズに応えるため、生活支援サービス分野等における就業開拓を実施した。	665	

重点目標 2 男女共同参画の視点に立った意識改革と社会制度・慣行の見直し

主な取組 (1) 全県的な広がりを持った広報・啓発の充実・強化

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
マルチメディア広報推進事業	県庁ホームページで、県政全般の情報を発信した。	3,070	広報広聴課
広報活動費	県政広報に要する経費。主なものは、テレビ・ラジオによる県政番組の放送、各新聞への「県政だより」の掲載、2ヶ月に1回の全世帯配布の広報誌「新時代おおいだ」の発行などを実施した。	211,302	
男女共同参画週間事業	毎年 6/23～29 の期間中を中心に、各市町村、女性団体等と協力し、街頭啓発キャンペーン等を実施した。	83	消費生活・男女共同参画課
県民企画提案参画推進事業	県民による企画・提案により男女共同参画について学び、考え、議論を深めるため、講演会やワークショップ・映画上映会などを実施した。	536	

人権啓発フェスティバル	県民に人権問題に対する理解と関心を促し、楽しみながら人権感覚を身につけてもらうため、NPO等と協働して住民参加型の人権啓発フェスティバルを開催した。 内容：各種展示・体験コーナー、隣保館活動紹介コーナー、ステージイベントほか	2,996	人権・同和対策課
人権啓発の人材育成 (人権啓発環境整備事業)	市町村における人権啓発活動と人権施策を推進するため、市町村において女性の人権をはじめとした人権・同和問題の啓発を担当する職員を対象に様々な人権課題の知識と啓発・研修の手法を取得する研修を実施した。	2,984	

主な取組 (2) 家庭・地域・働く場等における社会制度・慣行の見直し

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
男女共同参画地域・企業・若者・団塊向け啓発講座	若い世代、男性、年配者、専業主婦、そして企業・組織等の様々な団体やグループ等にあわせた講師を派遣し、できるだけ身近な課題を取り上げた啓発講座を実施し、男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発を推進した。	132	消費生活・男女共同参画プラザ
労働情報の普及・啓発	労働情報紙「労働おおいた」を発行するとともに、より広く県民に対し、労働情報を発信するため、県庁ホームページ上に「WEB版 労働おおいた」を掲載した。 また、労働法令啓発パンフレットを作成・配布するとともに、事業主や労働者、学生に対する労働講座や出前講座の開催を通じて、関係法令等の普及・啓発を図った。	1,424	雇用労働政策課

主な取組 (3) 男女共同参画にかかる調査の実施、情報の収集・整備・提供

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
大分県男女共同参画人材・団体情報整備	男女共同参画社会形成の基盤となる政策・方針決定過程への女性の参画等を推進するために女性の人材・団体情報を提供した。	—	県民生活・男女共同参画課

重点目標 4 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

主な取組 (1) 男女平等を推進する教育・学習の充実

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
「協育」ネットワーク連携促進事業	子どもへの学習活動や体験活動の提供を基本とする「協育」ネットワークを基盤とした学校教育活動の支援、地域の活力を人材の育成、家庭教育支援の推進体制の強化を図ることにより、社会全体の「協育」力の向上を図った。 1 広域・多機能型「協育」ネットワークの構築 (1) 統括アドバイザーの募集配置(25人) (2) 「協育」ネットワーク研修会の開催(3回) (3) 外部人材を活用したプログラム開発事業(5回) 2 学校支援活動 学校・家庭・地域が連携して、学校での子供たちの学習や体験活動等を様々な地域住民が支援することを通じて、子どもの自己実現を支える男女共同参画による体制づくりと地域の教育力の向上を図った。 3 家庭教育支援活動 学校・家庭・地域が連携して、父母を対象にした学習機会の提供や子育てサロン・傾聴活動を通じた寄り添い支援を実施するとともに、家庭教育の意義及び必要性を県民に啓発した。	7,758	教育庁社会教育課

人権教育振興費	大分県人権教育推進計画に基づき「女性の人権」に配慮した学校運営、人権教育を推進した。 学校の要請に応じ、人権教育に関する校内研修に指導主事を派遣し、学校における「女性の人権」といったテーマで行われる人権教育を支援した。	—	教育庁人権・同和教育課
市町村人権教育推進事業	市町村の社会教育推進のため、公民館事業やPTA研修事業等に大分県人権問題講師団員及び社会教育主事を派遣し、市町村における「女性の人権」に関する人権教育の推進を図った。	324	

主な取組 (2) 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
離職者等能力開発促進事業	離職者等に対する、職業能力開発のための訓練を民間教育訓練機関等への委託により実施することで、多様な職業訓練機会を提供し、早期の再就職を促進した。	332,004	雇用労働政策課
高等技術専門学校訓練費	県立職業能力開発校4校における普通課程及び短期課程の普通職業訓練を実施した。	42,941	
高等技術専門学校施設設備高度化事業	県立職業能力開発校の職業訓練実施体制の強化を図るため、老朽化した施設の改修、機械器工具の整備を実施した。	24,034	
大分県生涯学習情報提供システム	県民の多様な学習要求に応えるために、県立図書館が収集・整理した生涯学習情報をインターネットを通じ、広く県民に提供した。 この情報提供サイトである「まなびの広場おおいた」では、「人権教育」「成人教育」「女性教育」をキーワードに、県内の学習・活動機会、行事・イベント情報などの検索機能を有し、これにより使用者に情報提供を行った。	1,294	教育庁社会教育課
「協育」ネットワーク連携促進事業	子どもへの学習活動や体験活動の提供を基本とする「協育」ネットワークを基盤とした学校教育活動の支援、地域の活力を人材の育成、家庭教育支援の推進体制の強化を図ることにより、社会全体の「協育」力の向上を図った。 1 中学生学び応援教室 家庭での学習が困難な中学生に対し、地域住民・地元高校・大学生等の協力等による学習支援を行った。 2 土曜アクティブ交流教室 子どもたちの土曜日の教育活動の充実のため、地域の多様な経験や技能を持つ人材等、豊かな社会資源を活用して、体系的・継続的なプログラムや地域と連携した土曜日の教育支援体制等の構築を図った。 3 小学生チャレンジ教室 放課後の子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の支援による勉強やスポーツ・文化活動等に取り組んだ。	44,447	
市町村人権教育推進事業	市町村人権教育推進講座を実施することにより、市町村人権教育担当者の資質を高め、市町村の公民館講座等における学習機会・内容の充実を図るとともに、新たに人権教育指導者を養成した。 市町村の社会教育推進のため、公民館事業やPTA研修事業等に大分県人権問題講師団員及び社会教育主事を派遣し、市町村における「女性の人権」に関する人権教育を支援した。	1,618	教育庁人権・同和教育課

基本目標 II 男女が安心できる生活の確保

重点目標 1 生涯を通じた健康支援

主な取組 (1) 生涯を通じた男女の健康の増進

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
生涯健康県おおいた21推進事業(生涯健康元気な食卓推進事業)	県の調査結果等から、食塩の過剰摂取や野菜・果物の摂取不足など生活習慣病に関連の深い様々な食生活上の問題が指摘されており、その食生活上の問題点を改善するため、食生活改善推進員によるバランスのよい献立の普及や調理実習などの実践を図り、県民の健康づくりを推進した。	800	健康づくり支援課
みんなで進める健康づくり事業	健康寿命日本一に向け、市町村や関係団体、企業等と一層連携して、野菜摂取促進や健康経営事業所の認定拡大事業等、健康づくりの裾野を拡大した。さらに、これまで健康に関心の薄かった人も自然と楽しく健康づくりができるようスマートフォンの健康ポイントアプリの機能を拡充した。 また、休養・心の健康につながる温泉を活用した健康増進プログラムの創出支援と入浴効果を収集・発信した。	30,003	
健康増進事業	市町村が健康増進法に基づき実施する健康増進事業に要する経費の一部を補助した。	35,774	
国民健康保険基盤安定化事業	市町村が実施する特定健康診査、特定保健指導に係る費用の一部を負担した。	163,984	療課 国保医

主な取組 (2) 妊娠・出産等に関する健康支援

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
周産期医療体制推進事業	ハイリスク妊婦や産科救急等周産期に関わる課題の検討を行い、周産期医療体制の強化を図るとともに、周産期母子医療センターの運営費等を補助した。	92,220	健康づくり支援課
不妊専門相談センター運営事業	不妊に関する専門的な相談・指導・カウンセリング等を実施した。	5,428	こども未来課
不妊治療費助成事業	特定不妊治療等に伴う経済的負担を軽減し、子どもを生みたい人が生めるような環境づくりを推進するため、医療保険適用外の不妊治療を行った夫婦を対象にその治療費を助成した。	145,449	
妊娠の悩み相談体制整備事業	妊娠について悩む者が早期に相談できる窓口を設置し、相談者をサポートする体制を整備した。	3,335	健康づくり支援課

主な取組 (3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
エイズ総合対策推進事業	エイズに関する普及啓発活動を実施するとともに検査医療体制の充実を図った。	1,773	健康づくり支援課
感染症予防対策事業(性感染症検査事業)	不妊の原因の一つである性感染症の早期発見・早期治療を目的に保健所において検査を実施した。	891	
受動喫煙防止対策事業	望まない受動喫煙を防止するため、受動喫煙の機会が多い飲食店等に対して適切に分煙が行われるよう促したほか、禁煙に取り組む事業所に薬剤師を派遣し禁煙を支援した。	10,940	

主な取組 (4) 医療分野における女性の参画の拡大

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
医療機関医師等支援事業	短時間正規雇用制度の導入により、女性医師の出産・育児等と勤務の両立を支援する医療機関に対し助成した。	15,382	医療政策課
看護職員充足対策事業 (大分県ナースセンター事業)	未就業の看護資格者の再就業を促進するためナースセンターの機能強化を図り、再就業、看護の普及啓発のための事業を実施した。	18,355	

重点目標 2 ドメスティック・バイオレンス (DV)、性犯罪等の被害者の支援

主な取組 (1) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
DV 被害者支援関係機関の連携	適切な被害者支援ができるよう、関係機関ネットワーク会議等を開催し、関係機関相互の連携強化を図った。	—	県民生活・男女 共同参画課

主な取組 (2) 性犯罪、ストーカー行為等への対策の推進

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
婦人保護施設費	性向または環境に照らして売春を行うおそれのある女子、暴力被害女性を收容保護し、必要な生活指導及び就労指導を行うことにより自立を支援した。	4,854	こども・ 家庭支援課
性犯罪・性暴力対策ワンストップ支援センターの運営	性犯罪・性暴力被害者の心身の負担軽減及び被害の潜在化防止を図るため、被害直後から中長期的な支援を総合的に受けられるワンストップの支援窓口の運営を行った。	12,426	県民生 活・男女共 同参画課
性犯罪・性暴力被害者への経済的支援	性犯罪・性暴力被害者を経済的に支援するため、医療費、カウンセリング料、弁護士相談費用等の助成を行った。	206	消費生活・ 男女共同参画 プラザ
性犯罪・性暴力被害者支援関係機関連絡会議	性犯罪・性暴力被害者にワンストップでの支援を確実にを行うため、関係機関との連絡会議を開催した。	80	
被害者支援の強化 (被害者対策強化事業)	性犯罪被害者の精神的・経済的負担を軽減するためのカウンセリング料、初診料等を公費で負担した。	274	警察本部 広報課
性犯罪、ストーカー行為等への対応の推進	子供や女性を性犯罪等の被害から守るため、県下の声かけ事案等の前兆事案をいち早く集約・分析し、早期に行方者を特定して検挙や、指導・警告措置を講じた。 ストーカー事案被害者の安全確保を最優先に、関係機関との連携に留意しつつ、特定通報者登録等の適切な保護対策を実施するとともに、悪質な事案に対しては、事件検挙と警告等による事案の拡大防止、再被害防止を図った。	—	警察本部 人身安全・少年課

重点目標 3 女性に対する暴力の予防啓発

主な取組 (1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり(関係機関・団体との連携強化)	被害者の多様なニーズに即した支援を実施するため、関係機関・団体の相談窓口担当者との情報交換会等を開催し連携の強化を図った。	—	消費生活・男女共同参画 ブラザ

主な取組 (2) 子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
児童相談所費	中央児童相談所及び中津児童相談所において、児童に関するあらゆる相談に応じ、必要な調査、診断、判定を行い、それに基づき児童又はその保護者に対し適切な指導や措置を実施した。	88,817	子ども・家庭支援課
児童一時保護所費	緊急に保護を要する児童を一時的に保護し、行動観察、短期入所指導を実施した。	10,777	
子どもの虐待防止ネットワーク強化事業	児童虐待の防止、早期発見・早期対応をさらに推進するため、児童相談所及び市町村の体制強化並びに地域におけるネットワーク体制の強化等を図った。	8,747	
いつでも児童相談体制整備事業	児童問題の複雑化、多様化に対応し、児童や家族などの悩みや相談に対し、電話による相談を通じ、早期に適切な援助を実施した。 また、フリーダイヤル化による24時間・365日の相談体制を整えることで、虐待の未然防止と迅速な対応を実現した。	42,763	
地域防犯力強化育成事業	1 防犯情報等の提供 被害防止のため、防犯マップ「みはるちゃん」や情報配信システム「まもめーる」による子どもへの声かけ事案発生等の情報提供を実施した。 2 スクールサポーターの配置等 子どもの登下校時におけるパトロール活動等を行うスクールサポーターを配置し、通学路等での安全確保に努めた。	20,481	警察本部生活安全企画課 人身安全・少年課
インターネット上の被害防止対策	1 警察官によるサイバーパトロールを実施し、SNS上の不適切な書き込みに対して注意喚起文を添付することで、性的被害の未然防止を図った。 2 有害サイトへのアクセスを防ぐフィルタリングを促進するため、地域の非行防止活動を行う少年警察ボランティアを中心に広報啓発資料を配布した。	617	
スクール・セクハラ防止対策事業	スクール・セクハラ相談窓口を設置し、児童生徒、保護者等からの相談を受け付けた。 また、防止に向けた啓発資料の作成・配付や、防止に対する教職員の意識の高揚を図るための研修を実施した。	516	教育庁人権・同和教育課

基本目標 III 女性の活躍の推進

重点目標 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

主な取組 (1) 審議会等への女性の参画促進

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
大分県男女共同参画推進本部の開催	男女共同参画に関して総合的かつ効果的な対策を推進するため、審議会等における女性委員の登用促進について全庁体制で取り組んだ。	—	県民生 活・男女共 同参画課

主な取組 (2) 役職・管理職等への女性の登用促進

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
女性が輝くおおいた推進会議	自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が十分発揮される、活力ある大分県の実現を図るため、経済団体と県が連携して女性の活躍を推進した。 (1) トップセミナー等の開催 (2) 「女性活躍推進宣言」作成のためのアドバイザー派遣 (3) 「女性活躍推進宣言」優良企業表彰・成功事例女性活躍ロールモデル集作成 (4) 働く女性のキャリア形成支援	3,180	消費生活・男女共同参画プラザ
女性活躍のための人材育成支援セミナー	女性のスキルアップや活躍を推進するため、「中間管理職等を対象とした女性部下育成支援セミナー」と「これからリーダーとして活躍の期待される女性を対象とした女性次世代リーダー養成セミナー」を実施した。	2,102	

重点目標 2 雇用等の分野における男女共同参画の推進

主な取組 (3) ポジティブ・アクションの推進

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
働きたい女性のための託児サービス	子育て中の女性の求職活動を支援するため、託児サービスを実施した。	1,250	消費生活・男女共同参画プラザ
女性のチャレンジサイト運営	様々な分野でチャレンジしたい女性に対して、各支援機関の情報や活動事例を一元的に情報提供した。	181	
女性が輝くためのエンパワメント支援	セミナーを通じて女性の不安解消、自信回復、モチベーションアップ等を行い社会参画を促進した。	1,247	
①女性のスキルアップ総合支援事業(女性の再就職チャレンジ支援事業)	(1) 託児サービス付き職業訓練の実施 職業訓練を受講しやすい環境のさらなる整備を図るため、託児サービスを付加した職業訓練を実施した。 (2) 女性を対象とした職業訓練 母子家庭の母等に対する職業訓練機会の確保を図るため、母子家庭の母等を対象とした委託職業訓練を実施した。 (3) 女性限定短時間職業訓練 育児や介護等に従事する女性を対象に、育児等に配慮した時間設定の職業訓練を実施した。	33,357 (①～③計)	雇用労働政策課
②女性のスキルアップ総合支援事業(働きたい女性応援事業)	(1) 働きたい女性応援サイトの製作、情報発信 「おおいた働きたい女性応援サイト」を製作するほか、SNS広告等を活用して県の支援策やサイトの周知を行った。 (2) 再就職支援セミナー 再就職の不安解消に向けて、就職に役立つ講座やキャリアコンサルティングを行った。 (3) 働きたい女性向け合同企業説明会 子育てに理解のある企業等による個別説明(ブース)を行った。 (4) 企業体験会(見学会・1day インターンシップ) 女性の希望する職種に偏りがあるため、様々な職種を知ることができる企業体験会を通し、雇用のミスマッチを防いだ。	33,357 (①～③計)	

主な取組 (4) 女性の能力発揮促進のための支援

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
小規模事業経営支援事業 (次世代地域活性化事業)	商工業に携わる女性が経営に関するノウハウを学ぶとともに、地域貢献を行うリーダー育成のための取組や、女性部が主体となって行う地方創生に繋がる取組を支援した。	4,514	労働企画課 商工観光
おおいたスタートアップ支援事業 (女性起業家創出促進事業)	女性起業家ネットワークの構築やセミナー、カンファレンス、ビジネスアイデアコンテスト等を通じて、女性のチャレンジを促進し、女性が自分らしく輝き活躍できるビジネス創出を図った。	6,966	経営創造・金融課
地域活カづくり総合補助金 (チャレンジ支援事業) (地域創生事業)	<p>地域の様々な主体が地域資源を活かして行う地域の活カづくりに向け、振興局で迅速かつきめ細かく柔軟にワンストップで支援し、地域活力の維持、発展を図った。</p> <p>○チャレンジ支援事業 本格的な事業実施前の調査研究や試行など新たな事業活動への挑戦を支援 補助率 3/4以内 限度額 200万円</p> <p>○地域創生事業 地域の様々な主体が行う地域創生に資する地域の活カづくりに向けた取組を支援 補助率 1/2以内 限度額 3,000万円 (特認事業は、補助率 2/3以内、限度額 5,000万円/単年度) (※市町村を事業主体とする取組 補助率 1/3以内等)</p>	419,373	おおいた創生推進課
やさしさライフビジネス支援資金	<p>起業により経済的自立を図ろうとする女性等や、女性等に雇用の場を提供する事業を営む者に対する融資の貸付原資を預託した。</p> <p>融資条件 (1)融資限度額 設備 500万円 運転 500万円 (2)融資利率 融資実行日の大分県信用組合短期プライムレート (3)融資期間 設備10年以内(うち措置1年以内) 運転10年以内(うち措置1年以内) (4)連帯保証人 (法人)代表者のみ (個人)1名必要 (5)融資金融機関 大分県信用組合</p>	39,000	経営創造・金融課

主な取組 (5) 女性の就業継続、再就職のための支援

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
労働福祉金融対策事業	<p>育児・介護休業者生活資金貸付金</p> <p>1 事業内容 県と九州労働金庫が協力して育児休業又は介護休業期間中に必要とする生活資金を融資した。</p> <p>2 対象 (1) 県内に勤務先又は住所がある者 (2) 育児休業又は介護休業を取得中の者又は取得する者で同一事業所に復職する者 (3) 原則として、申込み時において勤務先に1年以上勤務している者</p> <p>3 実施時期 通年 4 融資限度額 100万円 5 融資の申込先 九州労働金庫</p>	1,500	雇用労働政策課

<p>おおいた若者就職・定着応援事業</p>	<p>若年求職者の早期就職並びに職場定着を推進するため、「ジョブカフェおおいた」の運営を行い、相談やセミナーにより若者の就職意欲の喚起や職業意識の醸成を図った</p>	<p>42,145</p>	<p>雇用労働政策課</p>
<p>地域子ども・子育て支援事業</p>	<p>子育て家庭の多様な保育ニーズに応えるため、子ども・子育て支援新制度に基づき、市町村が実施する地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業等に要する経費を支援した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業 ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ・子育て短期支援事業 ・利用者支援事業 ・延長保育事業 ・実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業 	<p>459,380</p>	
<p>子育て支援従事者研修事業</p>	<p>放課後児童クラブや地域子育て支援拠点等、子ども・子育て支援事業に従事する者の資質向上を目的とし、研修を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童支援員研修 ・子育て支援員研修 ・家庭訪問型子育て支援（ホームスタート）の取組強化 	<p>3,065</p>	
<p>子育て支援対策充実事業</p>	<p>子育て環境の充実を図るため、保育所・認定こども園の整備を実施する市町村に対し助成するとともに、市町村が実施する子育て支援事業に対し助成した。</p>	<p>551,760</p>	<p>子ども未来課</p>
<p>保育所運営費</p>	<p>子ども・子育て支援新制度に基づき、保育の充実を図るため、保育所の運営や小規模保育等に要する経費を負担した。</p>	<p>3,542,729</p>	
<p>認可外保育施設衛生・安全対策等推進事業費</p>	<p>仕事等の社会的活動と子育て等の家庭生活の両立を容易にするとともに子育ての負担感を緩和し、安心して子育てができるような環境整備を総合的に推進した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育対策総合支援事業 認可外保育施設に勤務する保育士及び調理担当職員の健康診断に要する経費を助成した。 2 保育従事者資質向上推進事業 大分県保育連合会に委託して、保育士等を対象とした研修を実施した。 3 認可外保育施設の衛生・安全対策事業 認可外保育施設に勤務する調理担当職員の検便検査及び入所児童の健康診断に要する経費を助成した。 	<p>1,017</p>	
<p>放課後児童対策充実事業</p>	<p>放課後の子どもたちが、安全で健やかに過ごせる活動拠点を地域社会の中で確保するため、総合的な放課後対策を推進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業運営費補助 ・放課後児童クラブ保護者負担金減免事業 ・放課後児童クラブ運営強化事業 	<p>641,143</p>	

病児保育充実支援事業	安心して病気の子どもを預けられる環境を整えるために、病児保育を実施する市町村に対し運営費を補助した。 ・病児保育施設運営費補助事業	103,259	こども未来課
認定こども園運営費	子ども・子育て支援新制度に基づき、幼児教育・保育の充実を図るため、認定こども園の運営に要する経費を負担した。	3,841,505	

重点目標 3 ワーク・ライフ・バランスの実現

主な取組 (1) 長時間労働の抑制等の推進

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
働き方改革推進事業	<p>長時間労働の是正、多様な制度を用いた柔軟な勤務体制の整備など、だれもが働きやすい職場環境づくりへの取組、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革を推進することで、優秀な人材の確保、定着を図った。</p> <p>(1) 働き方改革推進会議 働き方に関する諸テーマについて議論し方向性を打ち出すとともに機運醸成を行った。 ・推進会議(年1回) ・トップセミナー(年1回)</p> <p>(2) 「おおいた働き方改革」経営者勉強会 経営者等を対象とした働き方改革についての勉強会を開催した。</p> <p>(3) 「おおいた働き方改革」推進リーダー養成講座：2回1コース 企業において、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革に中心となって取り組むリーダーを養成した。</p> <p>(4) 「おおいた働き方改革」実践推進事業 働き方改革コンサルタントが長期間企業をサポートした。</p> <p>(5) おおいた子育て応援団(しごと子育てサポート企業)認証制度の普及事業 少子化に歯止めをかけるために次世代育成支援対策推進法が施行され一般事業主行動計画の策定が進められているが、策定が努力義務である中小企業(従業員100人以下)における取組が遅れているため、「おおいた子育て応援団(しごと子育てサポート企業)」の認証制度により、行動計画策定を推進した。</p> <p>(6) 「おおいた働き方改革」推進優良企業表彰 ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組み優れた成果が認められる企業を2社表彰した。</p>	12,970	雇用労働政策課

主な取組 (2) 多様で柔軟な働き方の推進

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
子育てと仕事両立支援事業	<p>子育てと仕事の両立を推進し、希望する子どもの数の実現を後押しするため、育児休業と育児短時間勤務を取得しやすい環境を整備した。</p> <p>・育児短時間勤務を適用した事業主に対する奨励金の交付 対 象 直近3年間で初めて従業員が育児短時間勤務を取得した事業主(常用雇用者数100人以下) 支 給 額 30万円</p> <p>・育児短時間勤務から続けて次の子どもの育児休業を取得した従業員に対する応援金の支給 支給対象 育児休業給付金の減額分(フルタイム勤務であれば支給できた額との差額分) 支 給 額 上限30万円</p>	9,627	こども未来課

<p>③女性のスキルアップ総合支援事業（在宅ワーク推進事業）</p>	<p>（１）在宅ワーク啓発セミナー 就業希望者向けに在宅ワークに関する基礎知識や具体事例、仕事内容を紹介する。また、企業に対しても在宅ワークの活用について啓発した。</p> <p>（２）在宅ワーカー養成講座 在宅ワーカーを希望し、受講後在宅ワーカー登録して仕事の受注ができる方を対象に、養成講座を実施した。</p> <p>（３）在宅ワークスタートアップ講座 育児をしながら受講しやすいように、自宅で受講が可能なEラーニングを活用して実施した。</p> <p>（４）在宅ワーカー活用セミナー 在宅ワークの活用に関心のある企業が在宅ワーカーの活用事例等を学んだ。</p> <p>（５）在宅ワークマッチングイベント 在宅ワークマッチング交流会在宅ワークを発注したい県内企業等とのマッチングを行った。</p>	<p>33,357 （①～③計）</p>	<p>雇用労働政策課</p>
------------------------------------	--	--------------------------	----------------

主な取組 (3) 男性の子育てや介護等への参画の促進

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
<p>地域介護予防推進事業</p>	<p>要介護状態への移行・悪化を防止するため、市町村が行う地域に根ざした住民主体の介護予防活動などを支援した。</p> <p>（１）住民参画による介護予防の推進 （２）自立支援型サービスの普及推進 （３）自立支援型介護サービス事業所の拡大促進</p>	<p>2,103</p>	<p>高齢者福祉課</p>
<p>おおいた子育て応援スクラム事業</p>	<p>家庭だけでなく、地域全体を巻き込んで子育てを応援する環境をつくるため、地域における活動の課題解決を支援するなど子育て応援機能の強化を図るとともに、男性の子育て参画への意識改革を促す講座や経営者等を対象としたイクボス普及啓発セミナーを開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て力向上事業 ・子育て応援活動推進事業 ・企業の子育て環境改善事業 ・おおいた子育て満足度日本一推進期間・県民フォーラム 	<p>13,225</p>	<p>こども未来課</p>

重点目標 4 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

主な取組 (2) 女性の経営への参画と就業条件・環境の整備

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
<p>農山漁村女性・若者活動支援資金貸付事業</p>	<p>農山漁村の女性・若者に対し、無利子で貸付を行うことにより、近代的な農業経営を担うにふさわしい女性や後継者等の育成と、その就業環境の整備を図った。</p> <p>(新規貸付枠)・女性活動資金 60,000 ・若者育成資金 50,000 ・農山漁村ツーリズム推進資金 10,000</p>	<p>25,077</p>	<p>団体指導・金融課</p>
<p>農山漁村男女共同参画キャリアアップ促進事業</p>	<p>農林水産業の担い手として、農業経営や起業活動等に主体的に取り組む農山漁村女性を育成することを目的として、各種研修会の開催、消費者交流や実践の支援、県外研修への派遣を実施した。</p>	<p>1,918</p>	<p>新規就業・経営体支援課</p>

次世代農山漁村女性リーダー育成事業	<p>若い世代の農山漁村女性が経営の中で十分に能力を発揮し、経営の強化・発展や農山漁村の活性化を図るため、ネットワーク化により若い世代の経営参画意欲を向上させる。また、資質向上により次代のリーダーを育成した。</p> <p>(1)食を活かした農山漁村女性活動支援事業 農山漁村女性団体等が行う食を活かした地域活性化のための食イベントへの出店や備品整備に対して支援を行った。</p> <p>(2)次世代女性農業経営士養成事業 女性農業者に対し経営者マインド、販売戦略、労務・財務管理等に関する講座や優良事例の現地視察を実施し、自らの経営ビジョンを実践できる経営者としての資質向上を図った。</p> <p>(3)活躍する若い農山漁村女性モデル育成事業 意欲ある若手女性農業者の経営目標の実現に向けて、専門家派遣や先輩女性の企業現場での学習、全国的な研修会への派遣を実施した。</p> <p>(4)託児等支援体制の整備 若い農山漁村女性が研修に参加しやすい環境を整えるため、託児等支援体制を整備した。</p>	5,140	新規就業・経営体支援課
女性就農者確保対策事業	<p>業従事者の高齢化・減少が進展するなかで、感性や消費者目線などの強みを持った女性の新規就農者を確保するため、農業女性の情報発信や農業に触れる機会を提供するとともに、雇用就農、自営就農を含め女性が働きやすい就労条件等の整備を支援した。</p> <p>(1)女性就農者拡大対策事業 ・活躍する農業女性の情報発信、女性向け就農セミナー ・農業農村の理解促進</p> <p>(2)女性が働きやすい就労環境啓発対策事業 ・女性が働きやすい就労環境改善セミナー</p> <p>(3)女性が働きやすい就労環境整備事業 ・女性向け農機具、省力作業施設やトイレ等の導入支援</p>	5,164	
女性職員の組合経営会議等の参加促進	森林組合女性職員の経営会議等への参加を要請した。	—	林務管理課

重点目標 5 男女が共に支える地域づくりの推進

主な取組 (1) 地域における男女共同参画の推進

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
女性消防団員加入促進事業	女性消防団員の新規採用を実施する装備品購入経費を補助した。	154	消防保安室

主な取組 (3) 防災・災害復興分野における男女共同参画の推進

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
被災者に対する支援体制の強化	南海トラフ地震等の大規模災害に備え、女性警察官の避難所訪問等による被災者からの相談受理や防犯上のアドバイス等を通じた被災者の不安感の解消や心のケアが実効性の高いものとなるよう女性警察官の知識、対応能力を向上するための研修会や訓練等を計画的に推進し、被災者に対する支援体制の強化を図った。	—	警察本部警備第二課

主な取組 (4) 環境分野における男女共同参画の推進

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
おおいたうつくし作戦推進事業	環境保全活動を通じて地域活性化を図り、豊かな環境を将来の世代に引き継ぐことを目的とした県民運動「おおいたうつくし作戦」を推進するため、地域住民等と協働し地域の特性に応じた環境保全活動を行う「まちづくり（地域活性化）」、環境教育による県民の環境保全意識の更なる醸成を図る「ひとづくり（人材育成）」、環境保全活動への参加を呼びかけ、推進隊の構成員の確保などを行う「なかまづくり（活動基盤強化）」などの事業を実施した。	16,816	うつくし作戦推進課
未来の環境を守る人づくり事業	県に寄附されたレジ袋無料配布中止の取組による収益金を活用し、地域での環境保全活動の支援や就学前幼児向け環境劇の公演及び環境ワークショップを実施した。 地域や学校等が行う環境講演会等に講師を派遣する環境教育アドバイザー制度の充実及び周知を図り、環境教育を推進した。	19,061	

推進体制

主な取組 (1) 県の推進体制

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
大分県男女共同参画審議会の開催	男女共同参画に関する重要事項について審議する大分県男女共同参画審議会を開催した。	583	県民生活・男女共同参画課
県の施策等に関する申し出の処理	大分県男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画に関する申し出を受け、その申し出内容について専門的に調査するための男女共同参画苦情処理委員を配置し申し出等の処理を行った。	0	
プラン年次報告	県内の男女共同参画の推進状況や男女共同参画の推進に関する県の施策について関連事業計画をまとめ、報告書を作成し、公表することにより、県民の男女共同参画社会についての理解と関心を深め、行政機関や民間団体との協働及び連携促進を図った。	—	
計画の進行管理	計画の着実な推進を図るため、計画の進行管理は大分県男女共同参画推進本部が行うこととし、設定された数値目標等により男女共同参画の推進状況や関連施策の実施状況を把握した。 毎年度、男女共同参画の推進状況等について報告書を作成するとともに、各年度における関連事業計画をまとめ公表した。	—	

主な取組 (2) 消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)の機能強化

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
女性の総合相談	専門の相談員が、女性の抱える様々な問題や悩みに関する相談に対応するため「女性の総合相談」窓口での相談を実施した。	6,332	消費生活・男女共同参画プラザ

主な取組 (3) 市町村の推進体制の整備

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
市町村担当職員研修会	市町村職員の男女共同参画に関する知識の習得と能力の向上を図り、男女共同参画に関する条例の制定及び計画の策定、男女共同参画施策の推進等、市町村における男女共同参画行政を推進した。	154	県民生活・男女共同参画課

【2】令和元年度 大分県DV対策基本計画に関する事業

基本目標 I 暴力根絶のための啓発と教育の充実

重点施策 1 暴力を許さない社会基盤の醸成

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
女性に対する暴力をなくす運動キャンペーン事業	11月12日～25日までの運動期間中を中心に、各市町村と協力した街頭啓発や、民間団体（企業）と協働したパープルライトアップ等を実施した。	1,789	消費生活・男女共同参画プラザ
市町村人権教育推進事業	市町村の社会教育推進のため、公民館事業やPTA研修事業等に大分県人権問題講師団員及び社会教育主事を派遣し、市町村における「女性の人権」や「子どもの人権」に関する人権教育を支援した。	314	教育庁人権・同和教育課

重点施策 2 若年者に対する人権教育・DV予防啓発の推進

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
若者向けDV啓発講座	DVのない社会を実現するためには、未来の加害者・被害者を生まないための若い世代からの人権教育・男女平等教育が極めて重要である。近年は「デートDV」と呼ばれる若いカップルの間の暴力も問題となっているため、中学生、高校生、大学生及び生徒の指導にあたる教員、保護者等に対して、暴力の加害者にも被害者にもならない、対等な立場で相手も自分自身も尊重できる関係のつくり方について学ぶ機会を提供した。 ・デートDV防止研修会 時期：4月～1月 場所：県内の中学、高校、大学 等 内容：講演	685	消費生活・男女共同参画プラザ
予防教育指導者養成研修	若年者の中で増加しているデートDVについて、中学校の教員等に対し、予防教育の必要性や生徒への適切な対応等について理解を促すとともに、予防教育授業の進め方等を学ぶことにより、予防教育講座を担うことができる人材を育成した。 時期：8月、10月、3月 3回実施 場所：消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）ほか	102	
人権教育振興費	大分県人権教育推進計画に基づき「女性の人権」や「子どもの人権」に配慮した学校運営、人権教育を推進した。 学校の要請に応じ、人権教育に関する校内研修に指導主事を派遣し、学校における「女性の人権」や「子どもの人権」といったテーマで行われる人権教育を支援した。	—	教育庁人権・同和教育課

重点施策 3 DVに関する調査・研究

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
精神保健福祉センター運営事業	精神保健福祉センター、保健所において、加害者の暴力の背景から何らかの精神的要因があると思われる場合に、加害者からの相談に応じた。	—	障害福祉課

基本目標Ⅱ 迅速な通報・相談しやすい体制づくり

重点施策 4 迅速な通報につながる体制整備

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
NPOとの協働によるDV啓発事業	DV被害者の発見や通報等初期の支援に携わる可能性の高い職務関係者に対して、DV防止法、DVの基礎知識、DV被害者支援等に関する研修を実施した。 実施方法：NPO法人えばの会へ委託	336	消費生活・男女共同参画課 プラザ
人権教育振興費	大分県人権教育推進計画に基づき「女性の人権」や「子どもの人権」に関連してDVや児童虐待等の問題児童虐待の問題について取扱い、防止のための啓発を進めた。	—	育課 権・同和教 育庁人

重点施策 5 相談体制の充実・強化

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
配偶者暴力相談支援センター設置事業	配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護を図るため、配偶者暴力相談支援センターを婦人相談所に設置し、電話相談員等を配置した。 ・休日夜間電話相談員、心理療法担当職員の配置 ・弁護士による法律相談の実施 ・一時保護委託の実施	26,713	こども・家庭支援課
DV相談事業	配偶者からの暴力に対する相談対応や自立支援の態勢強化を図るため、平成21年度からアイネスを配偶者暴力相談支援センターに指定し、「女性の総合相談」事業とあわせて、専門の相談員がDVに係る相談対応を行った。	6,332	消費生活・男女共同参画課 プラザ
警察の相談体制の充実 (警察安全相談対策事業)	全警察署に警察安全相談係を設置するとともに、大規模警察署には警察安全相談員を配置し、相談体制の充実を図った。	21,007	警察本部 広報課

重点施策 6 相談従事者等の資質の向上

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
相談従事者に対する研修の充実	相談担当警察職員及び警察安全相談員の相談技術の向上を目的とした研修を実施した。 ・相談担当警察職員等に対する集合研修を実施 ・相談担当係長研修会の実施 ・警察安全相談員研修会の実施	—	警察本部 広報課
アイネスDV対策機能の強化	相談員の資質の向上のために、スーパーバイザーから指導を受けるスーパービジョンの実施。	91	消費生活・男女共同参画課 プラザ
相談員の研修	配偶者暴力相談支援センター及び市町村の相談員の資質向上のため、経験年数等に応じた研修を実施した。 ・初任者研修 年1回 ・ブロック別研修（中部・北部・東部地区各1回） ・中堅者研修 大分市	285	消費生活・男女共同参画課 プラザ

重点施策 7 外国人・障がい者・高齢者・性的少数者への適切な対応

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
外国人総合相談センター設置事業	県内在住外国人が生活・就労等に関する適切な情報を取得できるようにするため、多言語で相談等に対応する一元的窓口をおおいた国際交流プラザ内に設置した。また、定期的に専門家相談や市町村の出張相談等を行うとともに、自治体職員や関係者向けの相談対応研修を行った。	23,320	国際政策課
高齢者権利擁護等推進事業	介護施設における虐待防止や地域における権利擁護の取組を推進するため、介護職員を対象とした研修等を実施した。	3,279	福祉課 高齢者

基本目標 III 安全で安心できる保護体制づくり

重点施策 8 緊急時の安全確保

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
一時避難場所の確保に要する費用の公費負担	ストーカー事案及びDV事案その他の恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案の被害者が一時的に避難する場合に、避難する場所を確保するために必要となる費用を公費負担することにより、その経済的負担及び精神的負担を軽減した。	69	人身安全・少年課 警察本部

重点施策 9 一時保護体制の充実

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
婦人相談所費	DV被害者の早期発見に努め、広く相談に応じるために婦人相談所を運営した。	8,413	こども・家庭支援課
婦人一時保護所費	婦人一時保護所において、DV被害女性を婦人保護施設へ収容、又は関係機関へ移送するまでの間、或いは短期間の更正指導を必要とする場合に一時的に保護した。	11,812	

重点施策 10 保護命令発令に対する適切な対応

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
保護命令発令に対する警察対応	保護命令発出時には、加害者に面接のうえ、警告を行い、再発防止を図るとともに、配偶者暴力相談支援センター等関係機関と連携し、被害者に対する支援や定期連絡の実施等的確な保護対策を実施した。	—	警察本部 人身安全・少年課

重点施策 11 被害者への心理的支援

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
被害者への自立支援	被害者の回復のために臨床心理士によるカウンセリングを実施した。	18	消費生活・男女 共同参画プラザ

基本目標 IV 被害者の自立に向けた支援の展開

重点施策 12 同伴児等への支援

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
児童相談所費	児童虐待防止法では、子どもの面前で行われるDVは児童虐待に含まれると規定している。このため、DV被害者の同伴児童について、児童相談所と連携をとり、児童の処遇協議を行い、必要な心理ケアや支援方針の決定、一時保護所への入所等について対応した。	88,817	こども・家庭支援課
児童一時保護所費	児童虐待防止法では、子どもの面前で行われるDVは児童虐待に含まれると規定している。このため、DV被害者の同伴児童について、児童相談所と連携をとり、児童の処遇協議を行い、必要な心理ケアや支援方針の決定、一時保護所への入所等について対応した。	10,777	
子どもの虐待防止ネットワーク強化事業	児童虐待の防止、早期発見・早期対応をさらに推進するため、児童相談所及び市町村の体制強化並びに地域におけるネットワーク体制の強化等を図った。	8,747	
いつでも児童相談体制整備事業	児童問題の複雑化、多様化に対応し、児童や家族などの悩みや相談に対し、電話による相談を通じ、早期に適切な援助を実施した。 また、フリーダイヤル化による24時間・365日の相談体制を整えることで、虐待の未然防止と迅速な対応を実現した。	42,763	

重点施策 13 生活基盤確立のための支援

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
県営住宅等管理対策事業	住宅に困窮し、婦人相談所の一時保護を受ける等一定の要件を満たすDV被害者に対して、県営住宅の目的外使用（最長1年）を許可する。 さらに、その後の本人や県営住宅の空状況等を勘案の上、使用許可期間を最長6ヶ月間延長する。 また、DV被害者から県営住宅への通常の入居申込がある場合、居住の安定及び自立を支援するため、一般の申込者より当選確率を高くするなど優先的に取扱う。	—	公営住宅室
被害者への自立支援	被害者が自立し生活を再建するために必要となる住宅確保のための家賃・敷金等の助成及び就職活動で、保育所を利用する場合の託児費用の助成を実施した。	306	ラザ 女消費 共同生活 参加 画男 参生活 画・男 ブ

重点施策 14 地域でのフォローアップの充実

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
被害者サポート事業	被害者が地域で生活していく中で孤立をしないよう、相談・交流・情報交換を行うサポート事業を実施した。	195	画男消費 女共同 ラザ生活 ・
市町村人権教育推進事業	市町村人権教育推進講座において、「女性の人権」や「子どもの人権」といった観点から研修する時間を設定し、市町村人権教育担当者等の資質を高め、公民館講座等における学習機会・内容の充実を図った。	994	教育庁人権 同和教育課 ・

基本目標 V 推進体制の整備

重点施策 16 市町村の被害者支援体制の整備への支援

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
市町村DV被害者支援推進体制の整備	市町村において、適切な被害者支援ができるよう、DV担当窓口の設置、DV基本計画策定、DV支援センターの設置などを働きかけるとともに、体制整備の支援を実施した。 ・担当課長及び担当職員研修会 時期：6月	—	県民生活・男女共同参画課

重点施策 17 NPO等民間団体との連携と協働

事業名	事業内容	決算額 (千円)	担当
民間シェルターへの財政支援	民間シェルターの運営に要する経費を補助した。	1,202	県民生活・男女共同参画課
女性の権利110番事業(弁護士による無料相談事業)	弁護士による女性に対する暴力(DV、セクハラ、ストーカー行為等)、夫婦間の問題等女性の権利一般に関する無料電話・面接相談を実施した。 時期：6月22日(土)10:00~15:00 場所：消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)	—	消費生活・男女共同参画プラザ
DVに関する研修会等の広報・啓発及び活動支援	民間団体等が主催するDVに関する研修会及び講演会等イベントの後援や広報協力など民間団体の活動を支援した。	—	消費生活・男女共同参画プラザ

第 5 部

令和 2 年度 大分県の男女共同参画 に関する事業

本県では男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

ここでは「第 4 次おおいた男女共同参画プラン」の基本計画の重点目標別に、令和 2 年度の各種施策の実施計画をまとめています。

【1】令和2年度 おおいた男女共同参画プランに関する事業

基本目標 I 男女共同参画に向けた意識改革

重点目標 1 男女の平等と人権を守る環境づくり

主な取組 (1) 家庭・地域・働く場における固定的な性別役割分担の是正

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
人権尊重施策基本方針推進事業	地域における人権啓発を推進するため、市町村が推進体制を確立し、基本計画を策定し、性的役割分担の是正等女性の人権に関する啓発事業を効果的に実施するよう、市町村の人権施策推進を引き続き支援する。	1,397	人権尊重・ 部落差別 解消推進課
人権教育振興費	大分県人権教育推進計画に基づき「女性の人権」に配慮した学校運営、人権教育を推進する。 学校の要請に応じ、人権教育に関する校内研修に指導主事を派遣し、学校における「女性の人権」といったテーマで行われる人権教育を支援する。	—	教育庁人権教育・ 部落差別解消推進課
市町村人権教育推進事業	市町村人権教育推進講座において、「女性の人権」や「子どもの人権」といった観点から研修する時間を設定し、市町村人権教育担当者等の資質を高め、公民館講座等における学習機会・内容の充実を図る。 市町村の社会教育推進のため、公民館事業やPTA研修事業等に大分県人権問題講師団員及び社会教育主事を派遣し、市町村における「女性の人権」に関する人権教育を支援する。	1,694	

主な取組 (3) 貧困・高齢・障がい等により困難を抱えた人の人権尊重の意識の浸透

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
人権尊重社会づくり推進事業	女性をはじめすべての人の人権が尊重される社会の確立のため、「大分県人権尊重社会づくり推進条例」の基本理念の浸透を図り、人権尊重施策を総合的に推進する。	285	人権尊重・ 部落差別 解消推進課
介護予防推進事業	高齢者の介護予防及び重度化防止のため、広域的な観点から市町村等を支援する。 (1) 介護予防従事者等の資質向上 (2) 介護予防・地域づくり推進部会の開催 (3) 介護予防ボランティア等の介護予防人材の育成 (4) 介護予防体操等の普及啓発	1,781	
いきいき高齢者地域活動推進事業	元気な高齢者が地域活動等に参画できるよう、必要な知識と実践力を身につけ、様々な分野で活躍できる人材を育成する講座を開催するとともに、高齢者が活動の主体となって新たに実施する地域活動等の立ち上げに要する経費に対し助成する、また、豊かな知識や技術を持つ高齢者を「ふるさとの達人」として発掘・登録し、登録者の活躍の場の拡大を図るなど高齢者の生きがいづくりを推進する。また、市町村老人クラブ連合会の体制強化を支援する市町村に対し助成する。	21,436	高齢者福祉課
老人クラブ助成事業	高齢者の生きがいづくりと社会参加を促進するため、社会奉仕活動等を総合的に実施する単位老人クラブ及び各市町村老人クラブ連合会に対し、活動経費の一部を助成するとともに、活動の推進母体である(公財)大分県老人クラブ連合会に対し、活動推進員の設置に要する経費等の一部を助成する。	47,291	
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	高齢者の生きがいと健康づくりを推進するため、高齢者の社会参加等を促進するための啓発、また豊の国ねんりんピックの開催や全国健康福祉祭への県選手団の派遣など、高齢者の健康づくり活動やスポーツ活動の育成振興等を図ることにより、豊かで活力ある地域社会の構築を推進する。	25,535	

介護支援専門員支援事業	要介護者等からの依頼を受けて、適正なサービスが利用できるよう、利用するサービスの種類や内容を定めた居宅サービス計画の作成等を行う介護支援専門員の資質向上を図るため、法定研修講師の養成等を行う	2,037	福祉課 高齢者
地域共生社会構築推進事業	1 目的 住む人が暮らしやすく、訪れる人にやさしい大分県を創造するため、ユニバーサルデザインによる社会づくりを推進する。 2 概要 (1)ユニバーサルデザイン体験空間の設置 ユニバーサルデザインを目にする機会を増やすため、ユニバーサルデザインの身近な物（共遊玩具、文具等）に触れることのできるコーナーを設置する。 (2)おおいたあったか・はと駐車場利用証制度の推進 歩行困難者専用駐車場の適正利用のため、障がいのある方や妊産婦など配慮が必要な方に対し、当該駐車場の利用証を交付する。	866	福祉保健企画課
障がい者工賃向上支援事業	障がい者が地域で自立した生活を送るため、平成30年度に作成した“大分県障がい者工賃向上計画（第3期）”に基づき、おおいた共同受注センターやアグリ就労アドバイザー等を活用しながら、工賃向上を図る。 (1)民間企業等との連携による共同受注体制の強化 (2)福祉施設と農業の連携 (3)専門家の派遣医によるB型事業所の経営力の育成・強化 (4)障がい者工賃向上推進委員会の運営	20,158	
障がい者就労環境づくり推進事業	障がい者が地域で自立して暮らせる社会の実現のためには、障がい者の雇用促進が重要である。民間企業等での障がい者雇用の促進及び就職後の職場定着を推進することにより、障がい者雇用率日本一を目指す。 (1)民間企業における障がい者雇用及び定着支援の促進 (2)精神障がい者・知的障がい者の採用企業に対する支援 (3)就労移行支援事業所等からの一般就労の促進	77,970	
障がい者就業・生活支援センター運営事業	就職や職場定着が困難な障がい者及び就業経験のない障がい者に対し、障がい者就業・生活支援センターにおいて、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を実施し、障がい者の職業生活の安定と自立を図る。	26,153	障害者社会参加推進室
知的障がい者社会参加促進事業（大分県ゆうあいスポーツ大会開催事業）	障がい者のスポーツを奨励することにより、社会の障がいに対する理解を深めるとともに社会参加を推進するため、ゆうあいスポーツ大会を開催する。	1,000	
障がい者（児）秋の交歓会開催事業	障がい者（児）と健常者が一堂に集い、お互いに親睦を図りながら、相互の理解を一段と深めるため、障がい者（児）秋の交歓会を開催する。	1,861	
障がい者地域スポーツ活動支援事業	「チャレンジ！おおいた大会」を通じて盛り上がった県内の障がい者のスポーツの根を絶やさず、県民と障がい者がともにスポーツに取り組める環境作りを実施する。	1,520	
国際車いすマラソン大会開催事業	国・内外の身体に障がいのある方が車いすマラソンを通じて、希望と勇気をもって社会に参加する意欲を喚起するとともに、広く県民が身体に障がいのある方についての関心と理解を深めるために車いすマラソン大会の第40回記念大会を開催する。	69,260	
障がい者スポーツ振興事業（大分県障がい者スポーツ大会開催事業）	全ての障がい者が、希望と勇気をもって自立し、社会に積極的に参加する意欲を喚起するとともに、障がい者スポーツの普及に努め、県民の障がい者に対する理解を一層深め、障がい者の社会参加の推進に寄与するため 障がい者スポーツ大会を開催する。	3,202	

精神障がい者地域移行・定着体制整備事業	精神科病院と地域をつなぐ役割を担う地域移行専門員を県庁内に配置することにより、精神障がい者の地域移行・地域定着を促進する。	8,721	障害者社会参加推進室
在宅重度障がい者住宅改造助成事業	在宅の重度障がい者（児）又はその障がい者と同居する者に対し、住宅設備をその障がい者に適するように改造する経費を助成する。	2,986	
障がい者自立支援給付費県負担金	市町村が実施する、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障がい者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援といった介護に要する経費の一部を負担する。	6,985,680	
ひとり親家庭等自立促進対策事業	母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦に対する総合的な自立支援策を展開することにより、自立の促進を図る。 1 母子家庭等就業・自立支援センター事業 就業相談に応じるとともに、地元企業等を訪問し、求人開拓を行う。また、個人ごとの目標等を記載したプログラムを策定し、自立を支援する。 2 母子家庭等自立支援給付金事業 母子家庭の母及び父子家庭の父を対象に資格・技能取得の費用、修業期間中の生活支援を実施する。 3 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金の貸付を行う。	13,830	子ども・家庭支援課
子どもの居場所づくり推進事業	子どもの貧困対策を推進するため、早期発見、早期支援の体制を整備するとともに、「子ども食堂」等の開設や機能強化に対して支援を行う。また、大分県子どもの貧困対策計画の見直しを行うため、計画策定委員会を開催する。	6,106	
(公社)大分県シルバー人材センター連合会運営費補助事業	シルバー人材センター事業の普及啓発、就業機会の拡大、就業内容の充実等を実施する。	8,000	雇用労働政策課
シルバー人材センター就業機会・創出拡大事業	高齢者の多様な就業ニーズに応えるため、生活支援サービス分野等における就業開拓を実施する。	665	

重点目標 2 男女共同参画の視点に立った意識改革と社会制度・慣行の見直し

主な取組 (1) 全県的な広がりを持った広報・啓発の充実・強化

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
マルチメディア広報推進事業	県庁ホームページで、県政全般の情報を発信する。	4,436	広報広聴課
広報活動費	県政広報に要する経費。主なものは、テレビ・ラジオによる県政番組の放送、各新聞への「県政だより」の掲載、2ヶ月に1回の全世帯配布の広報誌「新時代おおいだ」の発行などを実施する。	224,624	
男女共同参画週間事業	毎年6/23～29の期間中を中心に、各市町村、女性団体等と協力し、街頭啓発キャンペーン等を実施する。	177	消費生活・男女共同参画プラザ
県民企画提案参画推進事業	県民による企画・提案により男女共同参画について学び、考え、議論を深めるため、講演会やワークショップ・映画上映会などを実施する。	1,259	

人権啓発フェスティバル	県民に人権問題に対する理解と関心を促し、楽しみながら人権感覚を身につけてもらうため、NPO等と協働して住民参加型の人権啓発フェスティバルを開催する。 内容：各種展示・体験コーナー、隣保館活動紹介コーナー、ステージイベントほか	3,327	部落差別解消推進課 人権尊重・
人権啓発の人材育成・教材整備	市町村における人権啓発活動と人権施策を推進するため、市町村において女性の人権をはじめとした人権尊重・部落差別問題の啓発を担当する職員を対象に様々な人権課題の知識と啓発・研修の手法を取得する研修を実施する。	2,952	

主な施策 (2) 家庭・地域・働く場等における社会制度・慣行の見直し

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
男女共同参画地域・企業・若者・団塊向け啓発講座	若い世代、男性、年配者、専業主婦、そして企業・組織等の様々な団体やグループ等にあわせた講師を派遣し、できるだけ身近な課題を取り上げた啓発講座を実施し、男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発を推進する。	146	消費生活・男女共同参画プラザ
労働情報の普及・啓発	労働情報紙「労働おおいた」を発行するとともに、より広く県民に対し、労働情報を発信するため、県庁ホームページ上に「WEB版 労働おおいた」を掲載する。 また、労働法令啓発パンフレットを作成・配布するとともに、事業主や労働者、学生に対する労働講座や出前講座の開催を通じて、関係法令等の普及・啓発を図る。	1,647	雇用労働政策課

主な施策 (3) 男女共同参画にかかる調査の実施、情報の収集・整備・提供

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
大分県男女共同参画人材・団体情報整備	男女共同参画社会形成の基盤となる政策・方針決定過程への女性の参画等を推進するために女性の人材・団体情報を提供する。	—	県民生活・男女共同参画課

重点目標 4 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

主な取組 (1) 男女平等を推進する教育・学習の充実

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
学校・家庭・地域による「学びの未来」創造事業	学校・家庭・地域が連携して子どもたちの育ちや学びを地域総ぐるみで見守り支援する「協育」ネットワークを基盤とし、学校と地域が連携・協働した活動、地域人材の育成、家庭教育支援の推進体制の強化を図る。	13,732	教育庁社会教育課
人権教育振興費	大分県人権教育推進計画に基づき「女性の人権」に配慮した学校運営、人権教育を推進する。 学校の要請に応じ、人権教育に関する校内研修に指導主事を派遣し、学校における「女性の人権」といったテーマで行われる人権教育を支援する	—	部落差別解消推進課 教育庁人権教育・
市町村人権教育推進事業	市町村の社会教育推進のため、公民館事業やPTA研修事業等に大分県人権問題講師団員及び社会教育主事を派遣し、市町村における「女性の人権」に関する人権教育の推進を図る。	413	

主な取組 (2) 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
離職者等能力開発促進事業	離職者等に対する、職業能力開発のための訓練を民間教育訓練機関等への委託により実施することで、多様な職業訓練機会を提供し、早期の再就職を促進する。	551,982	雇用労働政策課
高等技術専門学校訓練費	県立職業能力開発校4校における普通課程及び短期課程の普通職業訓練を実施する。	46,669	
高等技術専門学校施設設備高度化事業	県立職業能力開発校の職業訓練実施体制の強化を図るため、老朽化した施設の改修、機械器工具の整備を実施する。	24,201	
大分県生涯学習情報提供システム	県民の多様な学習要求に応えるために、県立図書館が収集・整理した生涯学習情報をインターネットを通じ、広く県民に提供する。 この情報提供サイトである「まなびの広場おいた」では、「人権教育」「成人教育」「女性教育」をキーワードに、県内の学習・活動機会、行事・イベント情報などの検索機能を有し、これにより使用者に情報提供を行う。	1,309	教育庁社会教育課
学校・家庭・地域による「学びの未来」創造事業	放課後の子どもたちの安全・安心な居場所を設けるため、地域住民・大学生等の協力等により、学習支援を行う「未来創生塾」や、スポーツ・文化活動等を行う「小学生チャレンジ教室」を実施する。	74,889	
市町村人権教育推進事業	市町村人権教育推進講座を実施することにより、市町村人権教育担当者の資質を高め、市町村の公民館講座等における学習機会・内容の充実を図るとともに、新たに人権教育指導者を養成する。 市町村の社会教育推進のため、公民館事業やPTA研修事業等に大分県人権問題講師団員及び社会教育主事を派遣し、市町村における「女性の人権」に関する人権教育を支援する。	1,694	部 落 差 別 解 消 推 進 課 教育庁人権教育・

基本目標 II 男女が安心できる生活の確保

重点目標 1 生涯を通じた健康支援

主な取組 (1) 生涯を通じた男女の健康の増進

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
生涯健康県おいた21推進事業(生涯健康元気な食卓推進事業)	県の調査結果等から、食塩の過剰摂取や野菜・果物の摂取不足など生活習慣病に関連の深い様々な食生活上の問題が指摘されており、その食生活上の問題点を改善するため、食生活改善推進員によるバランスのよい献立の普及や調理実習などの実践を図り、県民の健康づくりを推進する。	800	健康づくり支援課
みんなで進める健康づくり事業	健康寿命日本一に向け、市町村や関係団体、企業等と一層連携して、野菜摂取促進や健康経営事業所の認定拡大事業等、健康づくりの裾野を拡大する。さらに、これまで健康に関心の薄かった人も自然と楽しく健康づくりができるようスマートフォンの健康ポイントアプリの機能を拡充する。 また、休養・心の健康につながる温泉を活用した健康増進プログラムの創出支援と入浴効果を収集・発信する。	28,945	
健康増進事業	市町村が健康増進法に基づき実施する健康増進事業に要する経費の一部を補助する。	44,303	
国民健康保険基盤安定化事業	市町村が実施する特定健康診査、特定保健指導に係る費用の一部を負担する。	164,118	医 療 課 国 保

主な取組 (2) 妊娠・出産等に関する健康支援

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
周産期医療体制推進事業	ハイリスク妊婦や産科救急等周産期に関わる課題の検討を行い、周産期医療体制の強化を図るとともに、周産期母子医療センターの運営費等を補助する。	34,618	健康づくり支援課
不妊専門相談センター運営事業	不妊に関する専門的な相談・指導・カウンセリング等を実施する。	5,520	こども未来課
不妊治療費助成事業	特定不妊治療等に伴う経済的負担を軽減し、子どもを生みたい人が生めるような環境づくりを推進するため、医療保険適用外の不妊治療を行った夫婦を対象にその治療費を助成するとともに、不妊検査費の助成を行い、若い夫婦が早期に検査を受診し、必要に応じて、治療へ誘導する環境づくりに努める。	330,511	
妊娠の悩み相談体制整備事業	妊娠について悩む者が早期に相談できる窓口を設置し、相談者をサポートする体制を整備する。	3,351	健康づくり支援課

主な取組 (3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
エイズ総合対策推進事業	エイズに関する普及啓発活動を実施するとともに検査医療体制の充実を図る。	2,197	健康づくり支援課
感染症予防対策事業 (性感染症検査事業)	不妊の原因の一つである性感染症の早期発見・早期治療を目的に保健所において検査を実施する。	898	
受動喫煙防止対策事業	望まない受動喫煙を防止するため、受動喫煙の機会が多い飲食店等に対して適切に分煙が行われるよう促すほか、禁煙に取り組む事業所に薬剤師を派遣し禁煙を支援する。	9,068	

主な取組 (4) 医療分野における女性の参画の拡大

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
医療機関医師等支援事業	短時間正規雇用制度の導入により、女性医師の出産・育児等と勤務の両立を支援する医療機関に対し助成する。	21,190	医療政策課
看護職員充足対策事業 (大分県ナースセンター事業)	未就業の看護資格者の再就業を促進するためナースセンターの機能強化を図り、再就業、看護の普及啓発のための事業を実施する。	18,493	

重点目標 2 ドメスティック・バイオレンス (DV)、性犯罪等の被害者の支援

主な取組 (1) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
DV 被害者支援関係機関の連携	適切な被害者支援ができるよう、関係機関ネットワーク会議等を開催し、関係機関相互の連携強化を図る。	—	県民生活・男女共同参画課

主な取組 (2) 性犯罪、ストーカー行為等への対策の推進

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
婦人保護施設費	性向または環境に照らして売春を行うおそれのある女子、暴力被害女性を收容保護し、必要な生活指導及び就労指導を行うことによって自立を支援する。	4,854	家庭支援課 子ども・
性犯罪・性暴力対策ワンストップ支援センターの運営	性犯罪・性暴力被害者の心身の負担軽減及び被害の潜在化防止を図るため、被害直後から中長期的な支援を総合的に受けられるワンストップの支援窓口の運営を行う。	15,473	課 共同 活・県 参画 男女 民生
性犯罪・性暴力被害者への経済的支援	性犯罪・性暴力被害者を経済的に支援するため、医療費、カウンセリング料、弁護士相談費用等の助成を行う。	1,754	ラザ 男女 消費生活・ 共同 参画
性犯罪・性暴力被害者支援関係機関連絡会議	性犯罪・性暴力被害者にワンストップでの支援を確実にを行うため、関係機関との連絡会議を開催する。	80	
被害者支援の強化 (被害者対策強化事業)	性犯罪被害者の精神的・経済的負担を軽減するためのカウンセリング料、初診料等を公費で負担する。	1,286	広 本 警 報 部 察 課
性犯罪、ストーカー行為等への対応の推進	子供や女性を性犯罪等の被害から守るため、県下の声かけ事案等の前兆事案をいち早く集約・分析し、早期に行方者を特定して検挙や、指導・警告措置を講じる。 ストーカー事案被害者の安全確保を最優先に、関係機関との連携に留意しつつ、特定通報者登録等の適切な保護対策を実施するとともに、悪質な事案に対しては、事件検挙と警告等による事案の拡大防止、再被害防止を図る。	—	人身安全・少年課 警察本部

重点目標 3 女性に対する暴力の予防啓発

主な取組 (1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり(関係機関・団体との連携強化)	被害者の多様なニーズに即した支援を実施するため、関係機関・団体の相談窓口担当者との情報交換会等を開催し連携の強化を図る。	—	ラザ 活・男女共 同参画 消費 生

主な取組 (2) 子どもに対する性的な暴力等の根絶に向けた対策の推進

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
児童相談所費	中央児童相談所及び中津児童相談所において、児童に関するあらゆる相談に応じ、必要な調査、診断、判定を行い、それに基づき児童又はその保護者に対し適切な指導や措置を実施する。	88,817	こども・家庭支援課
児童一時保護所費	緊急に保護を要する児童を一時的に保護し、行動観察、短期入所指導を実施する。	10,777	
子どもの虐待防止ネットワーク強化事業	児童虐待の防止、早期発見・早期対応をさらに推進するため、児童相談所及び市町村の体制強化並びに地域におけるネットワーク体制の強化等を行う。	8,747	
いつでも児童相談体制整備事業	児童問題の複雑化、多様化に対応し、児童や家族などの悩みや相談に対し、電話による相談を通じ、早期に適切な援助を実施する。 また、フリーダイヤル化による24時間・365日の相談体制を整えることで、虐待の未然防止と迅速な対応を実現する。	42,763	

地域防犯力強化育成事業	<p>1 防犯情報等の提供 被害防止のため、防犯マップ「みはるちゃん」や情報配信システム「まもめーる」による子どもへの声かけ事案発生等の情報提供を実施する。</p> <p>2 スクールサポーターの配置等 子どもの登下校時におけるパトロール活動等を行うスクールサポーターを配置し、通学路等での安全確保に努める。</p>	27,831	警察本部生活安全企画課 人身安全・少年課
インターネット上の被害防止対策	<p>1 警察官によるサイバーパトロールを実施し、SNS 上の不適切な書き込みに対して注意喚起文を送付することで、性的被害の未然防止を図る。</p> <p>2 有害サイトへのアクセスを防ぐフィルタリングを促進するため、地域の非行防止活動を行う少年警察ボランティアを中心に広報啓発資料を配布する。</p>	754	
スクール・セクハラ防止対策事業	<p>スクール・セクハラ相談窓口を設置し、児童生徒、保護者等からの相談を受け付ける。</p> <p>また、防止に向けた啓発資料の作成・配付や、防止に対する教職員の意識の高揚を図るための研修を実施する。</p>	526	部落差別解消推進課 教育庁人権教育・

基本目標 III 女性の活躍の推進

重点目標 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

主な取組 (1) 審議会等への女性の参画促進

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
大分県男女共同参画推進本部の開催	男女共同参画に関して総合的かつ効果的な対策を推進するため、審議会等における女性委員の登用促進について全庁体制で取り組む。	—	同参画課 県民生 活・男女共 同参画課

主な取組 (2) 役職・管理職等への女性の登用促進

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
女性が輝くおおいた推進会議	<p>自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が十分発揮される、活力ある大分県の実現を図るため、経済団体と県が連携して女性の活躍を推進する。</p> <p>(1) 業界別女性活躍トップセミナー等の開催 (2) コンサルタント派遣による女性のキャリア形成支援 (3) 「女性活躍推進宣言」アドバイザー派遣 (4) 女性活躍先進事例紹介</p>	4,861	消費生活・男女共同参画プラザ
女性活躍のための人材育成支援セミナー	女性のスキルアップや活躍を推進するため、「中間管理職等を対象とした女性部下育成支援セミナー」と「これからリーダーとして活躍の期待される女性を対象とした女性次世代リーダー養成セミナー」を実施する。	2,142	

重点目標 2 雇用等の分野における男女共同参画の推進

主な取組 (3) ポジティブ・アクションの推進

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
働きたい女性のための託児サービス	子育て中の女性の求職活動を支援するため、託児サービスを実施する。	1,735	参画プラザ 消費生活・男女共同参画プラザ

女性のチャレンジサイト運営	様々な分野でチャレンジしたい女性に対して、各支援機関の情報や活動事例を一元的に情報提供する。	181	消費生活・男女 共同参画プラザ
女性が輝くためのエンパワーメント支援	セミナーを通じて女性の不安解消、自信回復、モチベーションアップ等を行い社会参画を促進する。また、多様なロールモデルを紹介するリーフレットを作成する。	8,628	
①女性のスキルアップ総合支援事業(女性の再就職チャレンジ支援事業)	(1) 託児サービス付き職業訓練の実施 職業訓練を受講しやすい環境のさらなる整備を図るため、託児サービスを付加した職業訓練を実施する。 (2) 女性を対象とした職業訓練 母子家庭の母等に対する職業訓練機会の確保を図るため、母子家庭の母等を対象とした委託職業訓練を実施する。 (3) 女性限定短時間職業訓練 育児や介護等に従事する女性を対象に、育児等に配慮した時間設定の職業訓練を実施する。	49,651 (①～③ 計)	雇用労働政策課
②女性のスキルアップ総合支援事業(働きたい女性応援事業)	(1) 働きたい女性応援サイトの製作、情報発信 「おおいた働きたい女性応援サイト」を製作するほか、SNS広告等を活用して県の支援策やサイトの周知を行う。 (2) 働きたい女性のトータルサポート 再就職への不安を解消するセミナー、子育て等に理解のある企業とのマッチング会・交流会を通し、女性の再就職を促進する。	49,651 (①～③ 計)	

主な取組 (4) 女性の能力発揮促進のための支援

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
小規模事業経営支援事業 (次世代地域活性化事業)	商工業に携わる女性が経営に関するノウハウを学ぶとともに、地域貢献を行うリーダー育成のための取組や、女性部が主体となって行う地方創生に繋がる取組を支援する。	8,586	労働企画課 商工観光
おおいたスタートアップ支援事業 (女性起業家創出促進事業)	女性起業家ネットワークの構築やセミナー、カンファレンス、ビジネスアイデアコンテスト等を通じて、女性のチャレンジを促進し、女性が自分らしく輝き活躍できるビジネス創出を図る。	9,595	経営創造・ 金融課
地域活力づくり総合補助金 (チャレンジ支援事業) (地域創生事業)	地域の様々な主体が地域資源を活かして行う地域の活力づくりに向け、振興局で迅速かつきめ細かく柔軟にワンストップで支援し、地域活力の維持、発展を図る。 チャレンジ支援事業は、本格的な事業実施前の調査研究や試行など新たな事業活動への挑戦を支援する。 地域創生事業は地域の様々な主体が行う地域創生に資する地域の活力づくりに向けた取組を支援する。 ○チャレンジ支援事業 補助率 3/4以内 限度額 200万円 ○地域創生事業 補助率 1/2以内 限度額 3,000万円 (特認事業は、補助率 2/3以内、限度額 5,000万円/単年度) (※市町村を事業主体とする取組 補助率 1/3以内等)	500,000	おおいた創生推進課

やさしさライフビジネス支援資金	<p>起業により経済的自立を図ろうとする女性等や、女性等に雇用の場を提供する事業を営む者に対する融資の貸付原資を預託する。</p> <p>融資条件 (1)融資限度額 設備 500万円 運転 500万円 (2)融資利率 融資実行日の大分県信用組合短期プライムレート (3)融資期間 設備10年以内(うち措置1年以内) 運転10年以内(うち措置1年以内) (4)連帯保証人 (法人)代表者のみ (個人)1名必要 (5)融資金融機関 大分県信用組合</p>	57,000	経営創造・金融課
-----------------	--	--------	----------

主な取組 (5)女性の就業継続、再就職のための支援

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
労働福祉金融対策事業	<p>育児・介護休業者生活資金貸付金</p> <p>1 事業内容 県と九州労働金庫が協力して育児休業又は介護休業期間中に必要とする生活資金を融資する。</p> <p>2 対象 (1) 県内に勤務先又は住所がある者 (2) 育児休業又は介護休業を取得中の者又は取得する者で同一事業所に復職する者 (3) 原則として、申込み時において勤務先に1年以上勤務している者</p> <p>3 実施時期 通年 4 融資限度額 100万円 5 融資の申込先 九州労働金庫</p>	961	雇用労働政策課
おおいた若者就職・定着応援事業	<p>若年求職者の早期就職並びに職場定着を推進するため、「ジョブカフェおおいた」の運営を行い、相談やセミナーにより若者の就職意欲の喚起や職業意識の醸成を図る。</p>	42,799	
地域子ども・子育て支援事業	<p>子育て家庭の多様な保育ニーズに応えるため、子ども・子育て支援新制度に基づき、市町村が実施する地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業等に要する経費を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業 ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ・子育て短期支援事業 ・利用者支援事業 ・延長保育事業 ・実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業 	581,818	こども未来課
子育て支援従事者研修事業	<p>放課後児童クラブや地域子育て支援拠点等、子ども・子育て支援事業に従事する者の資質向上を目的とし、研修を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童支援員研修 ・子育て支援員研修 ・家庭訪問型子育て支援(ホームスタート)の取組強化 	4,270	
子育て支援対策充実事業	<p>子育て環境の充実を図るため、保育所・認定こども園の整備を実施する市町村に対し助成するとともに、市町村が実施する子育て支援事業に対し助成する。</p>	423,193	

保育所運営費	子ども・子育て支援新制度に基づき、保育の充実を図るため、保育所の運営や小規模保育等に要する経費を負担する。	4,055,656	子ども未来課
認可外保育施設衛生・安全対策等推進事業費	<p>仕事等の社会的活動と子育て等の家庭生活の両立を容易にするとともに子育ての負担感を緩和し、安心して子育てができるような環境整備を総合的に推進する。</p> <p>1 保育対策総合支援事業 認可外保育施設に勤務する保育士及び調理担当職員の健康診断に要する経費を助成する。</p> <p>2 保育従事者資質向上推進事業 大分県保育連合会に委託して、保育士等を対象とした研修を実施する。</p> <p>3 認可外保育施設の衛生・安全対策事業 認可外保育施設に勤務する調理担当職員の検便検査及び入所児童の健康診断に要する経費を助成する。</p>	1,277	
放課後児童対策充実事業	<p>放課後の子どもたちが、安全で健やかに過ごせる活動拠点を地域社会の中で確保するため、総合的な放課後対策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業運営費補助 ・放課後児童クラブ保護者負担金減免事業 ・放課後児童クラブ運営強化事業 	791,241	
病児保育充実支援事業	<p>安心して病気の子どもを預けられる環境を整えるために、病児保育を実施する市町村に対し運営費を補助するとともに、保育士等の受入事業者に対する研修を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病児保育施設運営費補助事業 ・病児・病後児保育研修事業 ・ファミリー・サポート・センター事業対応強化 	112,279	
認定こども園運営費	子ども・子育て支援新制度に基づき、幼児教育・保育の充実を図るため、認定こども園の運営に要する経費を負担する。	4,839,526	
パートナーシップセミナー	固定的な性別役割分担意識を解消し、夫婦、カップルでライフとキャリアを構築する重要性を啓発する。	1,037	画ブラザ 男女共同参 消費生活・

重点目標 3 ワーク・ライフ・バランスの実現

主な取組 (1)長時間労働の抑制等の推進

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
働き方改革推進事業	<p>長時間労働の是正、多様な制度を用いた柔軟な勤務体制の整備など、だれもが働きやすい職場環境づくりへの取組、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革を推進することで、優秀な人材の確保、定着を図る。</p> <p>(1) 働き方改革推進会議 働き方に関する諸テーマについて議論し方向性を打ち出すとともに機運醸成を行う。 ・推進会議(年1回) ・トップセミナー(年1回)</p> <p>(2) 「おおいた働き方改革」経営者勉強会 経営者等を対象とした働き方改革についての勉強会を開催する。</p> <p>(3) 「おおいた働き方改革」推進リーダー養成講座: 2回1コース 企業において、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革に中心となって取り組むリーダーを養成する。</p> <p>(4) 「おおいた働き方改革」実践推進事業 働き方改革コンサルタントが長期間企業をサポートする。</p> <p>(5) おおいた子育て応援団(しごと子育てサポート企業)認証制度の普及事業 少子化に歯止めをかけるために次世代育成支援対策推進法が施行され一般事業主行動計画の策定が進められているが、策定が努力義務である中小企業(従業員100人以下)における取組が遅れているため、「おおいた子育て応援団(しごと子育てサポート企業)」の認証制度により、行動計画策定を推進する。</p> <p>(6) 「おおいた働き方改革」推進優良企業表彰 ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組み優れた成果が認められる企業を表彰する。</p>	14,853	雇用労働政策課

主な取組 (2)多様で柔軟な働き方の推進

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
子育てと仕事両立支援事業	<p>子育てと仕事の両立を推進し、希望する子どもの数の実現を後押しするため、育児休業と育児短時間勤務を取得しやすい環境を整備する。</p> <p>・育児短時間勤務を適用した事業主に対する奨励金の交付 対 象 直近3年間で初めて従業員が育児短時間勤務を取得した事業主(常用雇用者数100人以下) 支 給 額 30万円</p> <p>・育児短時間勤務から続けて次の子どもの育児休業を取得した従業員に対する応援金の支給 支給対象 育児休業給付金の減額分(フルタイム勤務であれば受給できた額との差額分) 支 給 額 上限30万円</p>	29,625	こども未来課

<p>③女性のスキルアップ総合支援事業(自営型テレワーク推進事業)</p>	<p>(1) 自営型テレワーカー養成講座(初心者向け)の開催 自営型テレワーカーの心構えや基礎知識、自営型テレワークの実務を理解し、実践型の講座を実施する。</p> <p>(2) 自営型テレワーカー養成講座(経験者向け)の開催 業務経験、基礎知識を有し、自営型テレワークを始めたい女性等に対し、WEBサイト作成、CAD操作等を習得する講座を実施し、即戦力となるテレワーカーの養成を目指す。</p> <p>(3) 自営型テレワーカー活用に関する県内企業の支援 自営型テレワーカーの活用を希望する県内企業等を対象に、相談窓口の設置や企業訪問を含めた個別のコンサルティングを行い、自営型テレワーカーへの発注支援を行う。</p> <p>(4) マッチングイベント 自営型テレワーカーと自営型テレワーカーの活用に関心がある県内企業との商談会を開催し、就業機会の創出を図る。</p>	<p>49,651 (①～③計)</p>	<p>雇用労働政策課</p>
---------------------------------------	---	--------------------------	----------------

主な取組 (3) 男性の子育てや介護等への参画の促進

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
<p>地域介護予防活動推進事業</p>	<p>要介護状態への移行・悪化を防止するため、市町村が行う地域に根ざした住民主体の介護予防活動などを支援する。</p> <p>(1) 地域づくりによる介護予防の推進 (2) 高齢者の社会参加の推進</p>	<p>3,140</p>	<p>高齢者福祉課</p>
<p>おおいた子育て応援スクラム事業</p>	<p>家庭だけでなく、地域全体を巻き込んで子育てを応援する環境をつくるため、地域における子育て応援活動に取り組むリーダーを養成するほか、活動の課題解決を支援するなど子育て応援機能の強化を図るとともに、男性の子育て参画への意識改革を促す講座や経営者等を対象としたイクボス普及啓発セミナーを開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て応援活動リーダー養成事業 ・子育てパパのコミュニティづくり推進事業 ・子育て力向上・企業の子育て環境改善事業 ・子育て応援活動推進事業 ・おおいた子育て満足度日本一推進期間・県民フォーラム 	<p>18,963</p>	<p>こども未来課</p>

重点目標 4 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

主な取組 (2) 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
<p>農山漁村女性・若者活動支援資金貸付事業</p>	<p>農山漁村の女性・若者に対し、無利子で貸付を行うことにより、近代的な農業経営を担うにふさわしい女性や後継者等の育成と、その就業環境の整備を図る。</p> <p>(新規貸付枠)・女性活動資金 60,000 ・若者育成資金 50,000 ・農山漁村ツーリズム推進資金 10,000</p>	<p>262,069</p>	<p>団体指導・金融課</p>
<p>農山漁村男女共同参画キャリアアップ促進事業</p>	<p>農林水産業の担い手として、農業経営や起業活動等に主体的に取り組む農山漁村女性を育成することを目的として、各種研修会の開催、消費者交流や実践の支援、県外研修への派遣を実施する。</p>	<p>1,918</p>	<p>新規就業・経営体支援課</p>

次世代農山漁村女性リーダー育成事業	<p>若い世代の農山漁村女性が経営の中で十分に能力を発揮し、経営の強化・発展や農山漁村の活性化を図るため、ネットワーク化により若い世代の経営参画意欲を向上させる。また、資質向上により次代のリーダーを育成する。</p> <p>(1)食を活かした農山漁村女性活動支援事業 農山漁村女性団体等が行う食を活かした地域活性化のための食イベントへの出店や備品整備に対して支援を行う。</p> <p>(2)次世代女性農業経営士養成事業 女性農業者に対し経営者マインド、販売戦略、労務・財務管理等に関する講座や優良事例の現地視察を実施し、自らの経営ビジョンを実践できる経営者としての資質向上を図る。</p> <p>(3)活躍する若い農山漁村女性モデル育成事業 意欲ある若手女性農業者の経営目標の実現に向けて、専門家派遣や先輩女性の企業現場での学習、全国的な研修会への派遣を実施する。</p> <p>(4)託児等支援体制の整備 若い農山漁村女性が研修に参加しやすい環境を整えるため、託児等支援体制を整備する。</p>	5,140	新規就業・経営体支援課
女性就農者確保対策事業	<p>業従事者の高齢化・減少が進展するなかで、感性や消費者目線などの強みを持った女性の新規就農者を確保するため、農業女性の情報発信や農業に触れる機会を提供するとともに、雇用就農、自営就農を含め女性が働きやすい就労条件等の整備を支援する。</p> <p>(1)女性就農者拡大対策事業 ・活躍する農業女性の情報発信、女性向け就農セミナー ・農業農村の理解促進</p> <p>(2)女性が働きやすい就労環境啓発対策事業 ・女性が働きやすい就労環境改善セミナー</p> <p>(3)女性が働きやすい就労環境整備事業 ・女性向け農機具、省力作業施設やトイレ等の導入支援 ・女性就農希望者向けの新たな研修施設の整備</p>	43,471	
女性職員の組合経営会議等の参加促進	森林組合女性職員の経営会議等への参加を要請する。	—	林務管理課

重点目標 5 男女が共に支える地域づくりの推進

主な取組 (1)地域における男女共同参画の推進

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
女性消防団員加入促進事業	女性消防団員の新規採用を実施する装備品購入経費を補助する。	800	保安室 消防

主な取組 (3)防災・災害復興分野における男女共同参画の推進

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
被災者に対する支援体制の強化	南海トラフ地震等の大規模災害に備え、女性警察官の避難所訪問等による被災者からの相談受理や防犯上のアドバイス等を通じた被災者の不安感の解消や心のケアが実効性の高いものとなるよう女性警察官の知識、対応能力を向上するための研修会や訓練等を計画的に推進し、被災者に対する支援体制の強化を図る。	—	警察本部 警備運用課

主な取組 (4) 環境分野における男女共同参画の推進

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
おおいたうつくし作戦推進事業	環境保全活動を通じて地域活性化を図り、豊かな環境を将来の世代に引き継ぐことを目的とした県民運動「おおいたうつくし作戦」を推進するため、地域住民等と協働し地域の特性に応じた環境保全活動を行う「まちづくり（地域活性化）」、環境教育による県民の環境保全意識の更なる醸成を図る「ひとづくり（人材育成）」、環境保全活動への参加を呼びかけ、推進隊の構成員の確保などを行う「なかまづくり（活動基盤強化）」などの事業を実施する。	18,175	うつくし作戦推進課
未来の環境を守る人づくり事業	県に寄附されたレジ袋無料配布中止の取組による収益金を活用し、地域での環境保全活動の支援や就学前幼児向け環境劇の公演及び環境ワークショップを実施する。 地域や学校等が行う環境講演会等に講師を派遣する環境教育アドバイザー制度の充実及び周知を図り、環境教育を推進する。	18,780	

推進体制

主な取組 (1) 県の推進体制

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
大分県男女共同参画審議会の開催	男女共同参画に関する重要事項について審議する大分県男女共同参画審議会を開催する。	967	県民生活・男女共同参画課
県の施策等に関する申し出の処理	大分県男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画に関する申し出を受け、その申し出内容について専門的に調査するための男女共同参画苦情処理委員を配置し申し出等の処理を行う。	43	
プラン年次報告	県内の男女共同参画の推進状況や男女共同参画の推進に関する県の施策について関連事業計画をまとめ、報告書を作成し、公表することにより、県民の男女共同参画社会についての理解と関心を深め、行政機関や民間団体との協働及び連携促進を図る。	—	
計画の進行管理	計画の着実な推進を図るため、計画の進行管理は大分県男女共同参画推進本部が行うこととし、設定された数値目標等により男女共同参画の推進状況や関連施策の実施状況を把握する。 毎年度、男女共同参画の推進状況等について報告書を作成するとともに、各年度における関連事業計画をまとめ公表する。	—	

主な取組 (2) 消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)の機能強化

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
女性の総合相談	専門の相談員が、女性の抱える様々な問題や悩みに関する相談に対応するため「女性の総合相談」窓口での相談を実施する。	7,434	消費生活・男女共同参画プラザ

主な取組 (3) 市町村の推進体制の整備

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
市町村担当職員研修会	市町村職員の男女共同参画に関する知識の習得と能力の向上を図り、男女共同参画に関する条例の制定及び計画の策定、男女共同参画施策の推進等、市町村における男女共同参画行政を推進する。	155	県民生活・男女共同参画課

【2】令和2年度 大分県DV対策基本計画に関する事業

基本目標 I 暴力根絶のための啓発と教育の充実

重点施策 1 暴力を許さない社会基盤の醸成

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
女性に対する暴力をなくす運動キャンペーン事業	11月12日～25日までの運動期間中を中心に、各市町村と協力した街頭啓発や、民間団体（企業）協働したパープルライトアップ等を実施する。	2,168	消費生活・男女共同参画プラザ
市町村人権教育推進事業	市町村の社会教育推進のため、公民館事業やPTA研修事業等に大分県人権問題講師団員及び社会教育主事を派遣し、市町村における「女性の人権」や「子どもの人権」に関する人権教育を支援する。	413	教育庁人権教育・部落差別解消推進課

重点施策 2 若年者に対する人権教育・DV予防啓発の推進

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
若者向けDV啓発講座	DVのない社会を実現するためには、未来の加害者・被害者を生まないための若い世代からの人権教育・男女平等教育が極めて重要である。近年は「デートDV」と呼ばれる若いカップルの間の暴力も問題となっているため、中学生、高校生、大学生及び生徒の指導にあたる教員、保護者等に対して、暴力の加害者にも被害者にもならない、対等な立場で相手も自分自身も尊重できる関係のつくり方について学ぶ機会を提供する。 ・デートDV防止研修会 時期：4月～3月 場所：県内の中学、高校、大学 等 内容：講演	1,200	消費生活・男女共同参画プラザ
予防教育指導者養成研修	若年者の中で増加しているデートDVについて、中学校の教員に対し、予防教育の必要性や生徒への適切な対応等について理解を促すとともに、予防教育授業の進め方等を学ぶことにより、予防教育講座を担うことができる人材を育成する。 時期：8月、10月 2回実施 場所：消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）	215	消費生活・男女共同参画プラザ
人権教育振興費	大分県人権教育推進計画に基づき「女性の人権」や「子どもの人権」に配慮した学校運営、人権教育を推進する。 学校の要請に応じ、人権教育に関する校内研修に指導主事を派遣し、学校における「女性の人権」や「子どもの人権」といったテーマで行われる人権教育を支援する。	—	教育庁人権教育・部落差別解消推進課

重点施策 3 DVに関する調査・研究

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
精神保健福祉センター運営事業	精神保健福祉センター、保健所において、加害者の暴力の背景から何らかの精神的要因があると思われる場合に、加害者からの相談に応じる。	—	障害福祉課

基本目標Ⅱ 迅速な通報・相談しやすい体制づくり

重点施策 4 迅速な通報につながる体制整備

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
NPOとの協働によるDV啓発事業	DV被害者の発見や通報等初期の支援に携わる可能性の高い職務関係者に対して、DV防止法、DVの基礎知識、DV被害者支援等に関する研修を実施する。 実施方法：NPO法人えばの会へ委託	336	消費生活・男女共同参画課プラザ
人権教育振興費	大分県人権教育推進計画に基づき「女性の人権」や「子どもの人権」に関連してDVや児童虐待等の問題児童虐待の問題について取扱い、防止のための啓発を進める。	—	教育庁人権教育・部落差別解消推進課

重点施策 5 相談体制の充実・強化

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
配偶者暴力相談支援センター設置事業	配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護を図るため、配偶者暴力相談支援センターを婦人相談所に設置し、電話相談員等を配置する。 ・休日夜間電話相談員、心理療法担当職員の配置 ・弁護士による法律相談の実施 ・一時保護委託の実施	26,713	子ども・家庭支援課
DV相談事業	配偶者からの暴力に対する相談対応や自立支援の態勢強化を図るため、平成21年度からアイネスを配偶者暴力相談支援センターに指定し、「女性の総合相談」事業とあわせて、専門の相談員がDVに係る相談対応を行う。	7,434	消費生活・男女共同参画課プラザ
警察の相談体制の充実 (警察安全相談対策事業)	全警察署に警察安全相談係を設置するとともに、大規模警察署には警察安全相談員を配置し、相談体制の充実を図る。	20,589	警察本部 広報課

重点施策 6 相談従事者等の資質の向上

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
相談従事者に対する研修の充実	相談担当警察職員及び警察安全相談員の相談技術の向上を目的とした研修を実施する。 ・相談担当警察職員等に対する集合研修を実施 ・相談担当係長研修会の実施 ・警察安全相談員研修会の実施	—	警察本部 広報課
アイネスDV対策機能の強化	相談員の資質の向上のために、スーパーバイザーから指導を受けるスーパービジョンの実施。	133	消費生活・男女共同参画課プラザ
相談員の研修	配偶者暴力相談支援センター及び市町村の相談員の資質向上のため、経験年数等に応じた研修を実施する。 ・初任者研修 年1回 ・ブロック別研修（西部・南部・豊肥地区各1回） ・中堅者研修 大分市	289	消費生活・男女共同参画課プラザ

重点施策 7 外国人・障がい者・高齢者・性的少数者への適切な対応

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
外国人受入環境整備事業	外国人が安全に安心して暮らせる環境づくりを推進するため、多言語で相談等に対応する外国人総合相談センターを運営するとともに、日本語教室ネットワーク会議の開催やボランティアスキル向上研修等を実施する。	21,000	国際政策課
高齢者権利擁護等推進事業	介護施設における虐待防止や地域における権利擁護の取組を推進するため、介護職員を対象とした研修等を実施する。	3,860	福祉課 高齢者

基本目標 III 安全で安心できる保護体制づくり

重点施策 8 緊急時の安全確保

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
一時避難場所の確保に要する費用の公費負担	ストーカー事案及びDV事案その他の恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案の被害者が一時的に避難する場合に、避難する場所を確保するために必要となる費用を公費負担することにより、その経済的負担及び精神的負担を軽減する。	600	人身安全・少年課 警察本部

重点施策 9 一時保護体制の充実

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
婦人相談所費	DV被害者の早期発見に努め、広く相談に応じるために婦人相談所を運営する。	8,413	こども・家庭支援課
婦人一時保護所費	婦人一時保護所において、DV被害女性を婦人保護施設へ収容、又は関係機関へ移送するまでの間、或いは短期間の更正指導を必要とする場合に一時的に保護する。	11,812	

重点施策 10 保護命令発令に対する適切な対応

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
保護命令発令に対する警察対応	保護命令発出時には、加害者に面接のうえ、警告を行い、再発防止を図るとともに、配偶者暴力相談支援センター等関係機関と連携し、被害者に対する支援や定期連絡の実施等の確な保護対策を実施する。	—	人身安全・少年課 警察本部

基本目標 IV 被害者の自立に向けた支援の展開

重点施策 11 被害者への心理的支援

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
被害者への自立支援	被害者の回復のために臨床心理士によるカウンセリングを実施する。	159	消費生活・男女共同参画プラザ

重点施策 12 同伴児等への支援

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
児童相談所費	児童虐待防止法では、子どもの面前で行われるDVは児童虐待に含まれると規定している。このため、DV被害者の同伴児童について、児童相談所と連携をとり、児童の処遇協議を行い、必要な心理ケアや支援方針の決定、一時保護所への入所等について対応する。	88,817	こども・家庭支援課
児童一時保護所費	児童虐待防止法では、子どもの面前で行われるDVは児童虐待に含まれると規定している。このため、DV被害者の同伴児童について、児童相談所と連携をとり、児童の処遇協議を行い、必要な心理ケアや支援方針の決定、一時保護所への入所等について対応する。	10,777	
子どもの虐待防止ネットワーク強化事業	児童虐待の防止、早期発見・早期対応をさらに推進するため、児童相談所及び市町村の体制強化並びに地域におけるネットワーク体制の強化等を図る。	8,747	
いつでも児童相談体制整備事業	児童問題の複雑化、多様化に対応し、児童や家族などの悩みや相談に対し、電話による相談を通じ、早期に適切な援助を実施する。 た、フリーダイヤル化による24時間・365日の相談体制を整えることで、虐待の未然防止と迅速な対応を実現する。	42,763	

重点施策 13 生活基盤確立のための支援

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
県営住宅等管理対策事業	住宅に困窮し、婦人相談所の一時保護を受ける等一定の要件を満たすDV被害者に対して、県営住宅の目的外使用（最長1年）を許可する。 さらに、その後の本人や県営住宅の空状況等を勘案の上、使用許可期間を最長6ヶ月間延長する。 また、DV被害者から県営住宅への通常の入居申込がある場合、居住の安定及び自立を支援するため、一般の申込者より当選確率を高くするなど優先的に取扱う。	—	公営住宅室
被害者への自立支援	被害者が自立し生活を再建するために必要となる住宅確保のための家賃・敷金等の助成及び就職活動で、保育所を利用する場合の託児費用の助成を実施する。	700	ラザ 女消費 共同生活 画同参 画男

重点施策 14 地域でのフォローアップの充実

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
被害者サポート事業	被害者が地域で生活していく中で孤立をしないよう、相談・交流・情報交換を行うサポート事業を実施する。	236	画男消費 女女生活 共共同 同参参 画画
市町村人権教育推進事業	市町村人権教育推進講座において、「女性の人権」や「子どもの人権」といった観点から研修する時間を設定し、市町村人権教育担当者等の資質を高め、公民館講座等における学習機会・内容の充実を図る。	951	部教育 落育庁 差別人 解消権 消教育 進推・ 進課

基本目標 V 推進体制の整備

重点施策 16 市町村の被害者支援体制の整備への支援

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
市町村DV被害者支援推進体制の整備	市町村において、適切な被害者支援ができるよう、DV担当窓口の設置、DV基本計画策定、DV支援センターの設置などを働きかけるとともに、体制整備の支援を実施する。 ・担当課長及び担当職員研修会 時期：5月	—	県民生生活・男女共同参画課

重点施策 17 NPO等民間団体との連携と協働

事業名	事業内容	予算額 (千円)	担当
民間シェルターへの財政支援	民間シェルターの運営に要する経費を補助する。	1,202	県民生生活・男女共同参画課
女性の権利110番事業(弁護士による無料相談事業)	弁護士による女性に対する暴力(DV、セクハラ、ストーカー行為等)、夫婦間の問題等女性の権利一般に関する無料電話・面接相談を実施する。 時期：6月28日(日)10:00~15:00 場所：消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)	—	消費生活・男女共同参画プラザ
DVに関する研修会等の広報・啓発及び活動支援	民間団体等が主催するDVに関する研修会及び講演会等イベントの後援や広報協力など民間団体の活動を支援する。	—	消費生活・男女共同参画プラザ

第 6 部

市町村の

男女共同参画の推進状況

男女共同参画社会の形成の促進のためには、地域社会や家庭生活といった県民生活に密着した市町村において、地域の実情を踏まえた取組を進めていく必要があります。ここでは市町村における男女共同参画の推進状況を示しています。

1 市町村男女共同参画行政担当窓口

(令和2年4月現在)

市町村	担当課(室)	電話番号(内線)
大分市	文化国際課 男女共同参画センター	097-574-5577
別府市	自治振興課 男女共同参画推進室	0977-21-8289
中津市	人権・同和対策課	0979-22-1229
日田市	まちづくり推進課	0973-22-7515
佐伯市	人権・同和対策課	0972-22-3085
臼杵市	部落差別解消推進・人権啓発課	0972-86-2730
津久見市	市民生活課兼人権対策室	0972-82-2008
竹田市	人権・部落差別解消推進課	0974-63-4820
豊後高田市	人権啓発・部落差別解消推進課	0978-24-0007
杵築市	人権啓発・部落差別解消推進課	0978-62-4799
宇佐市	人権啓発・部落差別解消推進課	0978-27-8122
豊後大野市	人権・部落差別解消推進課	0974-22-1001 (2491)
由布市	総務課	097-582-1112
国東市	政策企画課	0978-72-5161
姫島村	総務課	0978-87-2281
日出町	総務課	0977-73-3150・
九重町	社会教育課	0973-76-3823
玖珠町	人権確立・部落差別解消推進課	0973-72-1112

2 男女共同参画推進条例制定市町村

(令和2年4月現在)

市町村	条例の名称	公布日	施行日
豊後大野市	豊後大野市男女共同参画推進条例	H17.7.19	H17.7.19
由布市	由布市男女共同参画推進条例	H17.10.1	H17.10.1
別府市	別府市男女共同参画推進条例	H18.3.8	H18.3.8
杵築市	杵築市男女共同参画推進条例	H18.3.24	H18.3.24
国東市	国東市男女共同参画推進条例	H18.3.31	H18.3.31
日出町	日出町男女共同参画推進条例	H18.7.4	H18.7.4
大分市	大分市男女共同参画推進条例	H18.6.27	H18.10.1
竹田市	竹田市男女共同参画推進条例	H19.3.27	H19.4.1
佐伯市	佐伯市男女共同参画社会推進条例	H19.3.30	H19.7.1
玖珠町	玖珠町男女共同参画推進条例	H20.3.28	H20.4.1
日田市	日田市男女共同参画推進条例	H21.9.28	H21.10.1
津久見市	津久見市男女共同参画推進条例	H23.3.25	H23.4.1
豊後高田市	豊後高田市男女共同参画推進条例	H25.3.19	H25.4.1
宇佐市	宇佐市男女共同参画推進条例	H25.3.21	H25.4.1
臼杵市	臼杵市男女共同参画推進条例	H25.4.1	H25.4.1
姫島村	姫島村男女共同参画推進条例	H26.3.17	H26.4.1
九重町	九重町男女共同参画推進条例	H26.3.24	H26.3.24
中津市	中津市男女共同参画推進条例	H27.3.17	H27.4.1

3 男女共同参画計画策定市町村

(令和2年4月現在)

市町村	計画の名称	策定年月
大分市	第3次おおいた男女共同参画推進プラン	平成29年3月
別府市	第2次別府市男女共同参画計画 (湯のまち「べっぷ」第2次男女共同参画プラン)	平成23年4月
中津市	中津市男女共同参画計画 第2次ともに生き生きプランなかつ	平成27年3月
日田市	第2期日田市男女共同参画基本計画	平成23年3月
佐伯市	第4次佐伯市男女共同参画計画	平成31年3月
臼杵市	第2次臼杵市男女共同参画基本計画	平成29年3月
津久見市	第2次津久見市男女共同参画基本計画	平成31年3月
竹田市	第2次男女共同参画プランたけた	平成29年3月
豊後高田市	豊後高田市男女共同参画計画	令和元年9月
宇佐市	第2次宇佐市男女共同参画プラン	平成24年4月
豊後大野市	第2次豊後大野市男女共同参画基本計画	平成28年3月
由布市	由布市第2次男女共同参画プラン	平成28年3月
国東市	第2次国東市男女共同参画計画	平成29年4月
日出町	第2次日出町男女共同参画基本計画	平成28年4月
九重町	新ここのえ男女共同参画プラン	平成28年4月
玖珠町	男女共同参画プラン(第2次計画)	平成23年4月
姫島村	姫島村男女共同参画基本計画	平成31年3月

4 男女共同参画に関する宣言市町村

(令和2年4月現在)

市町村	計画の名称	宣言年月
別府市	湯のまち「べっぷ」男女共同参画都市宣言	平成16年9月
豊後大野市	豊後大野市男女共同参画都市宣言	平成22年5月

5 男女共同参画行政関係施策の推進状況

(令和2年4月現在)

市町村	所管課	条例制定	計画策定	庁内連絡 会議等	諮問機関、 懇談会等	職員 研修
		制定年月日	策定年月	設置年月日	設置年月日	
大分市	男女共同参画センター	H18.10.1	H29.3	H10.4.1	H18.10.1	○
別府市	男女共同参画推進室	H18.3.8	H23.4	H14.10.1	H18.7.28	○
中津市	人権・同和対策課	H27.4.1	H27.3	H13.6.5	H16.7.5	×
日田市	まちづくり推進課	H21.10.1	H23.3	H13.5.10	H22.1.1	×
佐伯市	人権・同和対策課	H19.7.1	H31.3	H20.7.4	H20.8.26	○
臼杵市	部落差別解消推進・人権啓発課	H25.4.1	H29.3	H29.5.30	H19.6.20	○
津久見市	市民生活課兼人権対策室	H23.4.1	H31.3	H23.4.1	H23.4.1	○
竹田市	人権・部落差別解消推進課	H19.4.1	H29.3	H18.9.1	H18.9.29	×
豊後高田市	人権啓発・部落差別解消推進課	H25.4.1	R1.9	H26.2.4	H20.4.1	×
杵築市	人権啓発・部落差別解消推進課	H18.3.24	策定予定	H24.7.11	H24.9.20	○
宇佐市	人権啓発・部落差別解消推進課	H25.4.1	H24.4	H17.12.22	H25.7.1	○
豊後大野市	人権・部落差別解消推進課	H17.7.19	H28.3	H18.7.21	H17.7.19	○
由布市	総務課	H17.10.1	H28.3	H18.10.1	H18.6.1	×
国東市	政策企画課	H18.3.31	H29.3	H25.4.1	H19.5.7	○
姫島村	総務課	H26.4.1	H31.3	H26.3.17	—	×
日出町	総務課	H18.7.4	H28.4	H22.2.10	H18.7.4	×
九重町	社会教育課	H26.3.24	H28.4	H19.4.1	H26.4.1	×
玖珠町	人権確立・部落差別解消推進課	H20.4.1	H23.4	H21.4.1	H18.4.1	×
合計	18	18	17	18	17	9

6 市町村議会における女性議員の状況・市町村における審議会等の女性委員の状況

市町村	市町村 議会議員		委員会・審議会等の委員						女性委員 の割合
			地方自治法180条の5		地方自治法202条3		計		
	総数(人)	女性数(人)	総数(人)	女性数(人)	総数(人)	女性数(人)	総数(人)	女性数(人)	
大分市	44	2	39	9	859	249	898	258	28.7%
別府市	25	2	28	5	448	79	476	84	17.6%
中津市	24	5	39	9	815	231	854	240	28.1%
日田市	22	1	57	10	548	113	605	123	20.3%
佐伯市	23	3	37	8	672	198	709	206	29.1%
臼杵市	18	2	35	9	283	95	318	104	32.7%
津久見市	14	0	32	4	260	83	292	87	29.8%
竹田市	16	1	29	6	336	79	365	85	29.3%
豊後高田市	16	1	29	8	194	51	223	59	26.5%
杵築市	18	0	27	4	434	123	461	127	27.5%
宇佐市	23	2	36	2	583	143	619	145	23.4%
豊後大野市	17	1	31	5	410	141	441	146	33.1%
由布市	17	2	27	7	325	86	352	93	26.4%
国東市	18	1	30	6	779	243	809	249	30.8%
姫島村	8	0	21	4	116	17	137	21	15.3%
日出町	16	3	34	3	231	52	265	55	20.8%
九重町	12	2	25	4	154	45	179	49	27.3%
玖珠町	14	1	33	9	115	20	148	29	19.6%
合計	345	29	589	112	7,562	2,048	8,151	2,160	26.5%

資料：「市町村議会議員」は、令和元年度総務省調査（令和元年12月現在）

「委員会・審議会等の委員」は、令和元年度内閣府調査（令和元年4月現在）

7 市町村管理職職員の状況

(平成31年4月現在)

市町村	管理職総数(人)	うち女性 管理職数 (人)	女性 比率	うち一般行政職		
				管理職総数(人)	うち女性 管理職数(人)	女性 比率
大分市	147	10	6.8%	122	9	7.4%
別府市	80	8	10.0%	61	4	6.6%
中津市	119	16	13.4%	76	9	11.8%
日田市	69	11	15.9%	57	5	8.8%
佐伯市	87	6	6.9%	74	4	5.4%
臼杵市	40	1	2.5%	32	0	0.0%
津久見市	23	1	4.3%	23	1	4.3%
竹田市	46	4	8.7%	36	1	2.8%
豊後高田市	36	2	5.6%	29	2	6.9%
杵築市	33	3	9.1%	33	3	9.1%
宇佐市	56	10	17.9%	48	9	18.8%
豊後大野市	55	10	18.2%	37	6	16.2%
由布市	50	5	10.0%	40	2	5.0%
国東市	44	5	11.4%	35	2	5.7%
姫島村	18	1	5.6%	17	1	5.9%
日出町	25	2	8.0%	22	2	9.1%
九重町	18	4	22.2%	18	4	22.2%
玖珠町	21	1	4.8%	21	1	4.8%
合計	967	100	10.3%	781	65	8.3%

資料：令和元年度内閣府調査

8 自治会組織の代表者の状況

(平成31年4月現在)

市町村	自治会組織の代表者数		
	総数(人)	女性数(人)	比率
大分市	687	21	3.1%
別府市	145	7	4.8%
中津市	383	12	3.1%
日田市	162	2	1.2%
佐伯市	368	7	1.9%
臼杵市	304	21	6.9%
津久見市	31	0	0.0%
竹田市	355	19	5.4%
豊後高田市	164	1	0.6%
杵築市	172	6	3.5%
宇佐市	346	5	1.4%
豊後大野市	205	3	1.5%
由布市	149	5	3.4%
国東市	130	1	0.8%
姫島村	6	0	0.0%
日出町	75	1	1.3%
九重町	135	2	1.5%
玖珠町	278	19	6.8%
合計	4,095	132	3.2%

資料：令和元年度内閣府調査

9 令和元年度市町村の男女共同参画関連事業及び職員研修の実施状況

市町村	事業名・行事名	時期	職員研修（テーマ等）	時期	対象者・人数
大分市	男女共同参画週間記念講演会	6月	男女共同参画社会について	4月	新採用職員（129人）
	こどもフェスタ	5月	男女共同参画社会について	6月	35歳職員（62人）
	男女共生セミナー	5月～1月	男女共同参画社会について	7月	30歳職員（91人）
	講演会・セミナーでの託児	5月～1月	命の大切さ	3月	文化国際課職員（23人）
	講師派遣事業	5月～3月			
	センター情報誌 Demain の発行	7, 11, 4月			
	街頭啓発活動	6, 9, 11月			
	市報、市ホームページ、センターフェイスブックページ、メールマガジンでの広報	4月～3月			
	男女共同参画に取り組む市民団体との交流、連携、人材育成	4月～3月			
	職員への啓発事業	4月～3月			
相談事業	4月～3月				
別府市	市報掲載	4月～3月	男女共同参画の在り方	4月	民生委員、児童委員（30人）
			庁内 DV 等防止ネットワーク会議	9月	庁内ネットワーク会議に関係する課の担当職員（24人）
	ケーブル TV による広報	5月～11月, 1月	ハーグ条約について	1月	関係課職員等（60人）
	2019 ベっぴ男女共同参画フォーラム	9月			
	センター主催講座	6月～2月			
	企業・団体等向け講座	8月			
	中学生対象講座	11月			
	成人式チラシ配布	1月			
	啓発誌発行	7, 11, 2月			
中津市	「男女共同参画社会の実現に向けた標語」の募集及び表彰式	募集期間：4月～5月 表彰式：6月			
	市報の掲載	随時			
	男女共同参画学習会	通年			
	女性に対する暴力をなくす運動街頭キャンペーン	11月			
	啓発ビデオの貸し出し	通年			

市町村	事業名・行事名	時期	職員研修（テーマ等）	時期	対象者・人数
	「ファミリー向け料理教室」の開催	11,12月			
	企業・事業所訪問	10月			
	男女共同参画週間記念講演会	6月			
日田市	女性人材育成事業	5月～11月			
	男女共同参画セミナー	年間			
	男女共同参画週間啓発活動	6月			
	女性に対する暴力をなくす運動街頭啓発	11月			
	広報紙への掲載	年間			
佐伯市	街頭啓発（男女共同参画週間）	6月	男女共同参画講演会	6月	市民、職員（55人）
	男女共同参画講演会	6月	LGBTについて	10月～11月	全職員（900人）
	市民講座	10,11月	市民講座	10,11月	市民、職員（83人）
	女性に対する暴力をなくす運動街頭啓発	11月	人権啓発講演会	12月	市民、職員（169人）
	人権啓発推進協議会支部講演会	11月			
	人権啓発講演会	12月			
臼杵市	AV出演強要「JKビジネス等」被害防止月間、男女共同参画週間、女性に対する暴力をなくす運動期間	4,6,11月	「人権・同和問題啓発研修協議会」における職場研修	年間	全職員（各課単位）
	男女共同参画講演会	6月			
	男女共同参画推進懇話会	年4回			
	男女共同参画研修会	年間			
	男女共同参画セミナー	8,9,11,2月			
津久見市	人権教育・啓発研修会	6,9,11,1月	津久見市人権教育・啓発研修会	8月	市職員・教職員・市民（179人）
	津久見市男女共同参画審議会	6月	人権研修	8月	市職員・教職員・市民（170人）
			人権フォーラム	1月	市職員・教職員・市民（280人）
			職員人権研修会	2月	市職員（157人）
竹田市	男女共同参画週間街頭啓発キャンペーン	6月			
	竹田市男女共同参画推進大会	11月			
	男女共同参画啓発チラシ配布	3月			

市町村	事業名・行事名	時期	職員研修（テーマ等）	時期	対象者・人数
豊後高田市	市報掲載	6月			
	隣保館だより掲載	6月			
	ホームページ掲載	6月			
	CATV出演・放映	6月			
	ラジオ出演	6月			
	男女共同参画週間街頭啓発	6月			
	講演会				
杵築市	市報掲載	6,11月	男女共同参画	6月	全職員（87人）
	男女共同参画週間啓発活動	6月	女性の人権	11月	全職員（19人）
	杵築市男女共同参画まちづくり講演会	6月			
	市内企業訪問	6月			
	「女性に対する暴力をなくす運動」啓発活動	11月			
	デートDV講座	12月			
宇佐市	男女共同参画推進事業	4月～3月	多様な価値観と生き方を認め合う「共生社会」の実現	4月、2月	元年度新規採用職員、消防職員（60人）
	街頭啓発	6,11月	人権尊重社会の実現	8,10月	出先職場職員研修、本庁・支所職員研修、人権推進員研修（632人）
	講演会	6月	人権文化の構築、人権8課題	3月	2年度新規採用職員（20人）
豊後大野市	市報ぶんごおおの掲載	随時	ハラスメント防止研修	11月	職場研修推進担当者（118人）
	男女共同参画週間キャンペーン	6月	ハラスメント防止研修	10月～12月	全職員（340人）
	男女共同参画市民のつどい	6月			
	男女共同参画市民講座	年間			
	男女共同参画だより発行	10,3月			
	女性に対する暴力をなくす運動キャンペーン	11月			
	癒しのコンサート	12月			
	女性人材リスト活用	年間			
	市内企業訪問	11月			
	性別記載調査・マニュアル作成	4月～10月			

市町村	事業名・行事名	時期	職員研修（テーマ等）	時期	対象者・人数
由布市	男女共同参画週間キャンペーン	6月			
	女性に対する暴力をなくす運動キャンペーン	11月			
	「家族の日、家族の習慣」啓発	11月			
国東市	市報、ホームページ、CATVへの掲載	随時	女性の活躍	5月	市職員（40人）
	女性塾	随時			
	男女共同参画研修会	5月			
	「男女共同参画週間」街頭啓発	6月			
	企業訪問	6月			
	男女共同参画審議会	7月			
	「女性に対する暴力をなくす運動」キャンペーン	11月			
	男女共同参画講演会	1月			
姫島村	男女共同参画週間街頭啓発キャンペーン	6月			
	女性に対する暴力をなくす運動街頭啓発キャンペーン	11月			
日出町	日出町男女共同参画講演会	5月			
	男女共同参画週間街頭啓発キャンペーン	6月			
	女性に対する暴力をなくす運動街頭キャンペーン	11月			
九重町	男女共同参画週間街頭啓発キャンペーン	7月			
	街頭キャンペーン（人権研修時）	12月			
玖珠町	街頭啓発キャンペーン	6, 12月	職場におけるハラスメント防止に向けて	8, 2月	町職員（113人）
	「広報くす」への掲載	随時			
	くす女性会議と行政との意見交換会	10月			

第 7 部

資料編

- 男女共同参画社会基本法
- 大分県男女共同参画推進条例
- 男女共同参画の推進に関する年表

男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日
法律第78号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣

行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
 - 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
 - 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定め、たそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第2条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

大分県男女共同参画推進条例

(平成14年3月29日大分県条例第23号)
改正(平成21年3月30日大分県条例第20号)

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれており、県では、これまでの国際社会や国内の動向を踏まえ、男女平等の実現に向けて、県民一体となって取り組んできたところである。

しかしながら、現実には、女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会制度又は慣行が依然として存在しており、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

こうした状況の中で、少子高齢化や国際化など社会経済情勢の急激な進展に対応し、活力ある豊かな社会を築くためにも、社会のあらゆる分野で男女が対等にその個性と能力を遺憾なく発揮できる環境づくりが重要である。

ここに、私たち県民は、性別にかかわらず、男女がお互いの人権を尊重し、喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の実現を願い、大分の子供たちの未来のためにも、県、県民及び事業者が一体となって、男女共同参画社会の実現に向けた取組を力強く推進することを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女の平等を基礎とした男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- 三 セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる性的な言動(以下この号において「性的な言動」という。)により個人の生活環境を害すること又は性的な言動に対する個人の対応に起因して当該個人に不利益を与えることをいう。
- 四 ドメスティック・バイオレンス 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び配偶者であった者を含む。)間における暴力的行為(身体的又は精神的に苦痛を与える行為をいう。以下同じ)をいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、男女が相互の身体の特徴について理解し合うことにより、性と生殖に関する健康と権利を互いに認め合えるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 6 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、男女共同参画の推進に当たり、県民、事業者、市町村及び国と連携して取り組むものとする。

- 3 県は、第一項に規定する施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(県民の責務)

第五条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組み、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第七条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスその他の男女間における暴力的行為を行ってはならない。

(公衆に情報を表示する場合の配慮)

第八条 何人も、公衆に情報を表示する場合は、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスその他の男女間における暴力的行為を助長し、又は是認する表現を行わないよう努めなければならない。

第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第九条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

- 3 知事は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。

- 4 知事は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ、大分県男女共同参画審議会に諮問しなければならない。

- 5 知事は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 6 前三項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第十一条 県は、広報活動等を通じて、基本理念に関する県民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(教育及び学習の充実)

第十二条 県は、学校教育、社会教育その他の教育の分野において、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第十三条 県は、家族を構成する男女が共に家庭生活における活動とその他の活動とを両立して行うこと

ができるように、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第十四条 県は、法令等により設置された委員並びに委員会、審議会及びこれらに準ずるものの構成員の選任に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする。

2 県は、市町村における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確保されるように、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(県民等からの意見等の申出)

第十五条 知事は、県民及び事業者(以下「県民等」という。)から、男女共同参画の推進に必要と認められる意見等の申出があった場合は、適切な処理に努めるものとする。

(調査研究)

第十六条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(市町村及び民間の団体に対する支援)

第十七条 県は、市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の報告)

第十八条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、その事業活動における男女共同参画の推進状況について報告を求めることができる。

(年次報告等)

第十九条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況についての報告書を作成し、これを公表するものとする。

第三章 大分県男女共同参画審議会

(大分県男女共同参画審議会)

第二十条 次に掲げる事務を行うため、大分県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

一 第九条第四項の規定により諮問された事項について調査審議すること。

二 第二十二條第一項の規定による県民等からの申出を処理すること。

三 男女共同参画の推進に関する重要な事項について、知事の諮問に応じて答申し、及び知事に建議すること。

(組織及び委員)

第二十一条 審議会は、知事が任命する委員二十人以内をもって組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満であってはならない。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(審議会に対する苦情等の申出)

第二十二条 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に係る苦情又は性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に係る相談を審議会に申し出ることができる。

2 審議会は、前項の規定による苦情の申出があった場合は、必要に応じて、県の機関に対し、説明又は県が保存する関係書類その他の記録の閲覧若しくはその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるよう助言、指導、勧告等を行うものとする。

3 審議会は、第一項の規定による相談の申出があった場合は、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で説明又は関係書類その他の記録の閲覧若しくはその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

4 審議会は、前二項の規定により県民等からの申出を処理した場合は、当該申出に係る処理の経過及び結果について、当該申出をした県民等に通知するものとする。

(男女共同参画苦情処理委員)

第二十三条 審議会に、前条第一項の規定による県民等からの申出に係る事項を専門的に調査させ、又は処理させるため、男女共同参画苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)を置く。

2 苦情処理委員は、規則で定める場合には、前条第二項から第四項までの規定にかかわらず、同条第二項から第四項までに規定する審議会の権限に属する事務を処理するものとする。この場合において、必

要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

- 3 苦情処理委員は、前項の規定により県民等からの申出を処理した場合は、次の審議会の会議において報告するものとする。

第四章 雑則

(委任)

第二十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第十五条及び第三章の規定は、平成十四年六月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)第十四条第一項の規定により定められている男女共同参画計画は、第九条第一項の規定により策定された男女共同参画計画とみなす。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

男女共同参画の推進に関する年表

年	大分県	国	世界(国連)
1975年 昭和50年		婦人問題企画推進本部設置	国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択
1976年 昭和51年			国連婦人の10年(昭和60年まで。目標:平等、発展、平和)
1977年 昭和52年		「国内行動計画」策定	
1978年 昭和53年	青少年婦人室設置 大分県婦人行政企画推進会議(副知事を長とする庁内組織)設置 大分県婦人問題懇話会(知事の私的諮問機関)設置 「婦人の実態調査」実施		
1979年 昭和54年			国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択
1980年 昭和55年	「婦人の明日をひらく - 県内行動計画」策定 青少年婦人室から青少年婦人課へ改組		「国連婦人の10年」中間年世界会議(コペンハーゲン)「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択
1983年 昭和58年	懇話会が「いま問われている父親の役割」を提言		
1985年 昭和60年		「国籍法」改正 「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准	「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択
1986年 昭和61年	懇話会が「政策・方針決定の場への女性の参加促進」を提言	婦人問題企画推進有識者会議開催	
1987年 昭和62年	「家庭生活に関する実態調査」実施	「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
1988年 昭和63年	「社会生活に関する実態調査」実施		
1989年 平成元年	「若い世代に関する実態調査」実施		
1990年 平成2年	青少年婦人課から女性青少年課へ名称変更 大分県婦人問題懇話会から大分県女性に関する懇話会へ名称変更		「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択
1991年 平成3年	「おおいた女性プラン21」策定	「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」策定 「育児休業法」公布	
1993年 平成5年	懇話会が「安心して子どもを産み育てられる環境づくりに向けて」を提言		国連世界人権会議「ウィーン宣言」
1994年 平成6年		男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置(政令) 男女共同参画推進本部設置	国際人口開発会議(カイロ)
1995年 平成7年	懇話会が「いきいきとした地域社会構築のための女性の役割」を提言 「男女の生活と意識に関する実態調査」実施	「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化)	第4回世界女性会議(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択
1996年 平成8年		「男女共同参画ビジョン」答申 「男女共同参画2000年プラン」策定	
1997年 平成9年	懇話会が「男女共同参画 身近なとこ	男女共同参画審議会設置(法律)	

年	大分県	国	世界(国連)
	ろからのアクションプログラム」を提言	「男女雇用機会均等法」改正	
1999年 平成11年	懇話会が「男女共同参画社会が男性に期待するもの」を提言 大分県女性に関する懇話会から大分県男女共同参画懇話会へ名称変更 「男女共同参画社会づくりのための意識調査」実施	「男女共同参画社会基本法」公布、施行 「児童買春・児童ポルノ禁止法」公布、施行	
2000年 平成12年		「男女共同参画基本計画」閣議決定 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行	国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)
2001年 平成13年	「おおいた男女共同参画プラン」策定 大分県男女共同参画推進本部設置(知事本部長)	男女共同参画局設置 男女共同参画会議設置 「DV防止法」公布・施行 「育児・介護休業法」改正	
2002年 平成14年	「大分県男女共同参画推進条例」公布・施行 大分県男女共同参画審議会設置 女性青少年課から青少年・男女共同参画課へ改組		
2003年 平成15年	大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)開設	「次世代育成支援対策推進法」公布、施行	
2004年 平成16年	青少年・男女共同参画課から県民生活・男女共同参画課へ改組 「男女共同参画社会づくりのための意識調査」実施	「DV防止法」改正 (12月2日施行:①配偶者からの暴力の定義が身体的暴力に限定されていたものから言葉や態度などによる精神的暴力も含むこととなった、②元配偶者も保護命令の対象となった。③退去命令の期間が2か月へ	
2005年 平成17年	「大分県DV対策基本計画」策定	「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 「育児・介護休業法」改正	「北京+10」、ジェンダーと開発(GAD)イニシアティブ
2006年 平成18年	「おおいた男女共同参画プラン(改訂版)」策定	「男女雇用機会均等法」改正	第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合「東京閣僚共同コミュニケ」
2007年 平成19年		「男女雇用機会均等法」施行(セクハラ防止に配慮する義務が「セクハラの防止措置をとる義務」へと強化) 「DV防止法」改正(平成20年1月施行、電話等を禁止する保護命令(①面会の要求②行動の監視に関する事項を告げること等③著しく粗野・乱暴な言動④無言電話、連続しての電話・ファクシミリ・電子メールほか) 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	
2009年 平成21年	「大分県DV対策基本計画(改定版)」策定	「育児・介護休業法」改正	(第6回報告に対する)女子差別撤廃委員会からの最終見解

年	大分県	国	世界(国連)
	アイネスを配偶者暴力相談支援センターに指定(8月3日) 「男女共同参画社会づくりのための意識調査」実施		
2010年 平成22年	県民生活・男女共同参画課をアイネスに移転・統合	「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定(H22.12月)	
2011年 平成23年	「第3次おおいた男女共同参画プラン」策定	「障害者虐待防止法」成立(H24.10月施行) 「第2次犯罪被害者等基本計画」(平成23年3月25日閣議決定)	
2012年 平成24年	「第3次大分県DV対策基本計画」策定	「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」(H25.3月施行)	
2013年 平成25年		「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」(連続して電子メールを送信する行為が規制対象に追加、H25.10月全面施行) 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(教育支援、生活支援、保護者への就労支援、経済的支援等、H26.1月施行) 「障害者差別解消法」(「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」、H28.4月施行) 「第3次障害者基本計画」(H25.9.27閣議決定) 「生活困窮者自立支援法」(自立相談支援、住居確保支援、就労支援ほか、H27.4月施行) 「DV防止法」改正(生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者を対象とする、H26.1月施行)	
2014年 平成26年	「男女共同参画社会づくりのための意識調査」実施	「児童買春・児童ポルノ禁止法」改正(自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノ所持への処罰規定、H26.7月施行) 「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」(私事性的画像記録の提供等により私生活の平穩を侵害する行為への処罰規定、12月全面施行)	女子差別撤廃条約実施状況報告(第7回及び第8回報告)
2015年 平成27年	「女性が輝くおおいた推進会議」設立 「大分県犯罪被害者等支援推進指針」(仮称)	「女性活躍推進法」成立(H27.9月部分施行、H28.4月全面施行) 「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定(H27.12月)	「北京+20」 国連サミット「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択(SDGsのゴール5として「ジェンダー平等」明記)
2016年 平成28年	「第4次おおいた男女共同参画プラン」策定 「大分県犯罪被害者等支援推進指針」策定 「おおいた性暴力救援センター・すみれ」開設	「育児・介護休業法」改正(介護休暇、子の看護休暇の半日単位での取得可能、H29.1月施行)	

年	大分県	国	世界(国連)
2017年 平成29年	「第4次大分県 DV 対策基本計画」策定	「男女雇用機会均等法」施行(マタハラ対策は事業主の責務、H29.1月施行) 「育児・介護休業法」改正(育児休業期間の延長、H29.10月施行)	
2018年 平成30年		「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(H31.4月施行) 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」(H30.5月施行)	
2019年 平成31年 令和元年	「男女共同参画社会づくりのための意識調査」実施	「女性活躍推進法」改正(一般事業主行動計画の策定・届出及び情報公開の義務の対象拡大 R4.4月施行) 「DV防止法」改正(連携・協力すべき機関として児童相談所を法律上明確化)	「G20大阪サミット」
2020年 令和2年	「女性が輝くおおいたアクションプラン2020」策定		

令和2年版 おおいた男女共同参画プラン年次報告

令和2年11月発行

発行者 大分県生活環境部県民生活・男女共同参画課
〒870-0037 大分市東春日町1-1
電話 097-534-2039